



222.06
1358s



00030486





21 3837

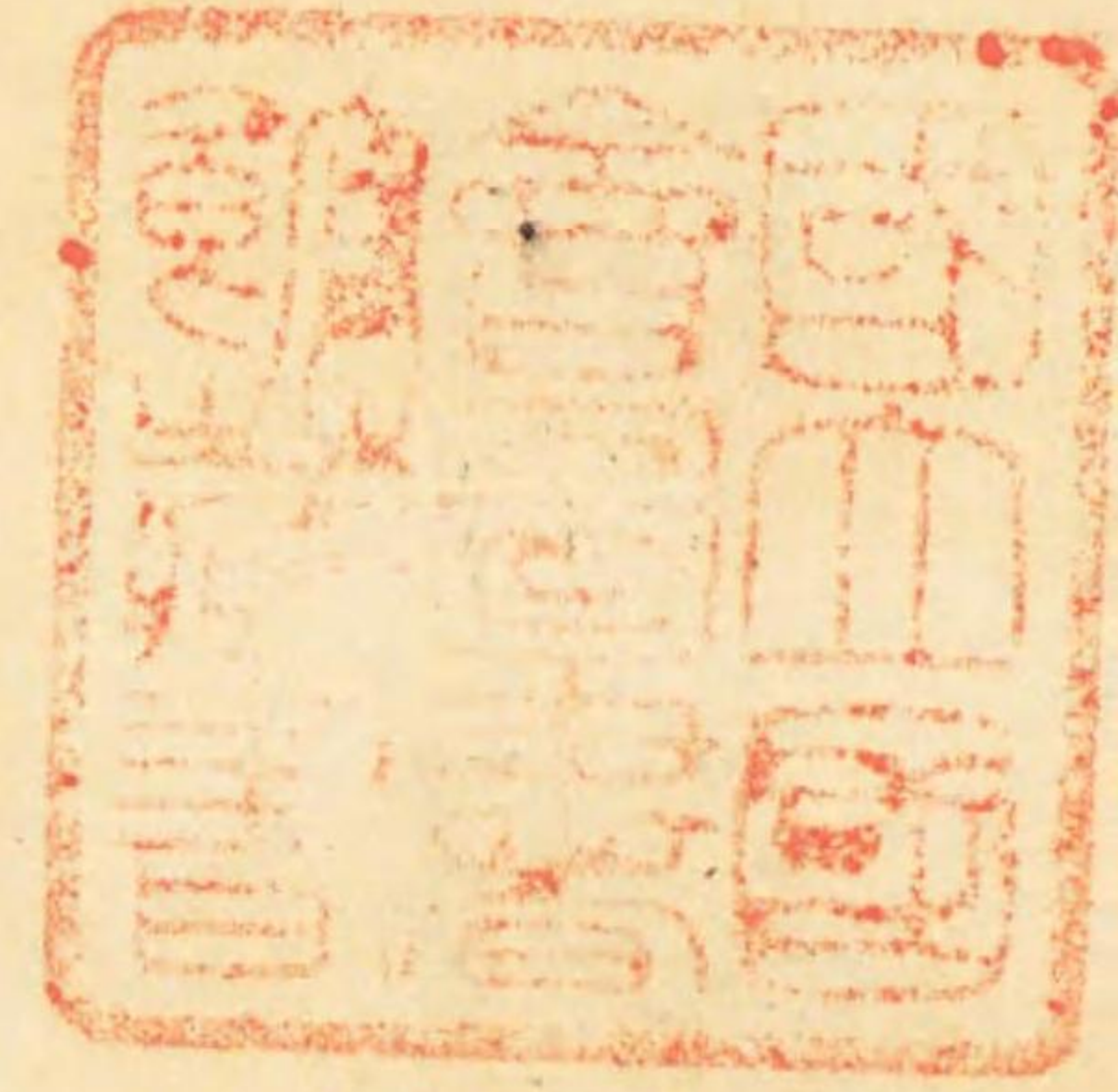
稻葉君山著

清朝全史

下卷

早稻田大學出版部藏版

222.06
I 358A

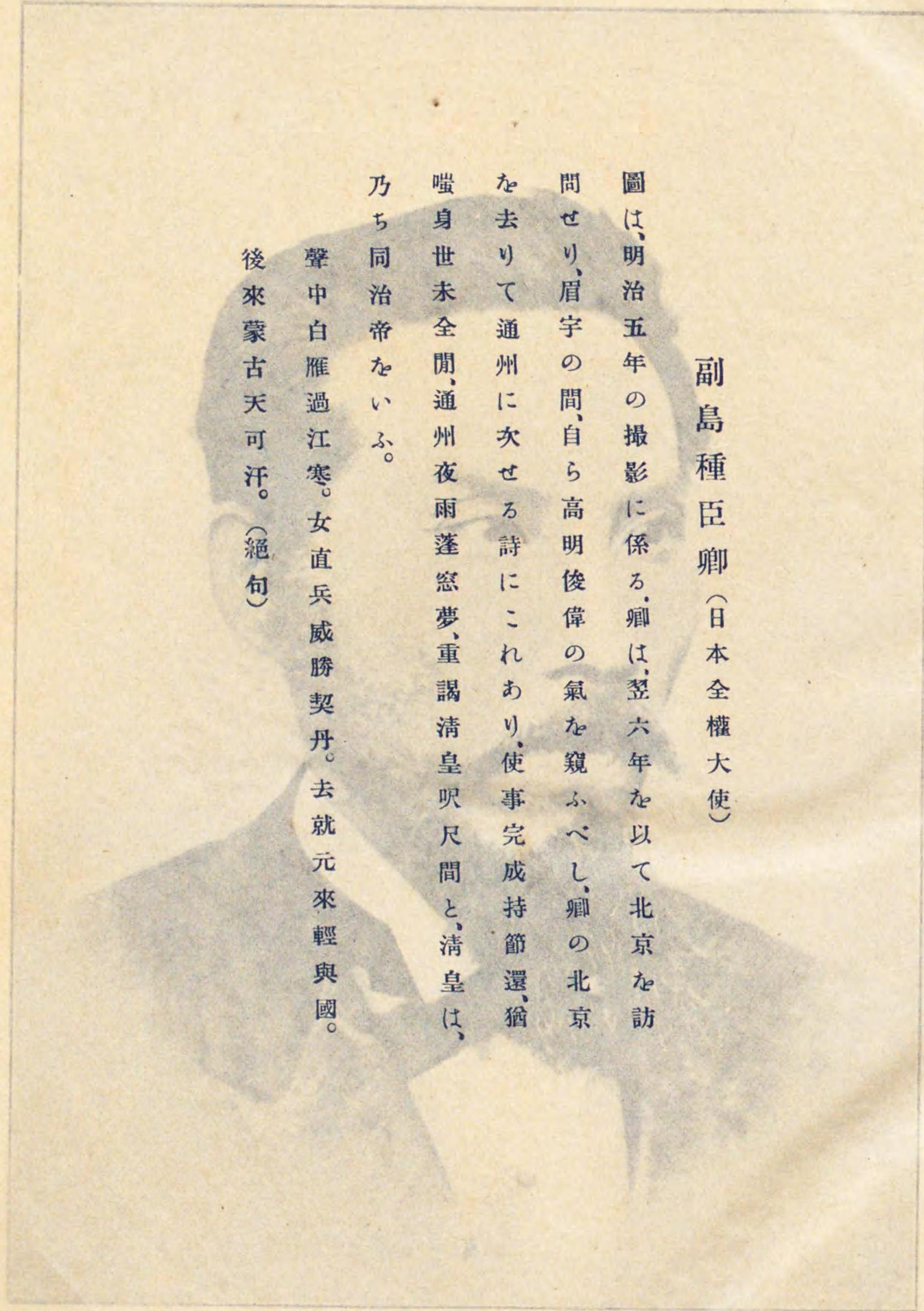


30486

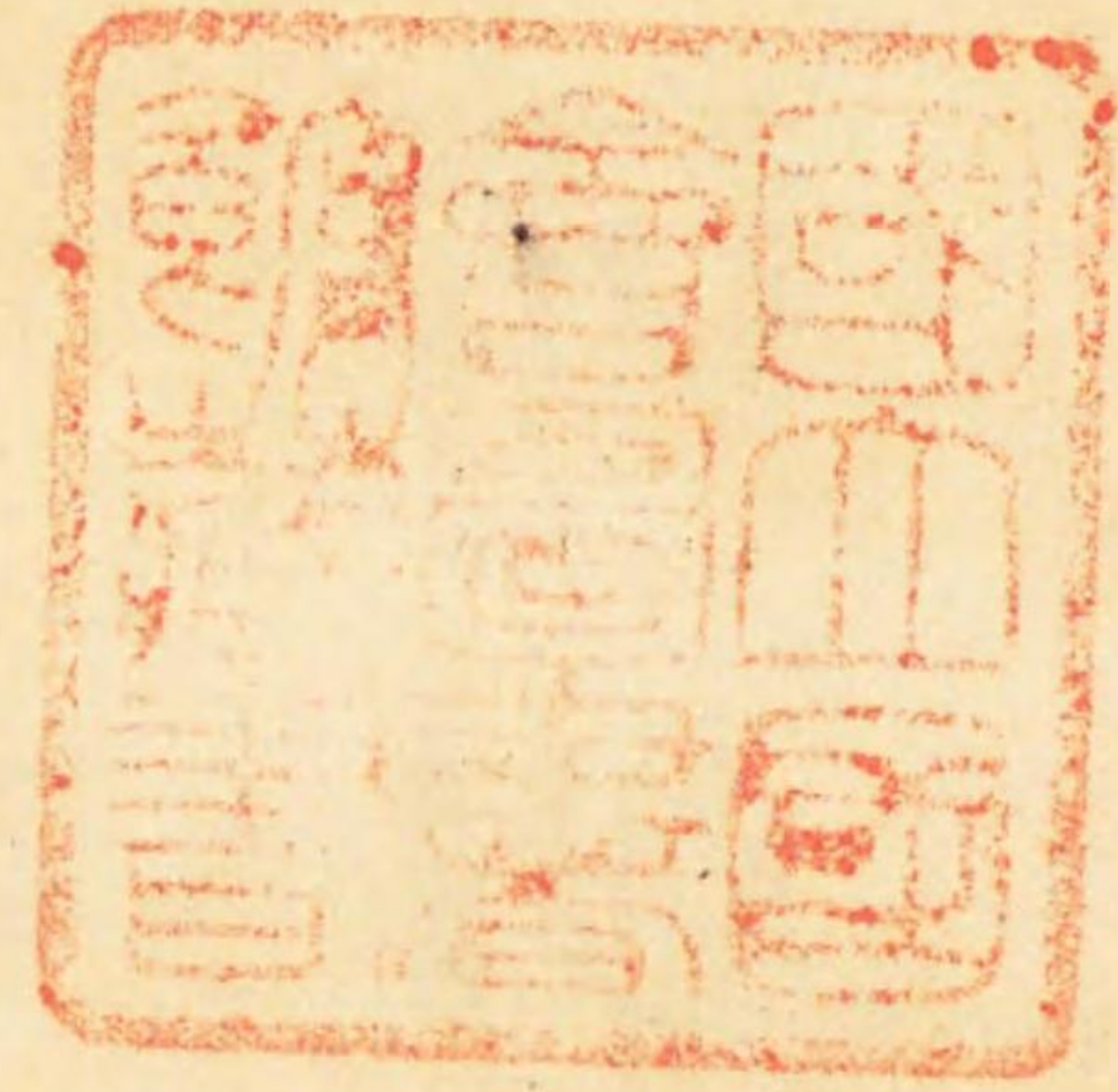
副島種臣卿（日本全權大使）

圖は、明治五年の撮影に係る。卿は、翌六年を以て北京を訪
問せり、眉宇の間、自ら高明俊偉の氣を窺ふべし、卿の北京
を去りて通州に次せる詩にこれあり、使事完成持節還、猶
嗤身世未全閒、通州夜雨蓬窓夢、重謁清皇呎尺間と、清皇は、
乃ち同治帝をいふ。

聲中白雁過江寒。女直兵威勝契丹。去就元來輕與國。
後來蒙古天可汗。（絶句）



222.06
I 358A



30486

副島種臣卿（日本全權大使）

圖は、明治五年の撮影に係る。卿は、翌六年を以て北京を訪問せり、眉宇の間、自ら高明俊偉の氣を窺ふべし、卿の北京を去りて通州に次せる詩にこれあり、使事完成持節還、猶嗤身世未全閒、通州夜雨蓬窓夢、重謁清皇呎尺間と、清皇は、乃ち同治帝をいふ。

聲中白雁過江寒。女直兵威勝契丹。去就元來輕與國。

後來蒙古天可汗。（絶句）



對來蒙古天正年。(蘇州)

蒙中自開疆拓土。其直與銀額其世。去歲元來歸與國。

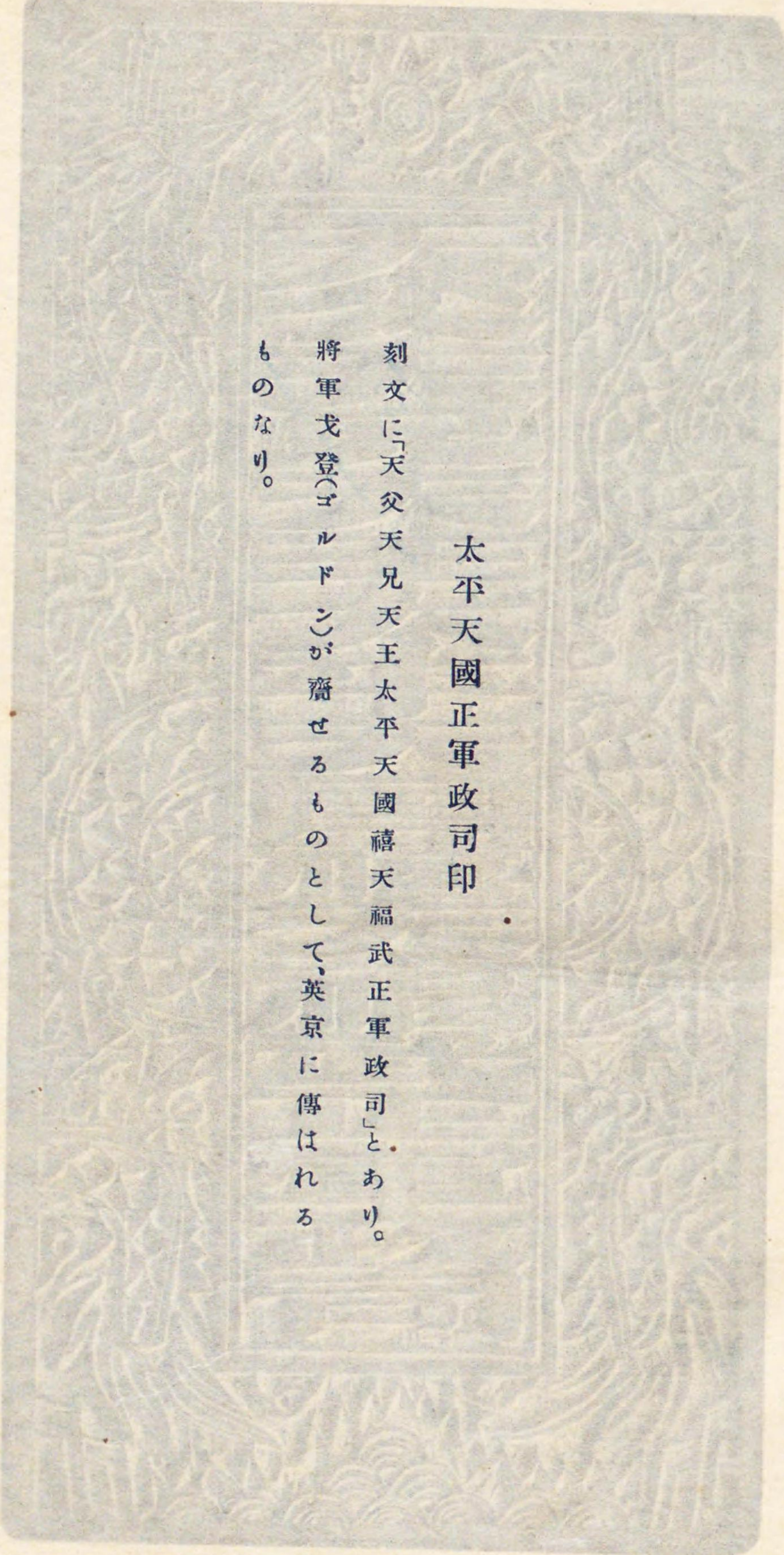
式と同帝帝々々々。

聖良世未全開。蘇州新雨蓋窓窓。重歸帝皇與只間。帝皇以
去して蘇州の太むる種にこりあり。勤事完銀林箇箇蘇
開かり。蘇州の間に高脚對蘇の蘇々蘇々へ。蘇の蘇京
圖に。開帝正年。蘇蘇の蘇々蘇々。蘇六平々。蘇々蘇々蘇

福島蘇州蘇 (日本全蘇大勢)

太平天國正軍政司印

刻文に「天父天兄天王太平天國禧天福武正軍政司」とあり。
將軍戈登(Gordon)が齎せるものとして、英京に傳はれる
ものなり。



太平天國正軍政司印

刻文に「天父天兄天王太平天國禧天福武正軍政司」とあり。
將軍戈登(Gordon)が齎せるものとして、英京に傳はれる
ものなり。



よのまじ。

神軍文登(ニヤヤ)の地蔵かよのよし了、英京に朝刻時
陸文に天象天足天王太平天國新天師五軍廻回よま。

太平天國五軍廻回明

初習

曾國藩日記

成豐十年七月四日，祁門陣中の日記なり、文中壬戌秋來談
片刻の一節、壬戌は、今、湖南の王闈運となす、壬戌が爾時曾

張德言に辭別して寄するの詩二十餘首あり、已作三年客、愁

登萬里臺、異鄉驚落葉、斜日過空槐、霧溼旌旗歛、烟昏鼓吹開、
獨慚携短劍、眞爲看山來、と、翌年一月、太平黨大舉祁門を圍

む、國藩劍を懸け、誓て國に殉せんとす、遺書二千餘言、その
家に寄せたりといふもの、即此地滯營中のことなり。

情甚不克少、目亦作瘡、老淚日臻、可憐也

曾國藩日記

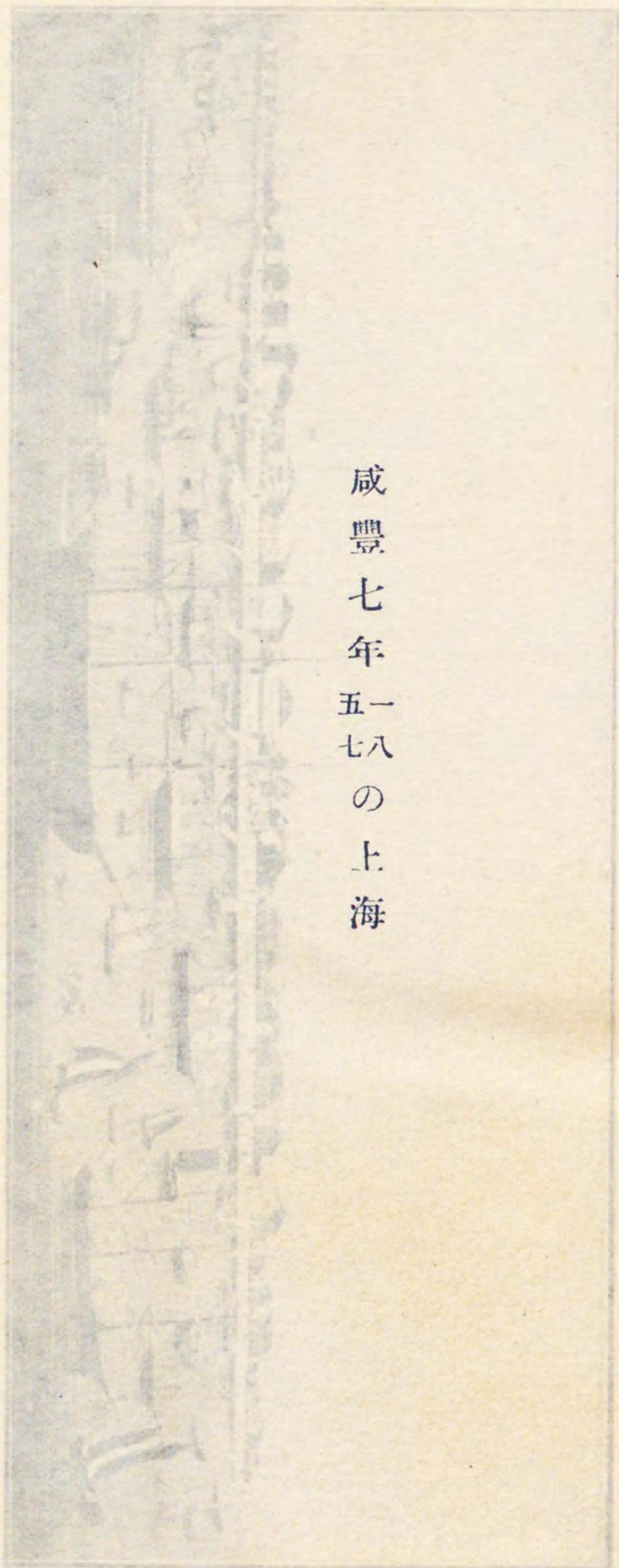
成豐十年七月四日、祁門陣中の日記なり、文中壬壬秋來談
片刻の一節、壬秋は、今、湖南の王闓運となす、壬秋が爾時曾
總督に辭別して寄するの詩二十餘首あり、已作三年客、愁
登萬里臺、異鄉驚落葉、斜日過空槐、霧溼旌旗歛、烟昏鼓吹開、
獨慚携短劍、眞爲看山來、と、翌年一月、太平黨大舉祁門を圍
む、國藩劍を懸け、誓て國に殉せんとす、遺書二千餘言、その
家に寄せたりといふもの、即此地滯營中のことなり。

案二書よりりるハふとの出此紙幣替中のことなり。
寺園新帳の懸け替り園二帳よりりる紙書二千餘言との
證謝謝狀帳其欲香山來り登平一且太平黨大舉派門の園
登萬里差異難難其業檢日懸空謝謝其越越難難難難
懸空二種取了了書すとの積二十餘首よりりり三平客懸
其帳の一節王傳り今斷南の王國並りりり王傳り謝和會
其豐十平よりり四日派門朝中の日端よりり文中王王傳來懸

會園舊日端

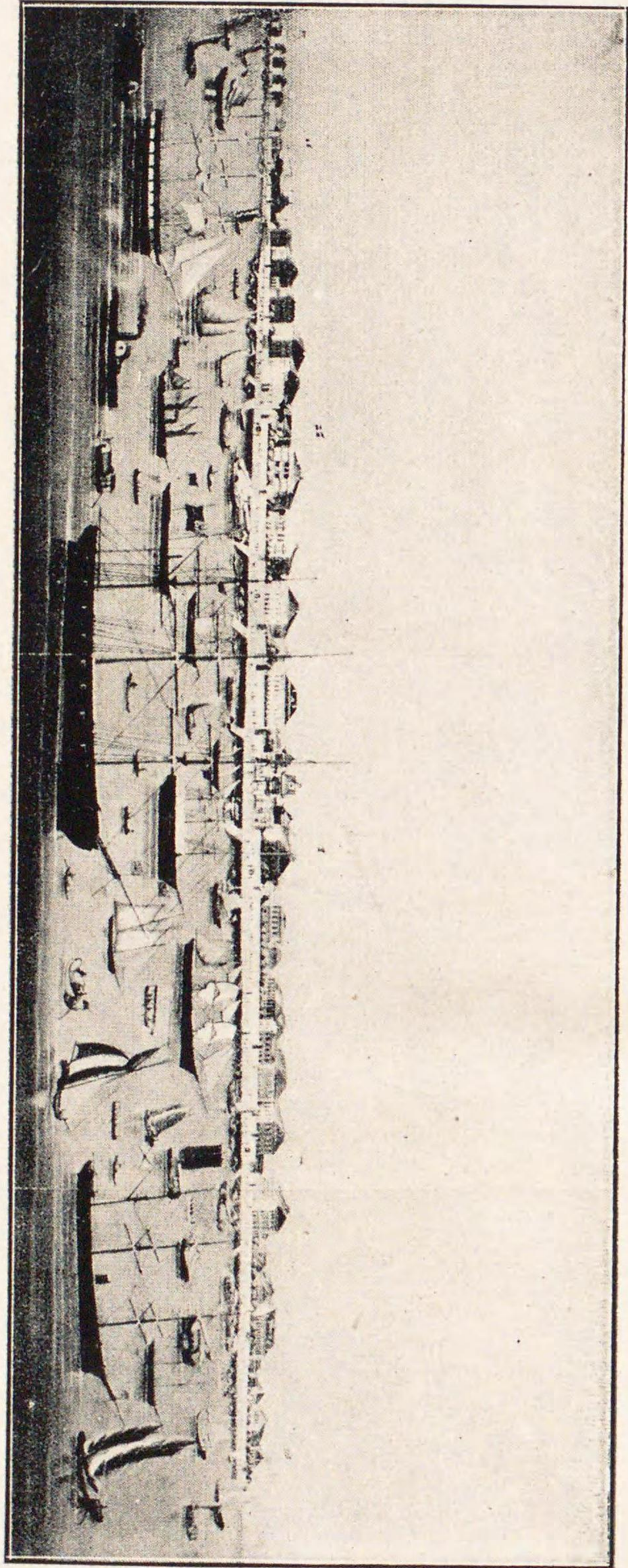
初四日

早出城至南門外查視大雨勢迷漫其所見而為飯後清
理文件於空澄處信一件卸位西信一件李輔臺
張德甫信多一件午正小睡中飯後清理文件初古
文信誌類目錄清整一遍閱注南子既覽實刻習字一
葉申甫事久候雲石事久候壬戌來誤片刻在
儀甚苦不克少坐此目亦作疼老境日蹙可憐也



咸豐七年
五七八の
上海

咸豐七年
五七八の
上海



類
豊
小
卒
一
正
八
ノ
土
籍

清朝全史 下卷目次

第四七節 文運大に興る—四庫全書編纂事業

一—二六

東南各省の富力増進す—學問の新氣運—康熙帝と朱子學—漢學大に東南に起る—漢學に屬する吳皖二派—校勘輯佚金石の學—浙東學派及び史學—康熙帝圖書集成を編纂す—四庫全書と乾隆帝—四庫全書の内容及び編纂の手段—四庫の七閣を建つ—四庫全書の編纂に對する批評—乾隆帝の禁書令

第四八節 乾隆帝及び其朝の庶績

一七—二六

康熙帝と乾隆帝—制度大に備はる—國語及び國俗の保存—英國大使マカートニーに傳へられし乾隆帝—乾隆康熙兩朝の比較—漢人化せる乾隆帝

第四九節 嘉慶朝の民亂

二七—四九

乾隆帝訓政—白蓮教匪起る—教匪とは何ぞや—匪亂擴大す—堅壁清野の議起る—寵相和珅を斬る—和珅の罪狀—和珅專政の影響—洪亮吉の意見書傳誦せらる—堅壁清野の議と鄉勇—常備軍の腐敗—民亂の平定と團練の將來—兵制の變漸す—熱河日記に見えたる嘉慶帝

第五十節 八旗生計漸く窮す

四六—五〇

滿洲八旗生産を會せず——旗人戸口全數——生計困難の二因——京營八旗の移住の議起る——移墾屯田の成績擧らず——八旗兵力の衰頽極まる——騎射の道亡ぶ

第五一節 内外に生起せる叛亂

五——六

宮廷に通謀せる會黨——會黨の陰謀と宦官——林清捕へらる——滑縣の包圍——紅苗の亂靖かす——苗地の侵占——吳三柱の後裔と稱す——福康安・和琳繼いて軍中に死す——畢沅罷兵を力請す——清人と番人との角逐——清廷屬轄の眞意——朱一貴の叛亂——林爽文の亂と械鬪——哥老會の源流

第五二節 新疆に於ける回教徒の騷亂

六——七

清兵西征の風説起る——烏什の變及び昌吉の變——新疆騷亂の原因——張格爾の亂——清軍喀什噶爾に向ふ——張格爾の死——コーカン王喀什噶爾を擾亂せしめんとす——モハメット・ユフスの亂——長齡善後の計を講ず——七和卓の亂——ワリハンの亂

第五三節 西南に於ける初期の外國關係

七——一〇

葡萄牙人の到來及其遠征の初期——葡萄牙の大使北京に到る——媽港の居住——媽港の清國管轄維持せらる——媽港に於ける土地及び犯罪に關する清國の權限——媽港に於ける清國財政管治權——歐洲各國民が通商の根據地たる媽港——西班牙人と支那との關係——蘭人の到來と臺灣の占領——蘭人臺灣より驅逐せらる——大使としてのテイツィンフとヴァンブラーム——英人の支那到來——英國商館廣

東に設立せらる——英國東印度商會廣東に商館を説く——大使マカートニー卿——ドリス號事件——英國大使アムハースト卿——佛蘭西と支那貿易——米人の支那貿易——英吉利入貢

第五四節 乾隆帝と英國大使マカートニー卿

一〇——一三

マカートニー卿日記——乾隆帝より英吉利國王への勅諭——歐洲官商の陋態

第五五節 外國商館と公行 (Cohong)

一四——一七

貿易の中心なる廣東——廣東稅吏と東印度商會との契約——廣東に於ける洋行の創設——税金の増加と東印度會社の抗議——廣東に於ける商人の保護制——唯一貿易市場と定められたる廣東——外國協商組合の解散——廣東に於ける外國資金の流入——官憲と公行との關係——外商の自由を束縛する規定——廣東商館に於ける外人の生活——媽港及び廣東の往復——船舶の入港手續——輸入品の販賣——輸出品の購買——船舶に對する稅の強求——諸貨物に對する稅の強求——輸入綿稅——輸出茶稅——外國商館の不平——外國船舶の増加——英國通商の内容——米國通商の内容——通商の小發展——一般に満足せる通商の状態——公行に對する支那官憲の壓迫——外國商人等が不平とする條項——英米各商地位の對照——東印度會社獨占權の廢止——支那人の疑懼

第五六節 ロード・ナピールと其同權の主張

一八——二〇

東印度會社專賣權の廢止に次ぎて發せられたる勅令——ナピール卿主務監督に任命せらる——ナピール

ル卿の受けし英王の親書及外務大臣の訓令——訓令の注解——ナビール卿廣東に着す——ナビール卿書簡を廣東總督に交付せんとす——支那官憲の行動——總督の命令——當時の事情に對する總督の評論——協商組合員等に各責任を帶はしむ——ロバート・モリソン死す——外國協商組合員の艱難なる境遇——外商束縛の規定更に制定せらる——英商人の行動——通商停止の威嚇——席順の争ひ——英國商業會議所設立す——廣東總督通商を停止しボイコットを命ず——ボイコットの活動——座席排列の議論再び起る——虎門水道の強航——危機迫る——ナビール卿媽港に憤死す——通商再開——國際上より見たる形勢——英政府の無効なる行動——ナビール卿の政策——廣東總督の態度——英國民意代表のナビール卿

第五七節 英國の沈黙政略及び其放棄

1101 1110

英國の沈黙政略及び其の宣言——廣東總督英國大班の撰出を命ず——商務監督等の布達——英商の懷抱——英商の建白書——監督者等英商の意見書に反對す——主務監督サー・ジョー・ビー・ロビンソン——エリオット侮辱を受く——外人抑制の規定再び發せらる——英監督の無力無能——キーティング事件——インネス事件——デァーデン號往復を禁ぜらる——英國の主務監督者伶仃島に事務所を設立す——主務監督キアプテン・エリオット——エリオット請願書を廣東總督に送くる——英の監督者廣東に入るを許さる——英政府の訓令と監督者の態度——英國通商保護の軍艦を派遣す——英の海軍少將メーランド——侮辱的の公布年々發せらる——洋行の負債及び其の性質——歴史的回顧——興泰洋行の破産——談判と清算——外國負債と支那商——自由貿易に於ける通商の發展——自由貿易に於ける英人

の地位

第五八節 鴉片問題

1111 1121

支那に於ける鴉片製出の初期——臺灣と鴉片の需要——外國鴉片の輸入及び其禁止——勅令より影響せる通商上の變化——公行及び東印度會社の廣東に於ける鴉片貿易の禁止——廣東に於ける鴉片賣買の法——伶仃島に逐はれたる鴉片貿易船——伶仃島に於ける鴉片賣買手段——海岸に沿ふて發達したる密商——東海岸の貿易の結果——廣東の河海に發達したる密商——官憲等の收得減少す——西人の解釋の二——許乃濟鴉片貿易の適法を論ず——公行の上申——總督及び巡撫の覆申——申嚴鴉片例禁の疏出づ——嚴定治罪條例の疏出づ——外人の預測——外國商人九名放逐せらる——鴉片貿易船退去の命令——エリオット命令を拒絶す——通商禁止に於ける外人の警戒——當局者の無定見——通商の停止——商館の前面に絞刑行はれんとす——外人の抗議に對する總督の主張——密商艇退去の命令と通商の開始——商館前に於ける犯罪者の絞殺——禁止令の下にある支那官憲——鴉片と外國商人——英國政府の訓令

第五九節 欽差大臣林則徐及び其政策

1121 1131

道光帝の資性——林則徐の權力——林則徐廣東に至る——鴉片引渡しの命令及び其約束書の調印——外商の拘束令出づ——エル・デント招喚せらる——洋行員束縛せる——デント入市せず——エリオット戰鬪準備を爲さしむ——英國國旗の掲揚——嚴重なる監禁と外人——林則徐の布達貼布せらる——エ

リオット通航免許状を要求す——先づ鴉片を引き渡せ——エリオット英國所有鴉片引渡しを要求す——
二萬二百八十三箱の引渡を企つ——無罪黨の放免拒絶さる——緊密なる監禁及び輕減の約束——個人
的誓約と集合的證書——エリオット契約を拒絶す——十六人の外監禁を解かる——鴉片引渡終る及びエ
リオットの命令——十六人の追放及びインネスの抗議——英商人廣東を去る——鴉片燒燬せらる——
鴉片密輸入の復興——エリオット通商を停止す——米人の通商依然——香港の暴動事件——暴動の審
問——媽港より英人を逐ふ——英の老弱男女悉く媽港を去る——將來の通商を規定する布告——村民
に武器を執らしむ——食物供給の停止に對する抗議——西班牙船の燒棄——エリオットの回答——商
人十六名放逐せらる——エリオット通商を拒絶す——妥協成立す——林則徐再び要求を提出す——英
海將スマスの要求——穿鼻の海戰——エリオットの意志及び行動——廣東に於ける商人の態度——英
政府の政策及び行動——支那政府と外國政府との異見——人參を以て起り鴉片にて止む

第六十節 鴉片戰爭及び其經過

三二——三五

鴉片喫用の禁令再申さる——英國の通商永久に杜絶さる——開戰前英國と媽港との關係——英の通商
局外中立者によりて繼續せらる——英政府の是認を得たるエリオットの行動——ジ・エリオット全權
大使として來着す——宣戰と懸賞及び其論評——舟山占領せらる——琦善と英國全權との會見——英
人の囚徒虐待せらる——鎮江に於ける休戰の宣言——英提督エリオットの辭任——香港割讓の要求と
開戰——琦善との假條約調印せらる——假條約英政府に否認せらる——兩全權に對するパーマースト
ンの訓令——假條約に對するエリオットの意志——假條約清廷に否認せらる——戰爭の再開及び虎門

砲臺の占領——通商再び開始す——戰爭再び起る——假條約の調印——償金の意義につきて起りたる
問題——香港自由港となる——ホテンダァー到る——英商人に與へれたる布達——通商依然廣東に行
はる——廈門定海寧波の占領——英の香港行政部組織せらる——英の難破船臺灣に居らる——英の援
車増發す——乍浦の激戰——上海鎮江の占領及び滿洲兵の全滅——南京條約調印せらる——南京條約
の内容

第六一節 學風詩文繪畫及び戲曲小説の變遷

三五二——三五六

宋學の頽廢甚し——學問の向上的傾向——浙西學派は學術の淵源——顏李學派再び起る——桐城派の
學風と文章——常州學派——公羊學の勃興——彭尺木の儒佛混合——公羊派の佛說——墨學の研究起
る——詩風の變遷——文章の變遷——畫風の變遷——戲曲の變遷——玉搔頭傳奇——鳳求鳳傳奇——
憐香伴傳奇——愼鸞交傳奇——意中緣傳奇——風箏誤傳奇——比目魚傳奇——鳳中樓傳奇——巧團圓
傳奇——奈何天傳奇——小説の變遷——趣味の人李漁——鬼才金聖歎——胡石莊の釋志——紅樓夢の
作者

第六二節 太平亂——長髮賊大に起る

三六七——四三二

叛亂の常道に入る——繼續せる内地叛亂——趙金龍の亂——廣西に於ける叛亂の繼續——官賊兩軍の
司令官——學識ある賤民洪秀全——洪秀全は基督の弟なり——永安の占領及び國號の制定——位階の
授與に關する宣言書——永安より南京に向へたる太平軍——太平黨北伐の第一軍を出す——太平黨の

第二軍——清軍司令官の後継者——廣東及び廣西に於ける叛亂——不穩なる各地の形勢——太平天國
初度の宣言書——太平黨の組織及び軍制——南京の共產主義——新曆の頒布——變體基督教の宣傳——
——太平黨に對する西人の觀測——李忠王蘇浙を侵襲す

第六三節 曾國藩湘軍を起す

四三——四四六

曾國藩を湘郷に起す——義勇兵又募集せらる——曾國藩鄉黨に下る——湘軍始めて江西に戦ふ——書
生と農民とは湘軍の基礎——曾國藩討賊の檄——檄文に對する批評——兵と勇との衝突依然——戰船
の急要新たに喚起せらる——長江水師の創設——靖港の失敗——武漢の回復戰——田家鎮の戰——彭
楊二將鐵鎖を截る——羅澤南武昌に死す——武漢の確守と胡林翼——天京に内訌起る——安徽北半の
形勢——曾國荃安慶を取る——王闔連及び曾國藩の詩

第六四節 太平亂中の上海

四七——四五四

七首黨上海を陥る——官兵の包圍したる上海——外國義勇兵清兵を驅逐す——七首黨佛兵に襲撃せら
る——避難民外國居留地に廣集す——紊亂せる一般貿易と上海——絹及び茶の輸出増加——注目され
し上海

第六五節 太平黨平定さる

四五——四七四

戰線江南に狹窄せらる——李忠王蘇浙兩省を掠す——左李二將路を分ちて東下す——ワードに統率さ

れし支那兵——李忠王上海市を窺ふ——江蘇官紳を代表せる要求——發展せる常勝軍及び外兵——ゴ
ルドン太倉を陥る——崑山の奇捷——湘軍南京の陣地を固守す——蘇州回復及び殺降事件——左宗棠
杭州を回復す——鍾山を占領せる曾國荃——南京城遂に陥る——洪秀全の末路

第六六節 曾國藩に對する評論

四五——四八三

湘軍は勤王の師に非ず——田間の人曾國藩——宗族の人曾國藩——官吏生活を好まざる曾國藩——湘
軍は宗教軍——彭玉麟の公生涯

第六七節 捻黨平定せらる

四四——四八六

黃河流域に散在せる捻黨——山東省大に亂る——僧王曹州に戰没す——東西捻黨ともに平ぐ

第六八節 滿洲の封禁破る

四七——四九七

滿洲は内地人の避難所——ゴルドス公流民を招く——長春廳設定せらる——流民又た吉林に入る——
雙城堡開拓せらる——鴨綠江の溪谷に移住せる流民——朝鮮の要求行はれず——豆滿江流域又た開拓
せらる——黑龍江省の民墾地——滿洲の開拓者と山東人——山東人は滿洲の主人公

第六九節 英佛聯合軍北京に入る

四九——五〇八

北京廷條約を尊重せず——英米佛條約の履行を促す——アロー號事件——英軍廣東を陥る——ボウリ

ングの行動に對する批評——清人英佛兩國人の館舎を燒く——英佛清國の罪を問ふ——清廷委員派遣を辭す——兩公使天津に趣く——天津條約——條約批准の爲めに派遣せられたる兩公使——清國の舉動疑はる——英佛艦隊白河口に敗る——英國輿論激昂す——英佛聯軍發遣せらる——清廷詐術を繰り返す——張家灣及び八里橋の戰——咸豐帝熱河に逃る——清廷バークス等を放還す——エルデン圓明園を燒棄す——條約締結せらる

第七十節 同治中興とは何ぞ

五九——五三三

滿漢の吟域撤去せらる——湘軍惡聲を放たる——漢人重用せられんとす——國家の福にあらず——試みられし第二の壓迫——滿人は漢人の傀儡——清皇室の内紛——咸豐帝熱河に死す——乘輿政治の要求——肅順の黨失敗す——寡婦孤兒に對する同情——東太后と西太后——同治帝及び皇后の殉死——左宗棠と肅順

第七一節 黑龍江の割讓

五四——五四七

露帝ニコラス一世黑龍江を探險せしむ——將軍ムラヴィエフ總督に任せらる——ペトロバウロスクの築港——露人韃靼海峡を航行す——ニコライフスク黑龍江口に建設せらる——露人頻りに黑龍江口を經營す——ムラヴィエフ黑龍江を下る——ムラヴィエフ割地の要求を提出す——愛琿條約成る——北京條約訂結せらる——黑龍江の大割讓——ムラヴィエフ我が江戸に來る——東洋の門戸を得たり

第七二節 清國衰弱の影響と日本の開國

五四八——五五七

日本と滿清とは唇齒關係——外船打拂の命令——鴉片戰爭と和蘭の忠告——清領の樺太島と其の交通——愛琿條約によれる露國の要求——外勢の壓迫と日本の開國

第七三節 對外思想改まらず——總理衙門の創設

五五八——五六一

鴉片戰敗によれる對外觀念——北京協商に得たる反感——中華本位の思想——漢人の同化力問題——内尊外卑の思想——驕慢心より來れる攘夷熱——總理衙門創設せらる

第七四節 日本全權大使副島種臣卿の北京訪問

五五九——五六二

同治帝親政の通告——列國公使の要求——日本と清國との交渉——拜跪の禮を斥そく——謁見を謝絶す——大使畫押を拒む——謁帝式行はる——紫光閣謁見に關する評論——文華殿謁見

第七五節 回教徒の騷亂

五六三——五六六

雲南の回教徒及び其騷亂——雲南に回教亂起る——馬如龍招撫せらる——雲南の包圍漸く解く——微江竹園の回復——回曾杜文秀死す——陝甘の回教徒及び其騷亂——同治以前の回教亂——太平黨に刺激されし回教徒——將軍多隆阿陝西に入る——寧夏に據れる回教徒——塾屋の戰——左宗棠三路平定策を立つ——劉松山の死——馬化隆誅殺せらる——白彥虎新疆に通る——左宗棠の自任

第七六節 ヤクブ・ベクの叛亂

五九七—六〇七

烏魯木齊に據れる清真王——ヤクブ・ベク喀城に入る——西四城略取せらる——ヤクブ・ベク自立す——露國の伊犁占領及びヤクブ・ベクの外交——左宗棠の出兵——清兵南伐す——ヤクブ・ベクの死——左宗棠英國の提議を斥く——喀什噶爾汗國亡ぶ

第七七節 伊犁事件の經過

六〇八—六二〇

露國の訂約せる諸權利——露國伊犁還附の公證を與ふ——リワジャ假條約の内容——清廷批准を拒む——ゴルドン及び曾紀澤の意見——露都に於ける曾紀澤の談判

第七八節 安南に於ける宗主權の喪失及び其影響

六二二—六四三

嘉隆王の遺言恪守せられず——下交趾六州佛國に入る——佛商デユビユイ紅河の通航を説く——馬如龍兵器の輸入を佛商に謀る——老開に據れる黒旗黨——デユビユイ紅河を強航す——ガルニー戦死す——黒旗黨益々發展す——李揚材東京を擾る——屬國の意議と實質——佛國談判を放棄す——第一順化條約調印せらる——清佛戦争開始せらる——安南長へに羈絆を脱す——劉永福の答書

第七九節 初期の清日關係

六四四—六五八

朝鮮は日本の橋梁——朝鮮は屬國に非ず——宣戰媾和は關與せず——琉球日本の藩主に列せらる——

李鴻章の對韓政策——清國大院君を執る——日本黨のクーデター——日清兩兵の衝突——臺灣生蕃の漂民虐殺事件——征蕃問題の歸結

第八十節 西藏問題の發生

六五九—六六九

曾紀澤英藏の通商を論ず——芝罘約款とマコーレの北京差遣——西藏人英使を拒絶す——排外派の實質及び英使一行の態度——英國使節差遣の撤退——西藏領國の眞因とは何ぞ——茶と西藏との歴史——明代の茶馬市

第八一節 仇教案頻發す

六七〇—六八一

雍正朝以後の概況——傳教事業公認せらる——天津條約と佛蘭西の特權——羅馬法王書を清廷に致す——獨逸加特力教會の競争——ベヘン羅馬法王に説く——ビスマルクと山東省の布教事業——各地に續生せる教案——フルリー事件——佛國廣州灣を占領す——宣教師厚遇せらる

第八二節 朝鮮半島に於ける清日露の角逐

六八二—六八六

北京を訪問せる伊藤博文卿——天津談判に於ける伊李の折衝——日使來衛は偽詔——談判の關節及び歸結——伊藤治國の才あり——韓廷の派臣問題——清廷大院君を護還す——露國志を半島に逞うせんとす——大院君の詩

第八三節 革新及び革命の氣運漲る

六九七—七〇七

同治中興後に於ける漢人の位置——國防經營の成績擧らず——即位の大權西太后に移る——下の關係
約締結せらる——支那は眠れる獅子にあらず——獨逸膠州灣を割取す——廣學會の北京遊説——強學
會發展せんとす——注目に値せる著書——保國會組織せらる——三合會及び哥老會——孫逸仙興中會
を起す——開國進取の上諭煥發す——光緒帝幽囚せらる——革新頓挫の原因——革新諸派に對する評
論——義和團大に起る——端王總理衙門首理となる——清廷各國公使に退京を要求す——西太后太原
より西安に逃る

第八四節 宣統帝退位す

七六—七四一

露國の滿洲占領——日露戦争と其の影響——蒙古問題發生す——考察憲政大臣海外に派遣せらる——
立憲預備の上諭出づ——試みられたる最後の努力——袁世凱を野に放つ——財政益々窘迫す——武漢
に革命の旗幟翻る——退位の上諭出づ

挿畫及び寫眞目錄

- 副島種臣卿(日本全權大使).....口繪
- 會國藩日記.....口繪
- 太平天國正軍政司印.....口繪
- 咸豐七年(一八五七)の上海.....口繪
- 劉念臺(三)——王船山(四)——王懷祖(七)——文溯閣(一四)——乘馬の乾隆帝(一七)——黃庭經圖贊(三五)——
——嘉慶帝(三三)——洪亮吉荷戈の圖(二八)——千八百十三年の媽港(七八)——媽港と清領との境界(八〇)——
——英國大使マカートニー(九二)——英國大使の坐乗せる曳船(九三)——英國大使アムハースト(九六)——
圓明園(九七)——熱河に於ける英國大使の謁見(一〇九)——外人の眼に映したる乾隆帝(一一)——熱河避
暑山莊(二三)——英大使の坐乗せる支那船(二三)——現今の廣東港(二三四)——廣東商館の江面(二四五)
——現今の黃埔(二四九)——現今の媽港(二九二)——鴉片の吸食者(三五)——現時の煙館(二四九)——道光帝
(二七二)——一八五七年の廣東(二九二)——璞鼎查(三四〇)——鎮江(三四八)——耆英(三四九)——コンウオーリ
ス號に於ける南京條約の調印(三五〇)——錢大昕(三五五)——彭尺木(三六一)——王漁洋(三四四)——廣西省格
州附近(三九二)——天王洪秀全(三九三)——太平黨の進軍(三九〇)——太平黨と清軍との交戦(三九九)——南京
に於ける太平黨の會議(四二〇)——會國藩(四二五)——洞庭湖(四三七)——湖口の石鍾山(四三九)——洪山塔
(四四〇)——安慶の古塔(四四五)——忠王李秀成の發給せる護照(四五二)——會國荃(四五六)——長江水師の會
戰(四六二)——戈登(四六三)——雨花臺(四六七)——蘇州城(四六九)——杭州城(四七〇)——湘軍大に南京江面に

戦ふ(四七二)——鍾山と女武湖(四七四)——英軍の廣東攻撃陣地(五〇二)——天津談判(五〇六)——ロード・エ
 ルヂン(五〇〇)——燒棄せられたる圓明園(五二五)——恭親王(五二二)——西太后の垂簾聽政(五二五)——翊坤
 宮(五二九)——新に寡婦となりし西太后(五三〇)——ムラヴィエフ(五三六)——紫光閣(五七八)——雲南の大理
 湖(五八四)——雲南の江川港(五八六)——左宗棠(六〇三)——喀什噶爾市(六〇七)——會紀澤(六二九)——嗣德王
 陵(六三二)——フランシス・ガルニー(六三五)——馬如龍の別墅(六三九)——老開府(六六二)——江河上流の元
 江市(六三三)——安南維新皇帝(六三七)——諒山(六四〇)——清安境上の鎮南關(六四二)——伊藤博文卿(六八八)
 ——西太后の願和園(六九八)——西太后及び光緒帝后妃(七〇〇)——光緒帝(七二三)——光緒帝の幽囚されし
 瀛臺(七二八)——北京宮殿にて發見せられし諷刺畫(七三二)——大阿哥(七三三)——ケトルル男記念牌樓
 (七三五)——西安府(七三〇)——李鴻章(七三八)——現今の庫倫格根(七三〇)——養心殿寶座(七三三)——願和園
 の石船(七三八)——宣統帝(七四三)

附 録

太平黨の楊子江日記……………一—二九
 國際大事年表……………三〇—四六
 統 計……………四九—五六
 支那全圖……………

清朝全史 下卷

稻葉君山 著

第四七節 文運大に興る—四庫全書編纂事業

東南各省の富力増進す 康熙帝治世六十年、雍正帝立ちて、吏治一番の清釐を加へしより、惠澤は、乾隆帝の治世に至りて現前し、國庫の剩餘銀無慮五六千萬を下ることあらず、これ然しながら、獨り吏治の
 効果に因れるにあらず、清朝進關以後、百餘年の生聚は、東南各省の富力を回復するの著しく、帝の朝の
 中期に至りては、沛然として止め難し、就中その顯著なるを江蘇・浙江の二省となす。支那に於ては、何れ
 の朝を問はず、昌平の續くに連れて、人口は自から増加し、人口の増加するに連れて、土地の開墾は、擴大
 す。吾人は乾隆朝に公示されたる戸口を検するに、直隸一省の數は、楊州一府の所轄に當るに足らず、山
 西一省の數は、松江一府の所轄に當るに足らず、陝西・河南・甘肅三省の如き、皆な然り。概言するに、江蘇
 浙江の戸口は、北方諸省に、七八倍せりと解すべく、稍々二省に追逐すべきは、湖南・湖北・四州・山東の四大
 省なるが、それとても二分の一を超ゆることあらず、江浙の戸口増進は、富力の増加を語り、富力の増加
 は、文運の發達を促進す、明末に於て浙江の黃宗羲は、秦漢の際に當りて、關中・西陲は、田野開闢し、人物殷盛な

り、江南は方々に蠻夷の號を脱するのみ、故に金陵京南は之と勝を争ふこと能はず。今や、乃ち然らず關中の人物、吳會浙江に及ばざる久しい、萬曆六年、戶口を調査せしとき、全國總計六千六十九萬餘口にして金陵の所轄たる、一千五十萬、天下の吳會あるは、猶ほ富室の倉庫置篋あるが如しといひ、但たその戰亂の餘、都城村落の十に二、三なきを述べたるが、若し此説にして信ずべしとする、清朝の盛運は、所謂萬曆の大御所時代に回復したりしと觀測せられざるなからず、何れにせよ、支那の文運は、近古以來、江浙を中心として促進せざるを得ざる、豫め灼見すべし。

學問の新氣運

明の崇禎末より康熙朝に亙りて、江蘇崑山の顧炎武、浙江餘姚の黃宗義、湖南衡陽の王夫之、直隸博野の顏元、湖北天門の胡承諾等諸人が、各、獨特の學風を樹立せしは、明季掉尾の偉觀たりしとともに、新興國の初期を飾りたるの感なくんばならず。顧炎武は、處士なり(第四節參照)、經學は宋儒を宗とす、されど、こは炎武の本來の面目にあらず、彼れの言に以らく、經學は即ち理學なり、經學を舍いて理學をいふは、乃ち禪學に墮つ、而も自らは知らずといひ、その名著日知錄は、考據考訂の意見を雜載す、彼れは、此の著述に對する感慨を語りて、王者の起るあらば、將さに之を行事に見すべしといへり。炎武の學風の考證を重むせしこと知るべし。惟だ彼れは、江蘇に生れしも、北方に居るを好み、その居室を陝西省なる華陰に定めしこと、その學は、風行せず。黃宗義は、同じく處士なり(第四節參照)。其學は、劉念臺に承けたれば、王陽明を以て宗とすれど、長とするところは、歴史實學にありて、宋人の所謂理學にあら

ず、著名なる述作を明儒學案、明史案、及び算學律呂に關する諸篇となす。王夫之は、薑齋と號す、船山を以て知らるゝは、湖南省衡陽の石船山に土室を築きて居りしを以てなり。彼れは、宋學を以て門戸となす、されど、朱子を正宗として陸王を力闢す、而して其著讀通鑑論は、最も卓絶の稱あり。夫之の學、亦たその居の湖南邊陲にありしこと、風行せず。顏元字は渾然、習齋と號す。元は、崇禎八年に生れしが、四歲にして父を兵亂に失へり。蓋し滿洲軍に捕ひ去られしによる。彼れは、幼にして兵學道術に耽けり、壯歲に宋儒を宗とせしが、後ち翻然として舊學を抛ち、六藝折中を提倡せ



(周宗)臺 念 劉

り。その著は、多く傳はらず、されど門人に王源、劉齊、李瑛等を出し、ことゝて、其學較々北方に行はる。胡承諾字は石莊と號す、同じく處士なり。釋志六十一篇あり、屬辭恰かも文中子を讀むが如し、其の學全く當時に行はれず。以上を綜合するに、此等清初の學風には、陸王の心學を發見する能はず、然れども、吾人を以て見れば、明末に於て、心學横流の歎ありしは、獨り王學の末流を咎むべきにあらずして、事實は、明國の衰亡に伴ひ、社會一般、博大の氣象に乏しく、何れも、簡易捷徑を好みたるの結果に外ならず。心學は、乃ち偶々禪家の語録に類すれば、當時の人心に恰當なる材料を供給せしものと解すべからずや、然らば、即ち此の一般思潮に反抗し、熱心なる實學の新興國の氣運に乗せしこと、寧ろ想像すべし、惟だ、それ此等諸人は、新氣運の啓行

者にして大成者にあらず、尙ほ附言すべきは、顧黃二人者は、いふを須めず、王船山の黄書を述べて、少數
專制の不平を傳へ、自らその墓碣に明遺臣王某之墓と題したる、顏習齋の、その亡父を求めて遼東の野
に哭祭したる、何れも故國の追懷を念とせしものなれば、其學問の實際實用を離れざりしこと是れな
り。但た此の傾向は、清朝の發達と、もに、別途の方向を擇びて去り、その正路を行きしと覺ゆるは、考證
學の先聲を放ちたり。



(之夫)山 船 王

康熙帝と朱子學

舊學の空疎は、既に飽かれ、これに代はるべ
き新學の未だ成立せざる場合に於て、朱子學の地位は、恰もその折
中を得たるやの感なくんばあらず、いふまでもなく、康熙帝の朱子を
推せしは、其格物致知の解釋の、西洋科學の形式に符するといふに
出でしかど(第三三節参照)一面より解すれば、此の學派を善導して反清の思
想を緩和せんとするに在りしやも測られず、ともあれ、清廷は、朱子學を以て準的となし、その性理大全、
朱子全書を刊定し、科擧として、官吏の採用にも、經書を以て題目となし、その解義は、一に朱子に據りたり。

此の事實は、疑もなく、當時明季より存生せる理學者を興起せしめ、就中浙江省平湖の陸隴其、江蘇省大
倉の陸世儀、山東省濟陽の張爾岐、浙江省桐鄉の張履祥、福建省安縣の李光地等は、何れも、朱學の正宗を

以て指稱せられ、河南省歸德の湯斌、直隸省大興の朱軾は、最も名あり。浙江省の呂留良、陝西省の李顥、
又朱學を以て著聞す。以上諸人の中、陸(隴其)李、湯、朱等が清廷に仕へ、官、大學士の顯榮を博せしは、必ず
しも朱學の發達に効果なからずといふべからず、然れども、陸王の理學を排斥したる當時の風潮が、朱
學といへど、同じく理學の名の下に満足し、或は、此の學風を鼓吹すべきやは、豫め考察せざるべからず。
かくて、朱學の位置は、徒らに科擧の手段たらんとするに至り、その卑汚なる輩は、斯學を以て仕途を縁
飾したるの憾みなくんばあらず。朱學は、遂に發達の機を得ざりし。但、だ注意すべきは、滿洲人の理學
を奉ずるは、多く朱學に赴きしこと是なり。

漢學大に東南に起る

清廷の朱學獎勵は、世運の進展に伴はず、經學歴史の著者皮錫瑞は、解すらく、
凡そ事に近因あり、遠因あり、經學の衰へて復た盛なる所以は、一には、本朝の朱子を尊崇せるに由らずん
ばあらず、何となれば、朱子は、宋儒中に在りて、學、最も篤實なり、元、明は、朱學を崇尚すれど、未だ盡く朱
子の旨を得ず、かの王顧黃の三大儒、皆な嘗つて心を朱學に潜め、以て國初に於ける漢宋兼采の學派を
開きしにあらずやと。果して然れば、舊學乃ち宋學の廢れ、新たなる漢學の興らんとする過渡に於て、此
等の一派の存在を認められざるに非ず。さりながら、勢力は、その終極に到達せずんば已む能はずして、
漢學は、大に東南に興せり。之を雍正より乾隆の初期に現はれたる顯著なる事相となす。解するもの、
或は以らく、否らず、東南の士は、宋學者が、自ら輕じて北廷の驅使に任じ、孫嘉淦、楊名時、陳鵬年のごとき、

間々風節の稱すべきなからざれども、その多くは、禹步舜趨して、顯要を博せるを陋とし、又文章を以て知られたる徐乾學、高士奇、張照、齊召南が、何れも滿朝に媚仕せしを厭ひ、乃ち相率ゐて漢學の攷證に従事せり、見るべし、彼れ等の多くが、夷然科擧に應せず、亦姓名を顯官に通せざりしことをと。此解釋は、漢學は、朱學者の態度に嫌焉たりしより起れりとするものなるが、そは、大方、結果より推論せしものにして、必しも平議とは稱しがたし。事實は、一般東南の士子が、新たなる學問の研究法の上に、新たなる學風を組織せるものと解すべし。江蘇省吳縣の惠氏、安徽省歙の江永、休寧の戴震は、蓋しその巨擘なり。

漢學に屬する吳皖二派

宋學の空疎を譏評せる一派が、經書の本文批評に專なるに至りしは、自然の順序といはざるべからず。彼等は、命じて、漢學といひ、その書は、やがて兩漢以下を讀まず、彼等の言によれば、漢儒は、孔孟の時代を距ること最も近くして、比較的古義を失はざるものなれば、經學を講明する、先づ豫め漢儒の言を查察せざるを得ずと、所謂兩漢訓詁の學、こゝに於てか生ず。江蘇省吳縣の惠周惕、その子の士奇、その孫の棟の、三世家學を承述せる、同縣の余蕭客、江聲、江藩の、その門に出でたる、浙西吳派の目あり。本文批評の外、安徽婺源に江永を出し、一傳して休寧に戴震^{東原}を出し、再傳して江蘇省金壇に段玉裁を出し、こは、字音の解釋に重きを置き、經書を讀まんには、先づ古音を詳かにせんことを要すとす。所謂小學專門の一派に屬す、皖派の目あり。江蘇高郵の王懷祖及び其子王引之の家學

は、又此の派に數へらる。以上兩派は、雍乾兩朝の學界を縦斷せるものなるが、惠棟の周易述一篇出づるに及び、漢學の絶えたるもの、千有五百年、こゝに至りて燦然復た彰はるといひ、戴震は經は以て道を載す道を明にするは辭、辭を成すは字なり、學者まさに字に由りて其辭を通じ、辭によりてその道を求むべし、予は十七歳より道を聞くに志し、謂らく之を六經に求むるに非れば、孔孟は得られず、字義に従事するに非れば、制度名物其語言を通ずる無しと、之れが爲めに拮据數十年、灼然として古今治亂の源を知れり、かの宋儒の訓詁を譏り、語言文字を輕する、猶ほ江河を渡るに、舟楫を棄つるがごとしといひ、既に宋儒排斥の先聲を放ちたり。

校勘輯佚金石の學 經書の本文批評、字音研究に伴ひ、校勘の精緻一倍を加ひ、各々善本を校刻せり、載震の功、又此事業に第一位を推すべく、外、浙江省杭州の盧文弨が抱經堂を起して校讐に従ひ、逸周書、



祖懷王

經典釋文、春秋繁露、方言等を鏤板せる、歸安の丁杰の戴氏を助けたる、吳縣の顧廣圻の、江聲が門に出でたる、校勘は、愈々出で、愈々精し。佚書の哀輯も、漢學の研究を満足せしむるに於て要とせざる能はず、惠門の余蕭客が古經解鈎沈は、唐以前の遺説を采るにつとめたるを始めとし、曹魏六朝の經説を輯めたる、江西省金谿の王模が、漢魏遺書を彙刊せる、較々後れたれど、江蘇省陽湖の孫星淵が平津館叢書を刻して佚書を紹介せる、何れも時運を促進したる効なからず。金石文字とて、鐘鼎彝器より、乃至刻石碑板の

文字を研究する一派あり。直隸省大興の翁方綱(覃溪)江蘇省青浦の王昶(蘭泉)先づ現はれ、嘉定の錢大昕出づるに及び、斯學は、史學に密接なる連絡あるに至れり、約するに、以上三個の學問は、一般に漢學研究の補助學科として視らるべく、双互に關聯して、氣勢を示せり。

漸東學派及び史學 漢學は、大約を浙江の西に發生せしが、これと同時に、黃宗羲の史學の、浙江以東に起りしこと、又注意すべし、宗羲の學は、一傳して寧波の萬斯同、萬斯大を出し、再傳して餘姚の邵晉涵、寧波の全祖望を出したり。會稽の章學誠は、直接黃梨洲の門に受くるところあらざれど、史學は、此人に至りて大成し、その名著文史通義は、古今の絶作と稱せらる。此等の諸人が、大概前明の遺事を傳ふるに熱心にして、爲めに反清の念を刺激したりしは、やがて、浙東人の特色を以て見ざるべからず(第四一節)同じく史學なれど、嘉定の王鳴盛が、吳派より出で、十七史商榷を著はし、錢大昕が、皖派より出で、廿二史考異を編したる、その一代の述作は、斯學の最高潮を示したるやの觀なくんばあらず。錢氏には、外に弟の大昭等あり、かの高郵の王氏、吳縣の惠氏と、もに、累代の家學を以て稱せらる。さて、以上吾人は新學の梗概を擧げ、併ひに、その先達の郷土を附説せるが、此等を綜合するに、今の南京の以東、江、浙二省の沃土は、此等思想の一大搖籃地にして、又その成業地たらざるを得ず、果然吾人の想像したることく、文運は、東南の富力によりて、自ら新生面を開き、遂に海内に風行せり、但だ戴東原を出し、休寧は、安徽萬山の間に介在し、力役に非れば、生活を爲す、能はず、或人は解して、東原の學の説文の如き、その土の習俗に

勤苦なるに影響せりといへり。されど、いふまでもなく、戴學は、その故郷に成長せず、楊子江沿岸の沃土に出で、然して後、其著しき發達を遂げたり。清廷は、這般の新現象に對して如何の手段を講せしか、又是等の新學の發生は、舊學の上に、影響を及ぼさざりしが、ともあれ、こは乾隆帝治下に於ける一大事實なり。かの著名なる四庫全書館の開設は、此れに關連す。

康熙帝圖書集成を編纂す 康熙帝は、内閣學士蔣廷錫等に命じて、經史百家を纂輯せしめ、名けて古今圖書集成といふ、凡べて一萬卷、その内容の浩瀚博大なる、古今其比を見ず、雍正帝立ちて之を印行せり。圖書集成の材料、及び其編纂の次第は、未だ詳かならざれど、前朝に遺留せる永樂大典に負ふの大なるあるは、認めらるべし。圖書集成は、一大類書なり。類書とは、諸書に散見したる事實を同一題目の下に繋ぐるをいひ、要は、簡便を旨とせるに外ならず。類書の支那に於けるや久し。唐の藝文類聚、北堂書鈔、宋の太平御覽、冊府元龜、皆自然らざるはなく、永樂大典とて、又廣義の類書たらずといふべからず、然れども、人文の進歩につれ、篤學の士が、他人の拔萃に甘すべきやは、既に疑はざるを得ずして、その兆向は、早く明代の原書彙刻に發現すれば、帝の此の事業は、かの西洋文明を利用したるに比して、寧ろ失敗に了りしを認めずんばあらず、吾人の想像するところにては、圖書集成は、清初の文化に伴へるものといふを得べくして、之れを乾隆朝の學風に施すに足らず、約言すれば、類書の時代は、既に終りを告げて、今や原書の購讀の新時期に入れりといふを得べければ、文化の保護者たる聲譽に憧憬せる清廷は、別に一段

の考慮するあるを要すべし。されども、かゝるを能くするは、一に又清廷が財政の情態をも顧慮せざるべからず。

四庫全書と乾隆帝

乾隆三十七年、清廷は、四庫全書収集の論文を発表せり、四庫とは、經史子集の四部をいふ。帝の意志は、論文によりて知るを得べし、曰く、遺書逸篇の訪搜は、即位の始めより着手せるものにて、十三經二十一史の如きも、一一校勘を加へ、通鑑輯覽、文獻通考、通典通志の續集の如きを纂修して後學を嘉惠せり。惟たそれ學問は、蒐羅益、廣きにつれ、研討愈、精し。康熙年間には、圖書集成纂集のことありて、内容は、至りて豊富なり、然れども、諸書を引用するに大率ね類に因りて取裁したれば、勢悉く全文を載する能はず、爲めに閱者をして流に沿ひ、源に溯り、一一其の來處を徵する能はざらしむるを遺憾とすと。知るべし、帝は、學者が類書を以て満足せずとの理由の下に、別に一大叢書の編纂を企畫せしことを。清廷は、翌乾隆三十八年より、四庫全書を開設し、正總裁には、皇室の懿親たる郡王、又は大學士を任じ、副總裁には、六部の尙書或は侍郎を任命せり。されど、實際編纂の主任たりしは、總纂官にして孫子穀、陸錫熊、紀昀の三人、その任に當り、而して、紀昀曉嵐の力最も多しとす。編纂を分担せる人々にも著名の學者少なからず、例令へば、校勘永樂大典纂修官に戴震、邵晉涵あり、校辦各省送到遺書纂修官に姚鼐、朱筠あり、篆隸分校官に王念孫あり、總目協勘官に任大椿あり、副總裁以下無慮三百餘名と注せらる。さて此の館の事業は、乾隆四十七年に至りて終を告げたるが、其の總計存書三千四百五十七部七萬九千

七十卷、存目六千七百六十六部、九萬三千五百五十六卷といへり。この存書とは、四庫に著録せしもの、存目とは、書目のみ採録せしをいふ。

四庫全書の内容及び編纂の手段

四庫館は、その編纂の方針として、大約六種の手段を採れり、その第一は、勅撰本として、清初より乾隆の時代に互り、勅を下して編纂せしめたるもの、一例を示せば左の如し

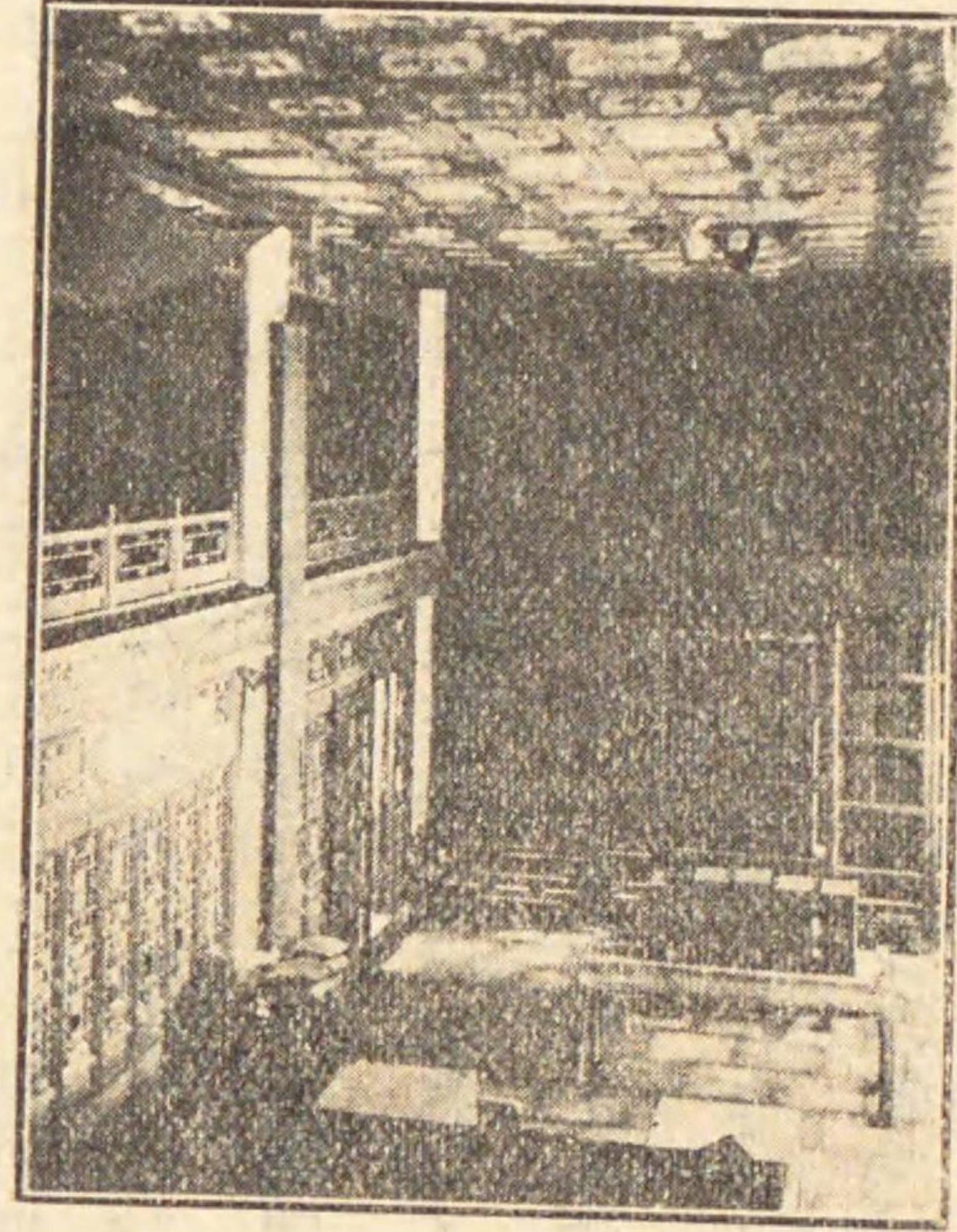
- | | |
|---------------------|-------------|
| 周易述義十卷 | 周易折中二十卷 |
| 周官義疏四十八卷 | 儀禮義疏四十八卷 |
| 禮記義疏八十二卷 | 春秋直解十五卷 |
| 律呂正義後編百廿卷 | 詩經樂譜三十卷 |
| 同文韻統六卷 | 叶韻彙輯五十八卷 |
| 音韻述微三十卷 | 明史三百三十六卷 |
| 遼金元三史國語解四十六卷 | 皇清開國方略三十二卷 |
| 御批通鑑輯覽百十六卷附唐桂二王本末三卷 | 續通典百四十四卷 |
| 通鑑綱目三編四十卷 | 續通考二百五十二卷 |
| 續通志五百二十七卷 | 皇朝通考二百六十卷 |
| 皇朝通典百卷 | 皇朝通志二百卷 |
| 滿洲氏族通譜八十卷 | 蒙古王公功績表傳十二卷 |
| 宗室王公功績表傳十二卷 | 臺灣紀略七十卷 |
| 勝朝殉節諸臣錄十二卷 | |

- 大清一統志五百卷
- 熱河志八十卷
- 平定進噶爾方略前編五十四卷正編八十五卷續篇三十三卷
- 平定兩金川方略百五十二卷
- 皇輿西域圖志五十二卷
- 國子監志六十二卷
- 大清通禮五十卷
- 國朝宮史三十六卷
- 康濟錄六卷
- 經史講義三十一卷
- 曆象考成後編十卷
- 石渠寶笈四十四卷
- 唐宋文醇五十八卷
- 皇清文穎百二十卷
- 日下舊文考百二十卷
- 滿洲源流考二十卷
- 蘭州紀略二十卷
- 盛京通志百廿卷外各省の通志あり
- 歷代職官表六十三卷
- 皇朝禮器圖式廿八卷
- 滿洲祭神祭天典禮六卷
- 淳化閣帖釋文十卷
- 儀象考成三十二卷
- 協紀辨方書三十六卷
- 祕殿珠林二十四卷
- 康宋詩醇四十七卷

此等の勅撰本は、他書とは、その取扱を異にし、何れも各部門の最初に列したり。第二は、内府本として康熙朝以來、已に宮廷に収集したるものとす、經史子集に互り、存書約を三百二十六部、存目凡べて三百六十七部とす。第三は永樂大典本として、明の成祖の編纂せる一萬餘冊の翰林院に貯藏しありしに就きて、存書存目、凡べて五百餘種を抜き出したるものとす、今その當時に著名なるを示せば、舊五代史、續資治通鑑長

篇、建炎以來繫年要錄、嶺外代答、諸蕃志、宋朝事實等の如し、案するに、大典本を採取せんとするの説は、尙書徐乾學の宿案なりしも、彼れは、康熙帝中に死歿して、志を行ふに及ばざりしが、こゝに至りて安徽の學政使朱筠は主に此の議を上つれり。第四は、各省採進本として、總督巡撫等に命じ、その地方の遺書を進獻せしめたり。採書の最も多きは、浙江にして、最も少きを廣東とし、湖北、湖南、山西、陝西など、其次に位す、浙江採集遺書總錄によれば、その總數四千五百二十三種、五萬六千九百五十五卷、別に卷を分かつたもの二千九十二冊なりといへり。第五は私人の進獻本として、當時に著聞せる藏書家の進獻に係る、清初に知られしは、浙江寧波なる范氏の天一閣、同慈谿なる鄭氏の二老閣、同杭州なる趙氏の小山堂、同嘉興なる項氏の天籟閣、朱氏の曝書亭、江蘇常熟なる錢氏の述古樓、崑山なる徐氏の傳是樓等なりしが、乾隆朝に及びては、已に他姓に歸したるもの少からず、四庫館は、此等藏書家の子孫に命じて進獻せしめたり。たゞ此際、進獻の書は、謄寫して返戻すべきことを公約せしより、地方藏書家の進獻する頗る多く、一人にして五百餘種以上を上つりしもの少なからず、朝廷は、夫れ等に對し、圖書集成一部を賞し、百種以上のものは、初印の佩文韻府一部を給與せり。第六は、通行本として世間に流布せる書籍をいふ。以上を約するに、乾隆帝の四庫全書編纂は、支那書籍蒐集の史上に於ける空前の偉觀たりしを疑はず。たゞ此の事業に就て惜まるゝことは、當時四庫の館臣が、永樂大典を採るに於て必ずしも忠實ならざりしこと是れなり、傳ふるところによれば、彼等は、大抵その卷帙の略少なるを取り、宏編巨冊は、措いて問はざりき。見るべ

し後來徐星伯の輯したる宋中興禮書、政和五禮新儀の如き、何れも大典より録出せりといふの事實なることを、咸豐中、張穆は、此の事を語り、永樂大典には、尙ほ秘本の多大なりしを附言せり。かの大典は、明代よりして既に副本を失ひ、翰林院藏本は、實に唯一無二と稱せらる、館臣等が匆卒に事を終へしは、悔いても餘りあらん。光緒二十六年、拳匪の亂に際し、翰林院は兵火に罹りしが、その多くは、此の際に散佚、



(京盛)閣淵文

もしくは焼失したり。

四庫の七閣を建つ

乾隆帝は、四庫全書の編纂に着手するや、北京なる紫禁城内に文淵閣、父雍正帝が皇子中讀書の所たりし圓明園に文源閣、陪都宮殿の地なる奉天に文溯閣、塞外の熱河に文津閣を造りて、四庫貯藏の所となせり、之を内廷の四閣といふ。帝は、文淵閣の構造形式が一に浙江范氏の天一閣と同じくしたるをいへり。全書成るの歳、帝は又

命じて江蘇揚州なる大觀堂に文匯閣、鎮江金山寺に文宗閣、浙江杭州、聖因寺の行宮に文瀾閣を起し、前と同じく四庫全書各々一部を貯藏せしめぬ、之を江浙の三閣といふ、凡べて七閣なり。此の事業の略ぼ緒に就かんとする、帝は、我が國家、休命を荷ひ、重熙累洽、軌を同くし、文を同うす、所謂禮樂百年にして後ち興るとは、此れ其時なりといひ、又、予が四庫の書を蒐むるは、徒らに右文の名を博するにあらずといひ、

以て其得意を示しぬ。さて、内廷の四閣は、特別の資格と認可とを得るに非れば、閱覽を許さざりしが、江浙の三閣は、一般士子に閱覽鈔録の便を與へたり。七閣の中、今日に儼存するは、文津、文溯、文淵の三閣のみ、他文宗、文匯二閣は太平賊の亂に亡び、圓明園の文源閣又焼失し、文瀾閣は散亡少からずといふ。

四庫全書の編纂に對する批評

四庫全書編纂の主旨は、帝の宣言によりて明白なれど、亦未だ必ずしも、帝が國帑の豊厚なるに乗じてその浮華なる名譽心を満足せしめたるなからず。吾人は、前に四庫

館の開設を以て、東南各省に於ける人文發達に促がされしと解したりしが、此の事實は、一面よりして、北

京朝廷の從來崇向せる宋學が、漸く人心を吸引することの不充分になり行きしを語るものならずんば

あらず。いふまでもなく、四庫館は、門戸の見とて、宋漢兩派の私争を忌避するに力めしかど、所謂講學の

風を厭ふことも亦た甚だしかりし。講學は、乃ち義理を講明するものなりといへば、かゝる方針の少く

とも宋學排斥に陥れるの否定するを得ざるべし。傳ふるところによれば、始め大興の朱昉が、四庫館の

開設を請ふに當り、尙書劉統勳は、方めてその不可を持せしかど、大學士于敏中力争して之を裁可せりと

いふ。劉が如何の意志にて拒否せしやは、吾人未だ質言する能はず、然れども彼れが生平の言行に徴し、

必ずしも眞意の揣摩せられざるにあらず、清末の一學士は解釋して、本朝學術の分岐せるは、實に四庫館

之が端緒を開けり、咸豐の時代に及び、遂に天下は、長髮賊に亂れずして、漢學に亂れたりとの説あるに至

る、學術の分岐、今や益、甚し、始めて劉統勳が所見の遠きを知れりとせり。

乾隆帝の禁書令 四庫編纂の論文と前後して、禁書令を公にされしことは、注意すべし。禁書とは、明代の著述の滿洲祖先に關するものをいひ帝の論文によれば此等は、一般に逆書とて、本朝一統の旨に合はざるよしをいへり。蓋し文弱なる漢人が、北人に驅逐せらるゝ場合に於て、文學は、彼等の正義心を訴へ、併せて慰藉を得んとする唯一の武器なれば、その著述の數たるや、極めて多し。帝は、此等明末清初の記録を一掃せんと希へたるのみならず、その正史と思はるゝにいたるまで、一切銷毀に付せんとせしは、未だ必ずしも公平なる處置といふを得ず、此の命令は、乾隆三十九年に始まり四十三年に至りて、再び二年の期限を與へ、四十六年に至り又一年の展限あり、兵部の報告には、當時銷毀の手續を了せしこと二十四回、書たる五百三十八種、共に一萬三千八百六十二部といへり。然るに此の事業は終結を見ずして乾隆五十三年に至りて、尙は嚴諭の行はれしなからず、大體より此の結果を綜合するに、北方諸省には、較、完全に通行し、その東南各省には、甚しき影響を見ざりしと知るべし、論文によれば、江蘇、江西、浙江は、省分較、大、素と人文の藪の稱すれば、民間の書籍繁多なるべきに、何を以て十分成績を見ざるか、これ督撫等が此等の事件をば等閑視せしに由らずんばあらずといへり。我國人に傳倡されし錢謙益の詩文集の銷燬されしこと、又此の時代にありたり。乾隆帝には、四庫全書收蒐の功を漢人に誇りつゝも、一面に文字の禁を立て後世排滿の口實を、遺留せるは惜むべし。

第四八節 乾隆帝及び其朝の庶績

康熙帝と乾隆帝

乾隆帝が幼時より聰明の聞えありしは、その六歳にして宋儒周濂溪が愛蓮説を誦せりといふに徴せらるべし、康熙帝は、初めて彼れを皇子の邸第なる牡丹臺に見しとき、此子の幸福は、



帝 隆 乾 の 馬 乘

餘に過ぎたりといひ、命じて彼をば禁庭に養育し、その朝夕の教訓は、諸皇孫に越えり。康熙帝は、又た彼を熱河なる狩獵場に扈從せしめしが、熊ありて躍出す、帝乃ち小銃にて仆し、彼に命じ、往いて射殺せしめぬ。蓋し初獵に獲熊の名を授けんと欲するのみ、彼れ急ぎて、馬に乗りしに、仆れたる熊は、復た立てり、帝又た發銃して之を殪しき、帝歸りて諸妃にいひけるは、此の子の福は、測られず、彼をして仆れたる熊の前に至らしむれば、熊は、再起して、何事

しなりと、此の説は、首肯せらるべし。吾人は、序を以て彼の母を語らざるべからず、彼の女の家は、滿洲の旗籍、納喇氏ナラ、費揚古フエヤンクの女なり。彼の女の幼時は、承德なる母家に在り、貧にして奴婢なく、その六七歳の時、父母は、彼の女を市に遣はして醬油の類を買はしめしことありきといふ。彼女は、十三歳にして北京に入りけるが、恰も秀女選擇の時期に當れり。秀女とは、八旗の處女の十二歳に達すれば、戸部は藉を案じて宮廷に奉仕せしむるものをいふ、皇后及び皇妃は、此の秀女より選擇せらるゝものと知るべし。さて、彼の女は、何心なく此の秀女の、一團を宮門に視しに、門衛のもの、誤りて彼女をば在藉の人と爲し、引見の榮を得せしめぬ。彼女容貌端正なりければ、選に中りて皇子の邸に分たれ、やがて雍親王府の人となれり、府は即ち世宗雍正帝の潜邸皇子とす。何時の頃なりしやを知らざれど、親王時疫に罹りしが、看護のもの多く行くを好まず、彼女乃ち王妃の命を奉じて、旦夕に服事し、五六旬にして、疾大に癒ゆ、遂に留りて親王に侍するを得、乾隆帝を生めり。一説に、乾隆帝は、納喇氏の出にあらず、實は浙江省海寧なる漢人陳氏の子なりといへど、詳かならず。

制度大に備はる

凡べての制度は、此の朝に入りて大に備はれり。皇位承繼に關する事情は、清廷の、就中艱難を覺へたる所なりしが、此の朝よりして一定の等輩を越ゆること能はざる旨を規定せり。等輩とは、永、緜、奕、載、溥、毓、恒、啓、燾、闡、增、祺の十二字によりて定められし行輩をいふ、例令へば、乾隆帝の皇嗣子、嘉慶帝と兄弟及び、從兄弟は、皆永の一字を上とし、下の一字は王に從ふ、永璜、永璉、永琰の

如し。次ぎは乃ち道光帝の兄弟が上の一字を緜となし、下の一字は心に從ふ、緜寧、緜愷、緜忻のごとし。咸豐帝は奕字輩なり、故にその兄弟等は上の一字を奕となし、下は言に從ふ、奕訢、奕訕のごとし。同治帝は載字輩なり、下の一字は、水に從ふ、載淳、載灃のごとし。かの光緒帝が、同治帝と同字輩にてありしに、先帝に皇子なかりしとの理由の下に、載字輩を擇びしは、祖法を紊るものとの議の、大に起りしことあり、此等の制度は、乾隆帝の裁可を得たるものなるが、一に前明の典例に模倣し、多少の損益を加ひたるものといふを得べし。吾人は、此等の名をとりて、國初の太祖太宗及びそが兄弟等のそれに比較して寧ろ變遷の著しきを認めずんばあらず、帝は、滿洲人の漢名に類するを忌み、その滿洲八大家の一たる鈕祜祿氏ニウケルが郎姓を以て稱せしとて、鄙みて、そは狼なりと罵りしにあらざるか、何れにせよ、制定の完整は、多くの場合、滿洲朝廷の漸次漢人化せるを證するに外ならず。

國語及び國俗の保存

滿洲固有の風俗を保存せんとせしは、康熙以來渝るところあらざりしかど乾隆朝に至りて、その手段は、自から一變せり。帝は、國人の漢習に感染する甚しきを患へしが、その主なる原因は、滿人の文化が、彼等に抗敵する能はざるに在りと思惟せるなからず、仍りて、帝は此等の缺陷を補はんとて漢習に模倣するを禁ずるとも、一面に、滿洲に關する文獻を製作せり、假令ばかの滿洲源流考のごとし、該書の卷首に掲げられし諭文によれば、國姓の愛新覺羅は、乃ち國語の金を意味すれば、我が滿洲と金源氏とは、同派なりしといひ、我が祖宗の時、明國より封號を受けしかど、こは、明國が我れ

と修好せんが爲めに、これを假りて兩國の親誼を結べるに外ならず、我れ亦樂天保生の計に妨げざれば、敢て之を退けざりしといひ、金史の世紀によれば、唐代に著はれし渤海國は、文學禮樂ありといふ、是れ金國の先、即ち文字あるを證すといひ、滿洲部族が文化の悠久なりしことを提説せり、然れども、此等の述作が何程の効果を奏せしやは、始めより疑なからず。吾人は、今、此等の事實に對して、國初の太宗が嘗て臣僚を戒めたる一節を引くことを得べし、曰く

爾等審かに之を聽け、金の世宗は、蒙古、漢人諸國に聲名顯著なる賢君なり、故に後世、咸な稱して小堯舜となす。予此書を披覽して、其梗概を悉くし、殊に心往神馳を覺え、耳目倍々明快を加ふ、歎賞に耐えざらんや、予、思ふに金の太祖、太宗、法度詳明、久遠に垂るべし、熙宗、哈喇^カ及び完顏亮の世に至りて、盡く之を廢し、酒色に耽り、盤樂度なく、漢人の陋習に模倣せり。世宗即位、奮て祖訓に法るを圖り、勤めて治理を求め、惟だ子孫の仍ほ漢俗に倣ふを恐る、故に預め禁約をなし、屢、祖宗を忘るゝとなきを以て訓となし、衣服語言、悉く舊時の制に遵ひ、時々騎射を練習して、武功に備ひたり。垂訓此の如しと雖も、後世の君、漸く懈廢し、其騎射を忘るゝに至り、哀宗に及びて社稷傾危し、國遂に亡びたり。乃ち知る、凡そ君たるもの酒色に耽りて、未だ亡びざるものあらざるを。先時儒臣巴克什^{ハクシ}達海^{ダハイ}庫爾纏^{クルチヤン}、屢、予に滿洲の衣冠を改め、漢人の服飾制度に倣はんことを勸めたり、予從はず、輒はち彼等は、以爲らく、予は諫を納れずと、予は試みに比喻をなさん、若し我等こゝに聚集するに、寬衣大袖、左に矢石を佩び、右に弓を挟み、

忽ち勇者某々に突入されしとせよ、我等能く之を禦がんや、予の此の言を發するは、實に子孫萬世の計をなすのみ、恐らくは日後子孫、舊制を忘れて騎射を廢し、以て漢俗に倣ふあらん、故に常に此の慮に切なり。

以上は、彼れが崇徳元年、滿文に翻譯せられたる金史本紀を讀みし時の感想なりと知るべし。不幸にして、太宗の此の豫測は、乾隆朝に至りて、著しく現前し、彼等は、漢人の風俗に憧憬せるのみか、其國語をも併せて忘却せり。いふまでもなく、帝の時代に増補されし四體及び五體の清文鑑は、中土及び外藩の言語を網羅するに在りしかど、又た一には國語の權威を強めんとするの政見に基かずといふべからず。吾人の姑らく知るところをいへば、滿洲語の整理及び増加は、徒らに、和素といへる稀代の文人を出し、元明に著名なる小説脚本、例へば、西廂記、金瓶梅の類を翻譯して、一般の嗜好に投せしに過ぎざりしなり。

英國大使マカートニーに傳へられし乾隆帝 乾隆五十八年、英國大使マカートニーは、下の如きを傳へり、曰く皇帝は、午前三時に起床せられ、皇室用の塔に入らせられて佛を拜せらる。後、諸官憲が其任地より送りたる奏疏を閲覽せらる、此等官憲は、何れも直接皇帝に書を奉るべき資格あるものに限れり。同朝七時朝食を召さる、食後女官宦官等と共に宮城園庭に逍遙せらる。次に首相を召され、現行の諸勢を御覽せられ、然る後一種の朝見を賜ふ。通常午後三時御食事終れば、劇場に赴かるゝか、然らざれば、他の娛樂に従はせらる。後就寢に至るまで、一室に入りて讀書に耽らせらる、而して其就寢は午後七時以

後なりしことなし。又曰く女性側には、一人の皇后(今は故人)第一級の妃二人、第二級のもの六人、而して宮女一百人なり。皇帝は故皇后との間に、數人の皇子あり。妃及び其宮女との間に、又幾人かあり。而して皇女幾人かは、韃靼諸公、又は韃靼諸高等官に嫁せられ、未だ一人の支那人に嫁せられしものなし。彼れは才能あり、學識あり、勤勉にして、信仰の念厚く、仁慈に富ませらる。其臣下に對するや、叮嚀溫和にして、其敵に對するや、復讐の念強く、寸毫も假借せらるゝなし。彼れは、其偉大なる地位と、其隆盛なる勢力とに、意氣揚々たるものから、少しにても非運失敗の招かるゝあれば、切齒すること頻りなり。何事にても、人後に落つるを嫌ひ、諸大臣を信賴すること厚からず、而して其一旦震怒せられんか、容易に之を慰撫すること能はず。皇子等四十餘歳の齡に達するも、尙密議に參せしめず、又充分なる權威をさへ分與せざりき。而して太子の誰なるかに就きては、何人も之を知るを得ず、推量さへも爲し得ざるなり。其第一皇孫 Min-yul-ge は、才幹秀たる人にして、諸種の事件にたづさはれり、而して其好愛を得たるものなりと云ふ。彼れ又曰く、皇帝が政に倦みたるを云はれしより數年の後、讓位の時日を定められたり、されど、此の時日に切迫するに従ひ、更に之を延期するの至當なるものとせり。今や正さに千七百九十六年なるも、讓位の仰せ出さるゝ風、更に見えず。彼れは本來健康の質にして、勢力旺盛なれば八十三歳を超ゆると雖も、尙ほ齡より來る衰弱病氣等に冒されしことなし。此の大人物に關する斯くの如き特癖は、かの二人の友人が余に語りたるときに書き下し置きたるものにして、彼等は其識るとこ

ろ考ふるところを成し得る限り正確に報じたるものならむ。彼等は、其位官位置はよく、其觀察判斷を爲し得る好機會を與へたりしや、蓋し疑ふべくもあらざるなり。

乾隆康熙兩朝の比較

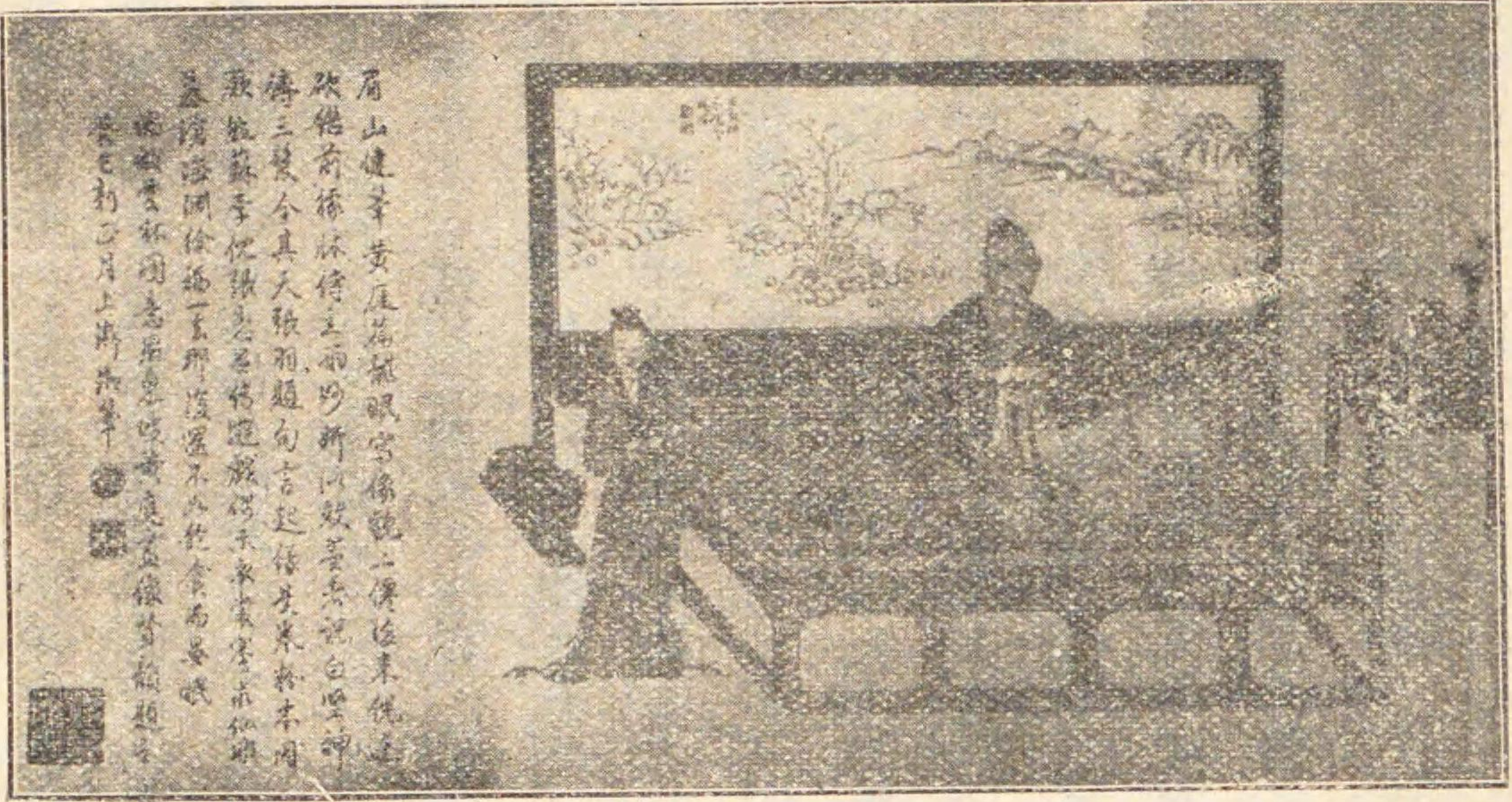
マカートニーは、又次ぎの觀測を下せり。曰く趙大人(大使の護送者)が煙草

を喫せんと欲したるときに、其従者のあらざりしを以て、余はポケットより燐を入れたる小瓶を取り出し、之れにて直ちに燐寸を點火せり。彼れ之を見、火を懐にし而も何等傷害なきを得るの、たゞ事ならざるに一驚を喫せり。依つて、余は、此の現象に就きて説明し、其瓶を一箇、彼れに贈れり、斯くの如き些々たる事も、直ちに諸物の奇異なる事物に於ける談話の原因を爲せしが、凭かる談話の中に、余は支那國民は、機械學の或部分に於て優れたるものもあるも、醫藥に於て、外科術にて、又た科學的知識に於て、他の諸國民に劣れること甚だしきものなるを知れり。余は、從來支那に於て、盲者の多きを見るも、木製の足を有するもの、又は四肢の不具なるものに、一人として遭遇せしことあらざるを以て、此の地には良外科醫なく、傷害の結果は、當然死せしものならんとの斷定を下せり。總督は、余の推量の當れるを云へり。されど余は英國に於ける諸種の技術——例へば溺死者を、器械的手術によりて蘇生せしめ、緣内障の剔抉によりて失明者を回復せしめ、或は又手術によりて手足を治療し切斷する等——に就きて、話し聞かせ、支那朝廷にて許可せらるゝあれば、余は此等諸技術の教師たるべきものを従ひ來りしものなるを述べ、總督其同伴者とは恰も迷夢を覺破せられしものゝ如き風見えたり、而して余が、發見發明に對して、冷淡無關心なる、

支那朝廷の態度を憾むが如きさまは、彼等が蔽はんとして、蔽ひ能はざりしところなりき。此等三人の尋問により、又た其批評により、又其感想によりて、余は彼等が尋常に、支那人の上に出でたる濶達の量と聰明なる見解とを有するものなるを認め得たり。支那の大臣なるもの、以上二つの點に於て、此等三人より劣れるものなるや、如何、又た或は大臣は、公職に忠實ならんが爲に、一己の確信なるもの、奔流を壅塞し居るものなるや否や、余は之れを知らず。されど、嘗て、大臣と熱河に於て會見せし際に、余は歐洲に於ける諸種の發明物中、特に輕氣球の事に就き述べ、此種のものを一箇北京に於ても備ふることにし、尙ほ其運用教師を一人雇入るべきの利あるを勸告せしも、彼獨り余の言を容るゝを欲せざりしのみならず、其處にありし諸長官も、皆同様の意向を有せしは、是れ事實なり、而して、余は、支那諸新聞の報ずるところによりて此等の諸長官は、皆な支那に於ける樞要の地位を占むるものなるを以て、焉ぞ夫の他は、推して知るべきの言を發せざるを得んや。康熙帝は、嘗てジェジュイット教派の者の報告により、化學に關する趣味を有せられしも、帝の後繼者にありては、勿論其他帝の有せられし偉大なる性質をさへ繼承するものなかりき。余は、今に於て之を惟ふ、支那朝廷の政略と自負心とは、相關聯して諸外國の先優權を示すべきものと思惟せし事實に對しては、之を目撃せざらんことに力めたるもの、如し、而して彼等は之を適當に利用すべきことを知らざるなり。されど人智の進歩を防止せんとするは到底無益の業なり。又曰く韃靼朝廷の權勢と政略とを以てするも、その支那臣民の活躍せる勢力を、何年まで抑制し得べきかは、實に問題なり。今や其或る地方にありて、殆んど毎年暴徒の蜂起するあるにあらずや。固より此等暴徒は、直ちに征服せらるゝも、尙ほ此くの如き事變の屢なるは、内に蟠る熱の明かなる證據にあらずとせんや。一時的の發作は、之を鎮壓するは容易の業たらんも、病膏盲に入りては遂に之を如何とし難しと。

漢人化せる乾隆帝

乾隆帝は、旗人の漢習に感染せるを厭へしかど、帝、親らは、漢人の文化に憧憬し、その御製の詩は十餘萬種に至り、多作の聞えある陸放翁とて及ぶところにあらずといへり。帝は、博雅を誇り、一詩の成ることに、儒臣をして註釋せしめ、其即答を得ざるある、乃ち家に歸りて涉獵するを許す、かくて、彼等儒臣が、萬卷を翻閱して、尙ほ解を得ざることあり、帝乃ちその出處を擧げて、以て一笑を博す。帝は、又書畫の鑒識を好み、嘗て宋刻の後漢書及び九家杜註を獲たることあり、帝甚だ愛惜し、畫苑の供奉に命じて、自己の肖像を、その



黃庭經圖(乾隆帝筆)

書の上に畫かしめたり。岳氏の五經は、特に、五經華室を建て、之と貯ひ、又、馬和之の國風圖は、數十年を歴て始めて全部を獲たればとて、之を學詩堂に保存せり、此等の類、蓋し枚舉に遑あらず。帝は書に於て康熙帝の董其昌を酷愛せると同じく、當時の巨匠張得天に傾倒せり、但だ吾人の見るところにては、帝の書は、巧妙なれども、氣魄に乏しく、康熙帝は、骨力餘りありて、潤飾足らず、雍正帝の書に至りては、才あり氣あり、一見して王者の筆札に類せず、各、其長を見るべし。語學に關しては、帝が、康熙帝の如く羅甸を學びしを聞かざれど、滿洲蒙古の語言に精しかりしは、信するを得べし。但だ康熙帝のそれに比して異なるは、西洋科學の知識の缺乏せしこと是れなり。西洋畫法に對する趣味は、兩帝ともに同一なりしかど、耕織圖の焦秉貞によりて畫かれしは、以て康熙帝の性格を徵すべく、準噶爾貢馬圖の伊太利人朗世寧 (Joseph Castiglione) によりて寫生されしは、やがて、乾隆帝の嗜好を窺ふを得べし、康熙乾隆と併稱するの恒なれど仔細に吟味すれば、一は、創業の君にして、自から幸運を開拓するの人、一は、守成の君にして坐ながら幸運に乗するの人、之を一家に譬ふれば、前者には自から田間より奮ひ起ちて、新たに産業を經營したる老駿の面影あり、後者は、否らず、彼れは生れながらの貴公子なり、老いては、乃ち富家翁の生涯に入らずんばあらず、豈に雷に然るのみならんや、彼れは家督を嗣帝仁宗に譲りたりしに關らず、尙は訓政として一種の院宣政治を棄てざりき。吏治の弛廢、人心の睽離、やがて、恐怖すべき民亂は、此の時期に醸生せり。同情すべきは、嗣帝なりける、吾人は、次節にその梗概を述ぶるところあるべし。

第四九節 嘉慶朝の民亂

乾隆帝訓政

乾隆帝在位六十年、齡八旬を逾えたり。自ら頌すらく、漢唐以來、古稀の天子は、纔かに六人を得、六人の中にて八旬に至るもの、纔かに三人を得たり。而も三帝の中にて、惟だ元の世祖の賢と稱すべきのみ、その二人は、則ち予の鄙とするところ、即ち元の世祖と雖も、未だ予の五代同堂の如きあらずと、乃ち命じて八徵耄念の印璽を鑄らしむ。帝は、又、御製十全記といふを作爲し、之を蒙古回字等、四體の文字に繙寫せしめ、聖祖御碑の側に豎立せしめり。十全とは外ならず、帝の在位中に十全の武功ありとの意、準噶爾を平ぐるを二となし、回部を定めしを一となし、金川を掃蕩せしを二となし、臺灣を靖めしを一となし、緬甸、安南を降せしを二とし、廓爾喀の降を受けしを二となし合せて十功となす。帝又附言して以らく、その内地の三叛、么麼は、數ふるを屑しとせざるなりと、得意想ふべし。されど、得意の絶頂は、蓋し失意の漸をなさずんばあらずして、帝自らは、我れ精神純固、自ら揣るに、内外の庶政、尙は聽くを得べしと想ひ、讓位の後にても、太上皇を以て稱せられ、一種の訓政といふを行へり。帝が讓位の時、嗣子嘉慶帝は、年正に三十七、決して幼主といふべからず、又その材能も凡ならざりしに、軍國の大事、外藩の交渉は、いふをまたず、瑣屑の事件に至るまで、一に訓政を仰がざる能はざりしは、必ずしも清室の幸福なりしといふを得ず。大凡そ、訓政なるものは、多くの場合、單に老帝の婆心に出づるにあらずして、そ

が裏面には、多くの事情を伏在するものなるを知らざるべからず。乾隆帝の訓政は、大害ありて寸功なく、徒らに嗣帝に贈與するに、尨大なる版圖と、紊亂せる内政を以てするに過ぎざりしなり。

白蓮教匪起る

白蓮教は、清朝に始まりしものにあらず。宋の亡び元の起る、順帝に至りて、綱紀振はざりしかば、鑾城の韓山童といへるもの、その祖父の組織せる白蓮會を煽動し、香を焚きて衆を惑はし彌勒佛の下生を倡言せり。時に河南及び江淮の愚民の之を信するもの、太た多く、彼れ親らは、實に宋の徽宗帝か後にして、當さに中華正統の君たるべきを宣言せり。彼は白馬、烏牛を刑し、誓ひて天地に告げ劉福通等の諸黨を得、同じく兵を起さんことを謀り、紅巾を以て號となしぬ。事覺はれて山童は擒に就き、その子の韓林兒は逃亡したりしか、與黨劉福通は遂に反し、その衆やがて十餘萬とぞ聞えし。彼は爾後林兒を迎て幼帝小明王となし、亳州に據りて國を宋と號せしが、時に明の朱元璋の大に起るに及び彼等は自ら亡びたり、白蓮の名は、之を以て始とす。以後二百餘年、明朝隆盛の際には、彼等の名を聞かざりしが、天啓五年に至りて、白蓮會又た直隸・山東・山西・河南及び陝西・四川の各省に蔓延せり。初め蘇州の人王森なるものあり、かつて妖狐の異香を得て白蓮教を倡へ、自ら聞香教主と稱し、その徒に大小傳頭及び會主の號を設けたり。彼は後捕へられて獄中に斃れしが、その子好賢、及び、鉅野の徐鴻儒、武邑の于宏志等、その教を奉じて、徒黨益衆し。好賢鴻儒は、是年中秋を期として兵を起さんとせしが、會、謀洩れぬ。鴻儒遂に期に先ちて反し、自ら中興福烈帝と號し、兵を擧げて鄆城を陥れ、また鄒・滕・嶧の三縣を陥れた

り。後、官軍の長圍を受け、食盡きて、その黨類皆降り、鴻儒は擒につき、京師に磔せらる。彼れ刑に臨み歎して曰く我、王好賢父子と經營二十年、衆二百萬に下らず、事の成らざるは天なりと。此の一敗の太しく白蓮會が銳氣を挫きしは、知るべし。彼等は明清興廢の際に當りても、何等活動の態度に出づる能はずして、空しく機會を待ちしもの、如くなりしが、乾隆帝の明尊及び白雲派に對する嚴令を下すに及び白蓮會は、また沈黙を破りて起てり。

教匪とは何ぞや

白蓮教は、祈禱及び念咒を以て病を治し得べしとの教義の下に信徒を糾合したると、尙ほ前明の時代と異なるあらず。首領を劉松といひ、安徽の人なり。彼は密使を派して教義を西部の諸省に傳へたるが、事發はれて、甘肅に流されたり。彼の餘黨に劉之協、宋之清等あり、乃ち陝西・四川・湖北に互りて教誘しけるが、日久うして黨益衆し。彼れは、宣言すらく、清運は將に盡きんとすと、かくて、同卿の王發生といへるを推して、朱明の裔となし、以て流俗を煽動しぬ。乾隆五十八年、事覺はれて捕へられ、發生は齡猶幼かりしを以て、死を免して新疆に流されたり。獨り劉之協は、遠遁しぬ。旨ありて、大に彼を追捕しぬ。州縣の官吏は、こゝに於てか、戸別に搜緝し、胥役の徒の、虐威を振ふもの極めて多し。武昌府の同知常丹葵といひるもの、荊州宜昌の地方を查せし時、株連羅織せること數千人に及び、富者は家を破り、貧者は死に陥るもの算を知らざりしとぞ。時に四川・湖北・廣東・貴州の人民は苗族征討の軍費に困み、無頼の徒は、食鹽の密賣及び通貨私鑄の嚴禁に依りて業を失ひ、何れも官を讎として亂を思ふ際な

りしかば、彼等は、革命の時期は、今や到来せりと叫び、荊州、襄陽、達州を根據として、遂に陝西の各地を煽惑せり。

匪亂擴大す

匪亂は、擴大せり。聶傑人、張正謨等の徒は荊州に起り、姚之富、齊林の妻王氏は、襄陽に起り、孫士鳳、徐天德、王三槐、冷天祿は、四川に起り、張士龍、張漢湖、張天倫は、陝西省に起り、一時西部諸省を席捲せんとするの勢を示したり。清廷にても、始めのほどは微々たる一揆にすぎずと思ひたるべきが、忽ちにして、斯る形勢を馴致せしは、寧ろ意外の感をなししなるべし。然らば、此匪亂の主動力は白蓮教の煽惑を以て主となすべきやといふに、吾人は、未だ必ずしもこの觀察に與みする能はず。教匪そのものは、實は、一線の點火たるにすぎずして、清廷の種々なる措置は、自から此重大なる形勢を激成し、を認むべし。あり體にいひば地方官の討伐隊は、始めより匪亂を速定せんとするの意志あらずして、寧ろ此範圍の擴大を要望せり。白蓮教そのものを根蒂より邪教なりと解する説も、吾人は、容易に肯定する能はざるべし。何となれば、支那の民間の内的信仰は、頗る雜駁にして、必ずしも儒、道、釋三教の一途に出でず、その釋教といも道教を加味し、道教といふも、自から釋教を混和し、何れか釋教なるやは、人々の内心に於て判然たるあらざるを常とせり。かゝる人民の信仰を指して、直ちに邪教といふは、始めより當らざるべく、若し此意義に相當するあらば、そは、此等の信仰が、政治的色彩を帯べるに至れるをいふによらずんばあらず。然り而して、此色彩は、多くの場合、受動的の結果に出づるの明かなる以上、寧ろ彼等

か信仰を罪すべきにあらずして、施政者の責任を問はざることとなるべきなり。嘉慶元年、湖廣總督畢沅、都統永保は、湖北省を彈壓し、總督宜綿は、陝西省を討代し、福寧英は、四川省を掃蕩したるが、何れも不結果に終り、永保の如きを見るに、徒らに、大兵を統率して、賊徒を追尾し、敢て迎撃するあらず。匪徒は、こゝに於てか四方を蹂躪して忌むことなし。嘉慶二年春の記事によれば、荊州、襄陽の一帶は、最も被害の甚たしく、十八州縣を焚掠し、四川に通ずる道路は、往還幾千里を蹂躪すといへり。慘狀は、蓋しこれに止まらず。

堅壁清野の議起る

官兵の徒らに驕奢に流れ、武力又衰退して用をなさざるは、此の匪亂の討伐に

於て著しく暴露せり第五十節參照。有識者は、今や、彼等を以て、唯一の障壁とは思惟せずして、別に靖亂の策を講せざるべからず。嘉慶二年、明亮及び德楞泰デレンタイは下の如きの意見を開陳せり、曰く

臣等楚湖北より陝西に入りしに、經るところの村莊は、皆な已に焚燼し、蓋藏も皆已に搜劫せられ、男婦も皆な已に虜掠せられ、目に見るに忍びず。已に擾されしは、固より宜しく安郵すべく、然らざるは、尤も宜しく隄防すべし。査するに、各州縣在城の民は、城池の保障あれば、賊匪も攻め下す能はず。其村落市鎮は一二隘口の郷勇を恃み、或は遠くして防ぐに及ばず、或は間道に守りを失ひ、倉皇逃避し、但に衣糧の盡く賊有となるのみならず、且つ備衛の火藥器械は、反りて寇に藉し益に資せり、而して賊は、至るところに屋舎、衣食火藥を得べく、良民を偏脅して之れが嚮導召還をなさしむ。かゝりしかば用兵以來、殺すところ無慮幾萬を越えしが、而も賊に少きを加へず。且つ兵力にて城を保つを急とすれば、村市已に焚掠せられ、荊州襄陽を急とすれば、房竹安康の諸縣は、已に兼顧し難し。今の計を爲すに、賊を困しめんとすれば、必ず須らく民を衛るべく、近賊の州縣は、市鎮に勸めて、土堡を修築し、環らすに深溝を以てすべく、その餘は地に因りて宜を制し、或は十餘村を一堡とし、或は數十村を一堡とし、賊近かば、更番に守禦し、賊去

らば暇に乘して耕作す、如此なれば、所謂逸を以て勞を待つものにて、賊匪は、自から清むるを得べし、近日襄陽の紳士梁有毅等は、此法によりて守りしに、賊は遂に犯すこと能はざりき、此保障の成效なり。

此提議は、直に採用するに至らざりしも、人民は各自の必要に促され、多くは堡壘を堅めて守禦をなしぬ。或人の解釋に德楞泰等が、此提言は、征苗役に得たる經驗に外ならずといへども、必ずしも然りとは斷し難かるべし。ともあれ、官兵の力は、賊を討伐するに足らずして、今や、人民の自營を待つの外なきに至りしは、清廷兵制の上に於て由々しき變革たるべきなり。所謂靖寇の策として、未だ何等の成算あらずして、軍費は、次第に増長し、同じき三年の冬、詔して、川楚善後例なる賣官制捐を開始しぬ。戸部の奏によるに連年の征勦に國帑を撥せしこと既に八千餘萬兩なり、請ふ姑らく捐例を開きて儲備に資せんと、科道の覆議には、乾隆年間に川運例あれば、之に仿ひて、暫行すべしとあり。流石豊富を以て誇りたる乾隆の内帑も、早く既に危殆を告げしにや。翌年正月、太上皇帝死し、訓政は、撤せられたり。

寵相和珅を斬る 嘉慶帝が乾隆の後を承けしは、康熙の後を承けたる雍正帝とその形を一にして、その事情を異にせずんばならず。彼は、親政の始めを以て乾隆帝が臨終の一節話を示せり。曰く我が皇考は、彌留に至るに及び親しく朕が手を執り、頻りに、西南を望みて、遺憾あるに似たりきと。かの十全の武功を誇り、八徵の遐齡を祝したる太上皇が末路としては、また餘りに凄凉ならずや。帝は、又之に附言すらく、皇考臨御六十年、四もに不庭を征し、凡そ窮荒絶徼と雖も、指日奏凱せざるなく、内地の亂民



嘉 慶 帝

王倫田五等が、偶、不靖を作すも、旬日にして立るに殄くしたり、従ひて未だ勞師教年、糜餉數千にして尙未だ事を蔵せざるものあらず、若し教匪一日平かされば、朕は一日不孝の疚を負ひ、内にして軍機大臣、外にして領兵諸將、同じく不忠の臣とならんと、これ然しながら一時感慨の言にあらずして、事實は、帝が焦慮に値せり。帝が指摘せる弊害は、一端ならざるが、就中、太上皇即ち乾隆帝が晩年の執法は、餘りに寛大に失し、軍事を誤れる永保をば一旦刑部に交附しながら、再び放免せる如き、各路の諸將帥の、敗軍を掩飾して勝利となせる、其在京の將領は、争ひて出征を要望し、軍より歸るに至り、田産を營置して頼みに殷富を爲さざるは無し、かゝれば、將吏は、日に玩兵養寇をことゝなせる、此等は、最も内亂擴大の原因ならずといふべからざりし。然ども支那の如き政體にありて、此等の失態を演せしむるに至りしは、獨り在外將吏を責むべからずして、先づ太上皇帝が訓政、及びその裏面に、伏在せる事情を顧慮せざるを得ず。嘉慶帝は、訓政の撤退と、もに大學士襄勤公和珅を引き出して斬に處したり、和珅は、太上皇帝の寵相となす。

和珅の罪狀

和珅の罪狀として、公表せられたるは、左の如し。

- 一 先帝の機密—皇太子册立に關する報告—を洩洩し、擁戴を功となせり。
- 二 騎馬にして正大光明殿の如き禁地を通過せり。
- 三 輿僮にて大内に入らせり。
- 四 内廷使用の女子を娶りて次妻とせり。
- 五 民亂以來、各路の軍報を故意に延閣し、併びに實情を欺蔽せり。
- 七 先帝不豫の時、舉措慎まず。
- 七 先帝の詔書に對し、恣に改作を加へたり。
- 八 彼は、吏部及び刑部の事務を兼ね、又た戸部を兼理し、戸部の事務は一人にて專斷せり。
- 九 邊情を隱匿せり。
- 十 外藩綏撫の法を誤れり。
- 一一 官吏を徧用せり。
- 一二 軍機處の記名人員を任意に撤去せり。
- 一三 彼れの家屋を査するに、僭侈制を踰え、その多寶閣及び隔段の式樣皆な寧壽宮の制度に倣照し、其の園囿の點綴は、圓明園、蓬島、瑤臺と異なることなし。
- 一四 薊州の墳塋は居然として宮殿を設立し、隧道を開設し、附近の居民に、和陵の稱あり。
- 一五 收藏品中珍珠手串は二百餘串あり、之を大内に較するに多き數倍に至る、又た大珠ありて御用冠項に比して大なり。
- 一六 内府に無きところの寶石あり。
- 一七 家内銀兩衣服等の件千萬を逾えたり。

- 一八 夾牆の内に金二萬六千餘兩を藏し、私庫に金六千兩を藏し、地窖に埋藏銀百餘兩あり。
- 一九 通州附近の當舖錢店に資金十餘萬を貸し、以て利殖をなせり。
- 二〇 家僕至賤と雖も、二十餘萬の資産あり。

和珅供詞といへる記録によれば、彼れの私産中珠玉金銀に屬するものは、正珠小朝珠三十二盤、正珠念珠十七盤、正珠手串七串、紅寶石四百五十六塊共に重二百二十七兩七分七釐、藍寶石一百十三塊、共重九十六兩四錢六分八釐、金定金葉二兩半、共重二萬六千八百八十二兩。外に金銀庫に六千餘兩ありきといひ當時追發せる諭旨によれば、朕已に和珅の遺産清算を査閱するに、共計一百零九號ありて、内、八十三號は尙未だ估價せず、仍りて原單をば八王爺、綿二爺、劉中爺に交付し、戶工二部に會同して估價せしむ。已に估價せる六十六號は、合算共計銀二億二千三百八十九萬五千二百六十兩ありといへり。これ豈に駭くべき數にあらずや。或る論者は之を目して和珅の私産は、八億萬兩を下らずとなし、當時政府の正入は七千萬兩なるに、和珅二十年の宰相を以て蓄ふるところ一國十年の歳入に當るといひ、康熙雍正乾隆三朝の元氣は、幾んど一變倖の手に斲衰せられたりと譏評せり。

- 正屋一所^{十三進七} 東屋一所^{七進三} 西屋一所^{七進三} 徽式屋一所^{六十} 花園一所^{樓臺四} 東屋側室一所^{五十} 欽賜花園一所^{樓臺六十四座四角樓更} 園一所^{樓十二座更夫一百廿名} 雜房一百二 古銅鼎二十 漢銅鼎十一 端硯七百五 鼎座十八 宋硯方十二 玉磬二十 古劍把十大 鳴鐘座十九 小自鳴鐘座十九 洋表一百 餘箇 大東珠六十餘顆 無類十兩 珍珠十八顆 手串共二百二 珍珠數珠十八 大紅寶石一百八 寶石九百八 藍寶石大小共四 寶石數珠一千零 珊瑚數珠三百七 密蠟數珠十三 寶石珊瑚帽頂二百三 玉馬二匹^{高一尺} 寶石十餘塊 藍寶石千七十塊 寶石數珠八盤 珊瑚數珠十三盤 密蠟數珠十三盤 寶石珊瑚帽頂二百三 玉馬二匹^{高一尺}

四珊瑚樹十顆高三尺八寸 白玉觀音一尊漢玉羅漢十八尊長一尺二寸 全羅漢十八尊長一尺八寸 白玉九如意三百八十七箇 玳瑁大燕碗九十箇 白玉湯碗一百五十四箇 白玉酒杯一百二十四箇 金碗碟三十二桌共四千二百八十八件 銀碗碟四千二百八十八件 嵌玉如意一千六百零一箇 嵌玉九如意一千零八箇 水晶酒杯一百二十箇 金鑲玉簪五百五十二支 整玉如意一百二十支 金鑲象箸五百支 白玉大冰盤二十箇 玳瑁大冰盤十八箇 白玉煙壺八十箇 玳瑁煙壺三百箇 瑪瑙煙壺一百箇 漢玉煙壺一百箇 漢玉煙壺一百箇 白玉唾盂二百箇 金唾盂一百二十箇 銀唾盂六百箇 金面盆五十箇 銀面盆一百五十箇 金面盆六十箇 銀面盆八十箇 鑲金八寶炕屏四十架 鑲金八寶大屏二十架 鑲金炕屏四十架 鑲金炕牀二十四架 季夾單紗帳全 老金縷絲牀帳六頂 鑲金八寶炕牀一百二十張 金鑲玻璃炕牀三十張 金珠翠寶首飾大小共計二萬八千件 金元寶一千箇每箇重量一百兩計 銀元寶一千箇每箇重一百兩 赤金五百八十萬兩估銀一千七百兩 生沙金二百萬餘兩估銀一千八百萬兩 元寶銀九百四十萬兩 洋錢五萬八千員估銀四萬零六百兩 制錢一千五十五串估銀一千五百兩 人參六百八十餘兩估銀二十萬兩 當鋪七十五座查本銀三萬兩 銀號四十二座查本銀四萬兩 古炕舖十三座查本銀二萬兩 玉器庫兩間估銀七萬兩 古玩舖十三座查本銀二萬兩 玉器庫兩間估銀七萬兩 皮張庫一間元狐十二張各色狐一千五百張 貂皮八百餘張雜皮五萬六千張 磁器庫一間估銀一萬兩 錫器庫一間共估銀六萬四千零三十七兩 珍羞庫十六間鐵黎紫檀器庫六間八千六百餘件 玻璃器皿一間八百餘件 貂帽六十頂 貂皮男衣八十件 雜皮男衣八十件 雜皮女衣四百三十七件 棉夾單紗男衣三千二百零八件 棉夾單紗女衣二千一百零八件 貂帽四十頂 貂蟒袍三十頂 貂靴一百二十雙 藥材房一間估銀五千兩 地畝八千餘頃估銀八萬兩 外鈔劉馬二家人宅子内外大小共一百八十二間金銀古玩估銀三百六十萬六千兩 衣飾器皿估銀一百四十萬三千兩 洋貨皮張綢緞估銀三萬兩 人參估銀四萬兩 當鋪四座本銀一百二十萬兩 古玩舖四座本銀四萬兩 地畝六百餘頃估銀六萬兩 市房二十七所契價銀二萬五千兩

(以上和坤の藉没されし財産目錄)

和坤專政の影響

和坤は、滿洲正紅旗の官學生たりき。彼れの變儀衛にある、一日、車駕の將に發せんとし、倉猝に黃蓋を求めて得ざりしことありき。帝曰く是誰之過歟と、各員矚目して相向ひ、措くところを知らず。和坤聲に應じて曰く典守者不_レ得_レ辭_三其責_一と、帝その儀度の俊雅にして、聲音の清亮たるを見、乃ちいひけるは、汝が輩の中、安ぞ此の如きを得んと、彼れ本と學問なし、而し四書五經は、稍、記憶せしことゆる、供奉の傍、帝の詞問に對する、頗る能く旨に稱へり。彼れは、これよりして寵倖の路を得、一躍して侍衛となり、頻りに副都統に擢てられ、遂に侍郎に遷り、軍機大臣行走として尊寵され、又尙書より大學士を授けらる、此顯著なる事實は、大約乾隆四十二三年以後に在るべし。彼は致齋と號し、その子、豐紳殷徳は、乾隆の公主に尙せり。彼れの性は、吝嗇にして、出入の金銀は、持籌握算、親ら稱兌を爲さるなく、宅中の支費は、下官の承辦に係りて、私財を發せず、その家の姬妾は、多しと雖も、皆賞給なく、日々薄粥を殮ふのみ。彼は私囊を肥さんが爲めに、先づ地方官の收賄を陰に懲憑せしかば、公銀を侵虧するもの少からず。著名なる國泰、王亶望、陳輝祖、福崧、五拉納、浦霖の罪案の如き、贓款、動もすれば、數十百萬兩の多きに及び、前代に觀るを得ずとするところ、その始を推すに亦、何れも和坤の黨たらずんばあらず。彼等の罪狀の敗露する、彼は之を救急する能はずして、多くは法に處せられしが、犯罪の誅殛、愈、衆くして、上下の貪風は、益、甚しく、地方官は、惟だ惴々焉として法網に罹らんことを懼れ、多く賄賂を行ひ

て、自全の地を爲せり。これ一には、當時の風尚の貪慾に陥りしにはあれど、大なる原因は、和坤の壓迫によれりと解せざるを得ず。吏風の敗類は、教匪即ち民亂を激成す。彼は、又た軍報を稽歴して出征の將帥に重賄を求めたり。彼れの要求を満足せしめて以て獎叙を邀へんとする輩の鮮少ならざれば、勢そが費額を軍餉に求めざるを得ず。されば、征勦の久しきにつれて、民亂益々擴大し、軍費は益々増加し、幾んど收拾すべからざるに至りたり。嘉慶帝が父帝の死後、直ちに彼を死に置きしは、必ずしも廣興及び王念孫の彈劾を待ちしものにあらざりしなり。

洪亮吉の意見書傳誦せらるる 嘉慶三年、洪亮吉は、時艱を救濟せんとして、下の如き意見書を當路者に提出せり、其大要に曰く

今者楚蜀の民、徒を聚め衆を劫かし、一隅に跳梁し、晷刻に逃死す。始めは、白蓮、天主、八卦等の教に惑



圖の戈荷吉亮洪

はされ、以て福を祈らんと欲し、繼いで地方官の挾制すること萬端なるにより、又黔省の苗氛靖まらず、數省に派及し、賦外に賦を加へ、橫求藝り無きにより、忿りて患を思はず、起事を借りて、以て禍を避けんと欲す。邪教起事の由は、此の如し。然ども臣以爲らく、邪教實に平ぐるに足らず。何となれば、古より焚香聚徒、漢の張魯、張角の如き、皆中葉以後、政治略弛の時に起れり。然ども、尙踵を旋さずして撲滅しぬ。我朝の如

き聖賢相承けて綱紀を振飭し、賑卹ある毎に、皆な百萬の帑金を惜まず。これ特に中外の之を知るのみならず、邪教に陥入せるものも、之を知り、即ち邪教の首領たるも亦之を知れり。故に陣に臨みて撐拒する、必ずや地方官の害を受けて、以て皇上の大徳に背くを致すと言へり。試みに思へ、此等皆な身叛逆に罹り、萬死も贖ふに足らざるの人、而も良心の味からざる如此、臣故に云ふ邪教平くるに足らずと。臣、今敢て請ふものあり、以爲らく脅従は、宜しく貸すべしと、邪教一村に入れば、則ち一村を焼き、一鎮に入れば、一鎮を焼く、以て良民を脅かして賊となすのみ。邪教既に退き、州縣官、又その燒燼の所餘を利し、民を屏けて歸るを得ざらしむ、良民こゝに於てか始めて賊に従はざるを得ず。かくて邪教は、數省に滋擾し、首尾三年、村鎮を焼くこと愈々多ければ、身家衣食なきの民、之に附麗するもの、愈々衆し。邪教の徒は、又た此等を愛惜せず、每行必ず之を驅りて前ましめ、或は之を抑へて後にあり、以て官兵に抵らしむ。故に諸臣の入告に數千人、數百人を殺せりといふは、即ち無業の流民にて、眞の邪教に非ず、眞の賊に非るなり。且つ此曹毎州縣に動もすれば、輒ち萬を以て計る、これ豈に盡く殺戮すべけんや。即ち盡く殺戮し得べきも、亦忍ぶところに非ず、故に臣以爲らく脅従は、宜しく貸すべし、一には以て愚民の自新を聞き、一には以て邪教の黨羽を離す、黨羽一散して、眞賊乃ち出でん。かくして官兵が刀箭鎗砲の傷ふところは、乃ち眞の邪教なり、乃ち眞の賊なり。一は則ち吏治宜しく肅むべし。今日

臣の聞くところにては、湖北の宜昌、四川の達州は稍、邪教あれど、民は皆な身家を保ちて敢て法を犯さず。州縣官、既に前に化導する能はず、事の蕪孽あるに及び、即ち邪教の名を借りて、之を誅求し、逼りて賊たるに至らざれば止まず。臣請ふ凡そ邪教の起れる地方は、必ず其由を究め分別して之を懲治すべし、然れども、此輩は一日も姑容すべからず、明かに創懲を示せば、既に萬姓の冤を舒ふべく亦た邪民の口を塞ぐべし。蓋し今日の州縣、其罪三あり、凡そ朝廷の捐賑撫卹の項は、有司に中飽せらる、これ上恩の下逮せざる、一也。無事なれば、糧餉を蝕冒し、事あれば、罪を避けて功に就く。州縣以て其の府道を蒙し、府道を以てその督撫を蒙し、甚しきは、督撫即ち皇上を蒙するに至る、是れ下情をして上達せしざる、二也。功あれば、長隨幕友皆之を冒すを得、事を失すれば道に遷流顛踣するの良民を掩取して責を塞く。然ども、此れ實に、州縣に止らず、封疆の大吏、統率の將辦、皆公然之を行へり、安んぞ州縣の效尤を怪まんや、三也。一は即ち責成は、宜しく專なるべし。楚撫は、楚を守り、豫撫は豫を守り、陝撫は陝を守る、かゝれば、戰ふに足らずとも、守る必ず餘あらむ。則ち陝西を以て言へば、武關・潼關・蒲關は、東面の三門なり。大震關、大散關、駱谷關は、西面の三門なり。その地、皆な重巖極險、豫め之が備をも爲さしめ、先づ百人をして之を守らしめば、賊何を以て能く武關に入らん、何を以て能く劍閣に進まん、又た何を以て能く復た雞頭に入り、褒斜に趨り、東西蹂躪數千里、無人の境に入ること、ならん、此れ封疆の大吏の地利を知らず、事に先ちて預防せざるの失ならざるか。夫れ、朝廷の天下を馭するは、賞罰の二

端に過ぎず、前に金川を平げ、緬甸を平げ、即日功を告げし所以のものは、賞罰嚴明にして、賞必ず有功を待ち、罰、勳貴を避けざるが故なり。今、行軍數年、花翎の錫、千百に至りて、果して安くに在るや。將辦の營訊を棄て、鎮堡を棄て、常に賊鋒を相避くるもの、大吏又た務めて掩飾を爲せば、咎果して誰か任せんや。況んや、功ありて而も無功者に賞を受けしむれば、有功者は、解體すべく、罪ありて、而も無罪者をして其罰を代らしめは、有罪者は、益、恚ならむ。故に臣以爲らく今日の事、朝廷は則ち賞必ず當し、罰必ず行ひ、親民の吏は則ち各、良心に失ひ、封疆の臣は、各地界を守り、上下欺蒙の弊を削り、彼此推諉の情を除くべし、是くの如くにして邪教の平かざるは、臣、信せざるなり。

と此の意見書は、深く時弊に中りしこととて、人々争ひて傳誦せり。大學士朱珪彼を朝廷に薦めんとせしが、彼は、其招を肯はず。去るに臨み、復た王公に上書して多く朝廷を誹謗せり。彼は、之を以て伊犁に流されしが、年を踰えずして放歸せられたりき。嘉慶帝は、居常此意見書をば、座傍に置き、是れ朕が座右の良箴なりといへりとぞ。かの嘉慶四年中に發せられし御製邪教説が、但だ從逆者を治して從教者を治せずとの旨を公布したる、賊首王三槐が、北京に擒送せられ、軍機大臣の會審に對し、時、官は民に逼りて反せしむるのみと答へけるを聞き、帝は惻然として、國家深仁厚澤百餘年、百姓は、太平に生長せり、萬已むを得ざるに迫るに非れば、安んぞ肯て身家を顧みず、鋌して險に走らんや。皆な州縣官吏の小民を賒いて以て上司に奉じ、上司は以て和珅に餽結せしに由る。今、大憝已に去り、綱紀肅清し、下情は上達せざ

る無く、復た民累を爲すを致さざらむ。惟だ是れ教匪は良民を迫脅し、官兵に遇へば又た驅りて前行せしめ、甚だしきは剪髮刺面して以て、其の逃遁を防ぎ、小民進退皆な死せり。朕は日夜に之を痛む。古より惟だ兵を敵國に用ふるを聞く、兵を吾民に用ふるを聞かずと詔せる、何れも洪亮吉が直言に負ふところあらむ。帝は、此の論文に見るごとく、和珅を斬りしを以て、朝廷の肅清を得たりとせしは、さることながら、彼れが二十餘年に亙りたる悪政の結果は、一旦にして民心の歸向を回復するものにあらず。就中、その甚しきを八旗官兵即ち常備軍の弛廢となす。

堅壁清野の議と郷勇

嘉慶二年中、堅壁清野とて地方市鎮の堡壘を堅め、賊に焚掠の資を給せざるの方法により、彼等の自滅を待つべしとの議の德楞泰デレンタイによりて提説せられしは言ひ及べり。此の意見は湖北省の隨州に於て實驗せられしに頗る效を奏したりき。廷議以らく、民生を保障するの良策は、之に過ぐる無し、若し四川陝西・河南等に於て之を衍行せば、何ぞ賊の蹂躪に至らんやと、乃ち將軍勒保に命じ、督撫に會同して、此方法を實施せしめたり。著名なる合州の知州龔景瀚の意見によるに、彼は、八旗官兵の依頼するに足らざるのみか、軍紀の太しく弛廢せるが爲め、經過の地方に於て害を受くること盜賊よりも甚しといひ、併びに調兵及び増兵の共に有害無益なるをいへり。吾人の考ふるところによれば、清廷の此意見を採用したる、唯だ武器を民間に供給すれば足る、徵兵の煩も無く、軍備の支出も節約し得べしとせるに因れるならむ。嘉慶四年の詔に、黒龍江の兵を徵調するに、往反數千里、供億浩繁なり、水

土に習はず、賊情に熟せず。計るに、黒龍江の一兵を調する、數十の郷勇を募るべく、且つ身家を衛り、虜脅を免るべし。嗣後郷勇にして功あらば、八旗官兵の例によりて保奏議卹し、以て敵愾同仇の效を收めよとあり。知るべし、清廷の要路は、一概に經費の節約を眼目として、郷勇を募集せしことを。德楞泰デレンタイの言によれば、嘉慶元年より二年に亙りて四川一省、郷勇の數三十萬を越へたりといへり。一部の人士は大に此議に反對し、團練とて、各自その郷里を防護するの組織は、可なれども、民間一時の雇兵は徒らに紛擾を將來に大ならしむるのみと痛論せり。ともあれ、堅壁清野といひ、郷勇の募集といへ、何れも清廷の常備軍が、國家の保障となりて安寧を維持するに足らざるを告白せしに外ならず。然り、彼等の腐敗は、此等に止らずして寧ろ國家を破壊せんとするの舉動に出でたり。

常備軍の腐敗

彼等常備兵が、平素の恩遇を忘れ、特に重賞を懸くるに非れば、何等朝廷の用を爲さざりし由は、前に言ひ及べるが、こは八旗のみに止まらずして、綠營の腐敗も、同様に觀取せられたり。彼等が交戦の順序こそ醜態なれ、彼等の敵と出會するや、雇兵たる郷勇をば、先づ最前線に列ね、次ぎに漢人より成れる綠旗兵を列ね、驍勇絶倫と聞えたる滿洲兵・吉林兵及び索倫兵ソロンは、最後に在り。賊軍も亦これと同じく、彼等は先づ難民を驅りて鋒を交へしめ、その眞賊は後にありて觀望す。されば、同じく郷勇と難民と交戦するも、而も官兵と賊とは、兩兩相値はず。さて又、郷兵の傷亡せし場合は、いかにといふに、別に中央政府に致報せず、而も勝利あれば直に取りて自ら功となす、右は賊と出會せる場合なるが、斯る

は、甚だ稀にして、多くは、賊鋒を邀ふることあらず、將軍某々の如き、徒らに追尾をのみこれこととして何等迎截するあざりしかば、迎送伯の綽號あるに至り、甚しきは、地方の村民が糧食を備へて出兵を請へども、拒みて納れず、何れも無賊の地を求めて駐屯しけり。彼等が軍中生活の奢侈は、又意想の外に在りき。當時從軍者の見聞によれば兵餉の多くは糧員に侵蝕せられたるものにて、實際に兵士の待遇を温めたるあらず、一例を示せば建昌道の石作瑞といへるもの、五十萬兩を侵蝕せしことありき、彼れは、それを貯蓄せんとはせず、諸將帥を延いて會飲するに、多くは深箒荒麓の間に於てし、供するところの珍羞は一品五六兩ほどのもの、一席に三四十品を用ひたり。某尙書ありて、初めて陣に至りし時、彼は、珍珠三斛我が五斗六升餘と蜀錦一萬匹を贈品とし、他物之に稱へりといふ、是れ豈に駭くべき贈賄に非るか、嘯亭雜錄の著者は、之を將軍明亮に聞くに、嘗て烏什ウシの變を天山に征しける時、軍中大帥にても一斤の肉と數品の鹽酪ありしにすぎざりしといふに、事や未だ數十年を逾えずして、風氣の變易ウシに至れり、軍人の奢靡や實に、古今に聞かざるところと慨歎せり。

民亂の平定と團練の將來

明亮、アレシゲイ德楞泰の堅壁清野策は、始め勒保によりて四川に行はれしが、既にして那彥成、松筠、台布、長麟等之を陝西・甘肅に行ひ、後に吳熊光等之を湖北省に行へり。約するに、民亂の平定は、保寨の築造に伴ひ、團練の發達につれ、漸次功を奏せるものと解すべし。此等の施設たる、地方數十の小部落をば、一城寨の中に收容するものなれば、いふまでもなく、行政上の一大變革を來し、こと

とて、一年半歳の能くし得るところに非ず。民亂の平定は、實に前後七年の久しきを經たり。和珅の去りし後、朝廷の信望も又幾分の回復せるなからずして、軍中にも、自ら卓越なる將軍額勒登保、エルトンボ明亮、アレシゲイ德楞泰の如き、提督楊遇春、楊芳の如きを出し、各、力を伸ふるを得たり。彼等は王三槐を捕ひ、姚之富、冉文偉を斬り、或は羅其清を討ちて起つ能はざらしめ、或は、林之華を平け、王廷登を擒にしぬ。民亂は、かくて戡定に歸したるが、戦線の縮少につれて、雇兵の撤裁は、漸く議せられたり。嘉慶六年、額勒登保及ひ德楞泰、善後の事宜を奏して曰く、本朝の兵を準回兩部、大小金川に用ひたる、かつて郷勇の事なし。臺灣、苗疆教匪を征せしより、皆な内地の亂民を勦せしものにて、外藩と同じからず、必ずや良民の自保して虜脅たらざらしめ、而して後に賊勢を孤立せしむべし。且つ防江守城、及び堵隘に要する多數の兵は、常設の及ぶところにあらざれば、嘉慶元年より二年に亙りて、募集せる郷勇は、四川にて三十餘萬に至り、その中流民は、十分の一二に過ぎず、加之、本地の人を官兵の卿導となせしかば、四川は、以て保護するを得たり。勒保の再び四川に至りし後、賊勢も日に衰へたれば、先後裁汰を加へ、僅かに萬餘を存せしが、從來は未だ解勇激變の事あらず。目前四川・陝西・湖北の郷勇を計るに二萬に及ばざるべく、皆な土着有業の民なれば、事竣りて必ずや入營を願はざるべし。惟だ從軍の勇兵一萬七千ありて、多くは、外省無業の流民なり。その中に家族あるは、十の二三にて、入隊を希望するは、一萬を下らず。近ごろ、湖北にて三千五百、陝西にて六千、四川にて千名、共に一萬を増兵せんとするの議あり、請ふ即ち無業の勇兵を安置し、その

歸藉を願ふものは、厚く贈遺して後患を銷せんと。此の預想は、不幸にして誤たざりき。嘉慶十年寧陝鎮の勇兵は、提督楊遇春の入朝を機として叛旗を擧げたるが、要は、給銀の不満に歸すべし。遇春、途中より變を聞き諸軍を率ゐて戦ひしが、脆くも敗績せり。楊芳いひけるは、叛兵は、皆百戦の餘、驍悍にして地利に習へり。而して、官兵は勤勞九年、瘡痍また復せず、且つ叛兵と同功一體の人多し、兵を以て兵を攻むるも、終に鬪志なからむ。請ふ某單騎賊軍に入りて曉すに順逆を以てすべしと、遇春之に従ひぬ。時に賊勢甚だ熾なり、勢測られず、衆馬を叩いて力抑せり。芳曰く然らず、我れ揚公と計るや熟せり、天もし蒼生を佑くれば、我れ必ず死せず、國の爲めに兵を息むを得ば、即ち死も且つ所を得、何をか恨みんやと遂に馬に策して前みき。萬衆乍愕せり。彼れ往いて賊魁蒲大芳を見、即ち痛哭して曰く吾、汝か曹と戮力數年、患難生死を同うせり、今對壘して仇敵の如し、吾れ汝が曹の族滅せらるゝを見るに忍びず、請ふ先づ我れを殺せと、こゝに於てか、衆皆泣く、後、二日を逾えて解散せり。

兵制の變漸す 吾人は、本節の終に臨みて一言なかるべからず、そは、清朝の兵制が、漸く變せんとする傾向の現前せしこと是れなり。清廷にては、不用意にも郷勇即ち義勇兵を募集するは、國帑の負擔を輕減するものにて、兵器さへ供給すれば、足れりと思惟したり。一時收給すべからざる状態に陥りし民亂も、事實此等義勇兵の力によりて結果を得たるが、さて顧みて漢人の内情を測るに、彼等は第一に兵器の使用を熟練し、第二に官兵の實際に無能なるを驗知せり。是れ豈に清廷の大計にとりて由々しき事

體に非るか。地方官中には、早くも、此の恐怖すべき傾向を予測せるものなきにあらざりき、かの陝西總督長麟が、團練は、今日に益ありて、將來に大害あり。民氣は、日に強悍に趨き、或は衆を聚めて械闘し、官に抗し、捕を拒ぐ、その漸を防かざるべからず。請ふ、此時に乘じ、委員を設け、兵器の實數を稽查せよ、賊氣の一靖に逮ひて、籍を按し、稽查するの難なからむといへる、寧ろ卓見とせざるを得ず。長麟の議は亂後に實施せられ、民間の兵器は、一時に買收せり。彼れは、又、堡寨を毀たんとせしが、こは行はれざりき。約するに、教匪の亂は、國家の元氣を剝衰するの甚しく、愛親覺羅氏の威望は一朝にして地に墮ちしと謂つべし。民亂はこれに止まらず。

熱河日記に見えたる嘉慶帝

關外に車馬簇立し、馬皆な面牆す、忽ち見る左右辟易、肅然として譁なし、皆な曰く皇子來ると、一人あり乘馬闕に入る、從騎皆な馬を下り、歩いて隨ふ、所謂皇太子永璘なり、面白くして、痘瘢狼籍、鼻梁低小にして頰輔甚だ廣し、眼白く眶紋三圍す、骨潤く體軀健壯なり、而も全く貴氣に乏し、文章に能く書畫に工みなり。

第五十節 八旗生計漸く窮す

滿洲八旗生産を會せず 八旗兵の實力の、嘉慶朝に至りて、俄然衰退に赴きしは、彼れらが、戰捷に狃れて、平素の訓練を行はざるにあれど、又一面より觀察すれば、彼等の生計の、漸く窮せしを語るに外ならず。案するに、八旗の兵餉は、騎兵領催にて、多きは毎月銀四兩、少くも三兩を給し、その歳支米は四十八斛我が廿四石に當るとし、步兵領催は、多きは毎月銀二兩少くも一兩五錢を給し、その歳支米を二十四斛とす。砲手の給銀は、之に次ぎ、綠旗は、大約を二分の一を給せり。出征の兵餉は、又た之に幾分を加ふ、此より乾隆朝に互りて、大なる増減を見さりしが、大體に於て薄給なりといふべからず。八旗は、又た、朝家の親軍なれば、宛も我が徳川幕府に旗下ありしごとく、歴代の眷護は、一方ならず、その一般家口は、當兵とて軍職にあるもの、外に兵餉を給せざりしかど、豊沃なる土地を撰び、家屋を給し、又た國家の典例には、必ず恩賜に浴するを得せしめたり、但だ政府は、風紀を維持するの目的を以て、一般旗人の商業を禁止せり、此の事情は、國初彼等滿人が、各親王府の命なりとて、四方に出商し、或は、人參の出賣を名として、地方を擾し、諸種不當の要求を爲せしを以て、漢人の反感を買へること甚しければ、一律に禁斷せるものと解すべし。沿襲の久しき、彼等は、遂に生産を理會せざるに至りしなり。

旗人の戸口全數 八旗は、京營とて、中央首都を固むるもの、外、各地に駐防を分設せり、駐防八旗と

は、之をいふ。例へば、直隸省には、熱河及び、察哈爾兩都統を設け、山西省には、綏遠將軍を設け、甘肅省には、寧夏將軍、青海辦事大臣を置く、こは、主として蒙古を防禦し、併びに漢人と蒙古との交通を杜き、或はその貿易を監督するものとす。黑龍江には、黑龍江將軍あり、こは、一方に蒙古を防ぎ、一方に朝鮮、ロシアを防禦するものとす。山東省には、青州副都統あり、陝西省には、西安將軍あり、江蘇省に、江寧將軍あり、浙江省に、杭州將軍あり、湖北省に、荊州將軍あり、四川省に、成都將軍あり、福建省に、福建將軍あり、廣東省に、廣東將軍あり、但し、廣州には、漢軍ありて、國初に於ける耿尙二藩の殘餘と知るべし。以上の駐防は、何れも内省の要地を擇ひたるものにて、専ら漢人彈壓の目的に供せらる、彼れ等は、一城を二分して居住するか、或は自らは、内城を占め、漢人をば、外城に居らしむるの手段を取り、近城の沃土は、割取して生計に充てり。魏源の説によれば、中外の禁旅駐防を通計して二十萬有奇、而して北京にあるは、之に半はすといひ、嘉慶中、戸部の報告によれば、八旗の丁數、滿洲二十二萬九千六百六十八、蒙古五萬五千六百三十九、漢軍並びに内務府及び、五旗の包衣十四萬三千五百五十四、滿洲蒙古家人五萬一千六百六十三、内務府並びに下五旗の包衣、内監尼堪二萬九千八百九十三、合計大約五十萬有奇とせり、若し老幼婦女を合すれば、或は乃ち百五十萬口内外を數ふべし、之を該時代に於ける八旗の全數とす。戸口に増加率は、判知せざれども、國初に比して七八倍せることは、疑ひなきもの、とす。

生計困難の二因 國家の常備軍たる旗人をして、生計に顧慮なからしめんとするは、歷世の方策たれ

ば彼等に對する特別保護は、講究せられたり。吾人は、其一例として康熙帝の官庫設立を擧ぐるを得べし。此の官庫は、各旗に設けられ、旗の大臣をして管理せしむ。帝は、蓋し彼等が生産の念に乏しくして、毎々莫大の負債を、起せるを以て、それを未然に救済するの一法として採用したるならむ。康熙四十二年、帝は、戸部より資銀六百五十五萬兩を出して、該官庫に貸付せしめしのみか同時に數百萬兩の滯租を免除せり。帝の保護も亦た、力めたりと謂つべし。然れども、這般特種の救済策は、何等寸效あらず、雍正五年の論文によれば、從來、先帝には、兵士の戦功を軫念し、その負債を償還せんが爲め、帑金五百四十餘萬を發し、一家平均數百兩を賜給せり。然るに、不幸にも、何業産業を置きしを聞かずして、一二年の間に、蕩然として餘すこと無し。先帝は、其後又六百五十餘萬兩を賜給せしが、亦た前日の如く立ろに費盡せり。予は、即位以來、八旗兵丁に毎回三十五六萬を賜給せる、數次なりしに、彼等は十日ならざるに、妄用す。それ庫銀は、百姓の膏脂にあらざるか、將來彼等にして惡習を改めざれば、加恩は至竟無意味に終るべしとあり。知るべし、彼等は、皇家の特別保護に依頼し、その保護の度の加はりしにつれ、却りて、濫費の癖を長したるなからず、乾隆の言によれば、彼等は、銀兩の入手次第、徑ちに市上に赴きて、狡猾なる市人の綢緞を購ひ、自ら、敢て愛することを知らずといひ、その一般兵士の實況を視るに、彼等は一年の俸餉を前借し、次年に至れば又半年の兵餉を前借するを習とす、斯くて、旗人の生計は、益々困難に陥らざるを得ざりしが、いふまでもなく、その主なるは彼等の奢侈に基すれど、他の重大なる原因は八旗の戸口増加に

ありしを認めざるを得ず。雍正帝は、早く此に意を留め、旗人を東三省に移住せしめんと議を立てしことあり、行はれず。乾隆元年、御史舒赫德は、再び旗丁移屯の議を上つれり。

京營八旗の移住の議起る

八旗の戸口の増加につれ、政府は、遽かに軍備を増加する能はず、八旗生

計の國初に於て、頗る豊厚を稱せられしは、人口寡少なる割合に、土地家屋の給賜の十分なりしに由る、今日は、乃ち然らず、人口は十倍に達すれど、土地家屋は、從前に比して減少せり。さて、家屋の缺乏は、北京に於て、尙ほ融通するを得れど土地の一旦漢人に、典賣せられしは、之を贖回する、既に容易に業にあらず、舒は、こゝに於てか、彼等過剰の戸口を、東三省に移墾せしめんことを要求せり、唯だ此の場合に於て東三省の地が、彼等滿洲人の發跡地たりしを以て、此の議を提出するには、自ら便益あるなからず。舒は曰く、八旗の兵數は、十萬を越え、外に成丁閑散とて職を得ざる豫備兵數萬あり、老穉は、此の數にあらず、若し盛京、黑龍江、寧古塔の三處に分居せしめば、惟に京城の勁旅に單弱の虞なきのみならず、その根本の重地は、更に強兵を添ひ、事は、自ら兩便ありと、此の意見は、盡し雍正帝の遺策を述べしに外ならざるべし、乾隆六年に至りて、戸部侍郎梁詩正は、再び八旗屯種の疏を上つれり、大意左の如し、

每歲春秋二期に於て、戸部の收入を計るに、多きも銀七八百萬兩、少ければ四五百萬兩にすぎず、而して京中各項の支銷合計一千二百萬兩、入るところ出づるところに敷ねからざる、比歲皆な然り、蓋し八旗の兵餉の浩繁なるが故に、出づるところのもの常に多く、各省の綠旗の兵餉日に増加するが故に、入る

ところのもの漸く少なし。かゝれば、兵餉の一項は、國用十分の六七に居るものといふを得べく、萬一臨時の費を要するあらば、左支右詘するを免れざらん。臣請ふ、斟酌變通すべきを陳述すべし。査するに、八旗人は、各省の駐防と、近京五百清里に屯田するを除くの外、その餘は、悉く北京に群聚せり、これ國家統治上の必要に出でたれど、百年の休養に戸口増加し、農工商賈の業の營むべきなければ、彼れ等は、皆食を朝廷に仰けり。朝廷の彼等を遇する、亦委曲備さに至らざる無からず、而も旗人の、彼か如く、窮乏するは、何ぞや、臣以らく、彼等をして自治の手段を講せしめずして、官府の常に彼等を給養するに由らずんばならず、これ勢の永久に變改せざるを得ざるものなり。臣の知るところにては、雍正帝は、嘗つて慮こゝに及び、彼等過剩の戸口をば東三省の地に移住せしめんことに内決せるが、未だ施行するに至らざりき。乾隆以來、廷臣の亦た此議を提するなからず、されどこゝに一難あり、そは、旗人の久しく輦下に生長せる結果、一旦邊外に遷さるるをば、不便となすこと、是れなり、即ち中外の臣僚も事體の重大なるを見て、亦輕しく言はず、これ此議の杆格して行はれざる所以なり、伏して願くは、數十年後の將來を顧慮して、八旗移墾の議を施行せられたし。

と乾隆帝は、此の意見を納れ、八旗三千餘丁をば先づ吉林省なる拉林及び阿勒楚喀の二地に發遣せり。乾隆十年、御史柴潮生は、漢軍數年の俸餉を給與して散遣せんとするの議を上つりしかど、行はれず。尙ほ吾人の附言するを得るは、此の提議は、乾隆朝の初期、財政の尙ほ從來の如く豊富ならざりし時に發せ

り、帝親らも、實際の必要上、此れが實行に着手せしが、後ち大征伐大軍需の起り、國家の收入、亦た著しき發達を遂げしに至り、移墾は、さして重視されず、事實は、嘉慶朝の財政危殆に陥れる日に及びて再び提說せられしことゝ知るべし。

移墾屯田の成績擧らず

北京生活に習慣を得たる八旗の子弟が遽かに邊外の屯田に甘すべきや疑はざるを得ず。政府の拉林二地を指定せしは、土地の豊饒なるか上に、松花江の水運を利用するの便益あり、彼等の發往せんとする、政府は毎戸に若干の準備費を給し、その沿道には、車輛と馬糧とを與へ、該地に到着するや、又立産銀として産業資金と、官設の家屋田地、併びに耕作用の牛具種粒等一切を供給せり計るに一戸の費銀百餘兩、金額總計數萬餘兩を支出せりといふ。此政策は、幾分京營八旗の生計を緩和したるべし、されど、屯田の彼れ等は、始めより永住の考慮あらざれば、日を經るにつれ、依然放慢の生活を送り、其の地を脱走して、北京に回還せる少なからず、乾隆帝は、命じて此の輩を處罰するところありしが、その命令たる、多くの場合は行はれず、所謂旗屯は益々衰退せり。惟だ、吾人の此の問題に對して注意すべきことは、政府が旗人を東三省及び熱河等邊外の空地に發遣せしは、彼等が耕作すべき土地の支那本部に於て絶對に喪失せるにはあらずして、嘗て給與されし内地の土地の、一般漢人に、典賣し、その典價を浪費して贖回する力なきに至りしより、已むなく前記の地方を擇ひしものと知るべし、いふまでもなく、政府よりすれば、漢人の狡計は好ましからざるも、旗人は寧ろ之を便としたるの疑はれさらむ。

果せる哉吾人の豫測は、錯またずして、漢人は、再び邊外なる旗人の後を追ひ往けり、土地に關する同一の事情は、又たその地方に繰り返へさる。

八旗兵力の衰頹極まる

乾隆朝の末期に及びて軍事費の著しく膨脹せると、論功行賞の過重になつたのとは、新に注意に値する、例令ば國初に於て洪承疇の如き大功偉勳あつたものでも、三等輕車都尉を得るに過ぎなかつたにかゝはらず、福康安などいふ將軍になると郡王にまで封ぜられた、つまり、金力なり爵祿なりに飽かせなければ、兵力が動かぬといふ事情に陥つたといふことがでさる、見よ、區區たる大小金川の討伐に七千萬兩を抛ちたといふにあらざるか、要するに、八旗の兵力は、嘉慶朝をまたず、即ち乾隆の末期に於て廢頹したものである。

騎射の道亡ぶ

國家創業、弧矢を以て天下を威す、故に八旗は、騎射を以て本務と爲せり、士夫の家居する、亦射を以て娛となす、家に射圃あり、良明三五、約期會を爲す……之を聞く、開國の初、其射や、弓は八力を用ひ、箭長さ三尺、鏃長さ五寸、透甲鏃と名く、中つるところ必ず洞く、或は二人を連貫して而も餘力あり、こゝを以て、南京太和門にては、箭遂に没羽せり……後、同治中、穆宗、親政に爲すあらんとし、曾て南苑に畋せり、然るに諸將中、預め雉兔を購ひ、時に臨み、矢を挿みて之を獻し、而も花翎の賜を蒙るに至る、歎息すべきなりと震鈞はいつて居る、弓箭の衰頹は必しも同治朝に至るをまたなかつたであらう。

第五一節 内外に生起せる叛亂

甲 宮廷に通謀せる會黨

會黨の陰謀と宦官

嘉慶十八年、極めて大膽なる陰謀は、北京の宮廷に於て破裂せり。陰謀は、天理教徒によりて行はれしが、それらは、白蓮教に對する政府の法制の嚴なるより、一時變名せるに過ぎずして、實は依然たる白蓮教の分身たりし。陰謀の計畫者は、河南省に於て多くの徒弟を有せる李文成、及び直隸・山東兩省に於て多くの徒弟を有せる林清の二人なりき。此の二人は、天文を觀て人事を豫言すといひ、上下の之を尊信する少なからず。こゝに於て、林清は、その徒弟の内監に贈賄し、之をしてその徒をば宮中に誘致せしめ、山東・河南並びに蜂起すべきの約を定めたり。時は、九月の末つ方なりき。林清は、その黨二百餘人をして、田夫に扮装し、宣武門より潛かに内城に入り、武器を藏して酒肆の中に混せしめ、日晡れて東華・西華の兩門を犯さんとす。彼等は、各、頭上に白巾を着けて號をなせり、大監劉金等は、その東を引き、高廣福等は、その西を引き、閻進喜等は、内應を爲せり。林清の徒は、今や内監に導かれて、已に大内の西に在ることを知りしが、不幸にも、誤りて尙衣監なる文穎館より侵入し、侍衛の急に隆宗門を閉ぢたれば、また宮中に入ることを得ず、混亂してその方向に迷ひたり。帝の第二皇子後の道光帝之を知りて大に駭き、諸大監を督して匪徒を防がしめ、また急に命じて小銃を取らしめしが、教徒に内通せる内監

ありて、與ふるに空丸の小銃を以てしき、俄にして白旗を手にして垣を攀ぢ、將に養心門を踰えんとするものあり。之を射撃すれども、命中せず、大に怪み之を檢して、その空丸なるを知りしかば、急に衣服の銀釦を拗して丸となし、再び射撃して之を斃せりといふ。教徒敢て垣を越えて進まず、將に火を崇文門に放たんとす。諸王大臣の警を聞けるもの、此時漸く禁兵を率ゐて神武門より馳せ參じ、こゝに一場の砲火は、交換せられたりしが、霎時にして教徒は敗れたり。會、薄暮に大雷雨ありて、彼等の數名は、武英殿の御河に震死し、餘黨は、盡く奔竄しぬ。教徒に内通せる内監の、捕縛されしもの亦少からず。

林清捕へらる　林清は、北京より數里を隔てたる黃村に隠れ、竊かに宮中破裂の結果を待ち、且つ山東、河南の蜂起如何を覬へり。時に、一人怜悯なる大監あり、林清の黃村に隠匿せるを知り、荷馬車を馳りて、彼れの許に到り、許りてその陰謀の成功を祝し、且つ告ぐるに宮城の已にその手に歸したれば、是より兵を進むるの計を議せんが爲め、急に首領を迎ふるの旨を以てしぬ。林清輕しくその言を信じ、大監とともに馳せて北京に赴げり。途にしてその企畫破れ、而してその黨與の滅絶せるを聞きたれば、自からは、既に敵の術中に陥れるを覺りしが、時已に遅く、遂に其擒にする所となれり。河南にては、知縣強克捷、李文成の陰謀を諜知せしかば、急に彼を捕へて獄に下し、且つ其脛を斷ちぬ。是に於て、暴動は、破裂せり。三千の教徒は、今や首領の慘刑を聞きて蜂起しぬ。彼等は知縣を引き出して屠殺を加へ、文成を幽囚の中より救ひ、遂に滑縣に據れり。同時に、その徒弟は、山東、河南の各地に起り、官吏を殺して數城

を奪取しぬ。文成脛創甚し、自から陣頭に立ちて指揮すること能はず、仍りてその黨に命じ、運河の要點なる道口鎮を占領し、糧餉の途を扼して、北京の死命を制せんとし。以て四方の教徒を號召せり。

滑縣の包圍　形勢の容易ならざるを觀取せる北京廷は、將軍楊遇春を陝西より迎へたり。遇春は、衛輝に至り、即日親兵を率ゐ、運河の西より進みて道口を覬ひ、教徒數千に遇ふて之を擊破し、二百人を擒にして之を斬殺せり。教徒敗れて道口に入る。楊遇春自ら陣頭に立ちて道口を攻む、向ふところの教徒鬚將軍を望見し、劍を投じて走れりとぞ。彼は幾もなく道口を回復して一萬人を焚殺し、又桃源の賊三千を擊破し、進みて滑縣を包圍しぬ。滑縣は、古の滑州の舊治に係り、城壁堅厚を極め、外部は磚を疊み内部は土を積み、中には砂を包めり。されば、大礮にて攻むれども、砲丸は砂に遇ふて止まり、容易に破壊すること能はず。且つ教徒は、一たび道口を占領して、一載の糧食を占領せしことゝて、城中敢て内應を爲すものなし、官軍乃ち三面より之を包圍し、惟だ北面のみ葦塘を隔て、之を開けり。桃源の教首劉國明なるものありて、潜に城中に入り、李文成を扶けて、北門より脱走しぬ。遇春諜じて之を知り、追擊して二千の教徒を殲滅せり、文成焚死しぬ。滑縣又尋いて陥る。教徒の首領の外、城中二萬の良民も多く虐殺せられたり。

乙 紅苗の亂靖かす

苗地の侵占 湖南と貴州の境界上、山岳の重疊せるの中に、苗族の一種は、割據せり、清人は之を紅苗と呼べり。彼等は、好みて斯る山地に據りしにあらず。沅江の流域は蓋し彼等の舊居住地なるべくして、永順、辰州の一帶は、何れも近かく此種族の本地たりしなり。苗禍とは、苗族と漢人との間に起れる紛争なるが、こゝは、主として漢人の發達につれ、彼等の土地を侵占せるに因れるものとす。紅苗の土地を繞りて築城されし漢人の都市は、鳳凰、永綏、松桃、保靖、乾州等なるが、漢人は、此等を出發點として苗地を蠶食しけり。苗禍は、乾隆五十六年に胚胎しぬ。これより前、以上漢城中、永綏廳は、幾んど苗族の間に孤懸し、環城の外皆な苗族の土地なりしが、數十年ならざるに、盡く占めて民地に變換せり。獸窮すれば、則ち齧む、かくして、苗中の豪右は、客民を驅逐せんことを倡言せり、こゝに於て苗族の群寨其故地を復さんことを倡言し、争ひ起ちて漢人の官吏を殺害しぬ。貴州銅仁府の苗、石柳鄧、鎮筸の苗吳半生、吳隴登、吳八月が衆は、最も強し、彼等は、松桃廳の正大營を焚掠し、永綏を圍み、乾州を陥れ、勢悔るべからず。苗疆爲めに大に震ふ。

吳三桂の後裔と稱す 乾隆六十年二月、北京廷は、雲貴總督忠銳、嘉勇公福康安、四川總督和琳及び湖廣督撫に命じ、兵を合せて之を討伐し、又た侍衛額勒登保、德楞泰に命じ、軍務を贊劃せしめたり。二月三日に互りて、貴州苗は、略ぼ平きしが、永綏の圍は、容易に解けず、四月中清兵は、瀘溪辰州の南より乾州に入らんとして、伏に遇ひ、主將福寧は、身を以て免れしが、朝廷へは、殺賊無數なりとの虚報を致したり。詔して

之を獎め、仍ほ責めけるは、胡んぞ勝に乗じて追北せず、回りにて空城を守れるやと、此一敗よりして、何人も敢て東路より進まんとするもの無く、按察使は、漢奸とて苗族に内通せる漢人を詰捕するを以て能事となし、日に良民を擒にし以て朝賞を邀へり、苗族の横行も今や怪まれず。永綏の城中に劉君輔なるものあり。孤軍を提げ辛うじて隆圍に出て、援兵に出會せり。彼は此地を起點として轉戦し、八月に至りて包圍を解きけるが勢はこれによりて聊も衰へず、平隴に據りし吳八月は、遂に吳王と稱し、自らは吳三桂の後とせり。石氏の黨皆之に附す。

福康安、和琳繼いて軍中に死す 瀘溪より乾州までの道程は、十清里に過ぎざるに、西南七省の大兵が一年餘に互りて、持久せるは、苗族の強勢なりといふよりも、寧ろ討伐軍の怯懦にして、始めより一定の用兵なかりしを證す。獨り用兵の上に止まらずして、彼等の對苗策は、區區に出でたり。彼等は、始め大兵を以て強壓しながら、一旦交戦の有利ならざる、乃ち從來の政策を棄て、苗の豪右を納れて、それに官爵と金錢とを以てせり。勿論此の政策は、效果なからずして、吳王の吳八月は擒にせられるも、その餘黨は、相繼いで抗敵し乾州城は、依然苗族の手に維持せられぬ。魏源の語るところによれば、此城を回復せんとして失敗せしは、用兵の拙劣のみに歸すべからずして、中、實に、諸將帥の功を專にせんとせし内訌の影響に外ならず。彼等は、始め苗禍を指して么麼の賊數ふに足らずといひ、老師曠日に及びては、頻りに暴雨と山潦とによりて行軍の艱難なるをいひ、先後に増兵すること數萬に及びたり。降苗の官爵を受け

しもの百餘人、月に鹽糧及び銀幣を給するもの亦數萬人あり、彼等は従つて撫すれば、従つて叛き、固より何等信服するところあらず。さて從軍の兵士は、いかにといふに、水土に習はざりしより、暑疫に死するもの日に衆く、數省より補助したる費額は、巨萬を計へたり。然り而して朝廷焦勞、日に捷書を盼み、勅詢は絡繹として絶えざりきと、此説は大に信せらるべし。嘉慶元年五月忠銳、福康安共に軍中に死し、翌月漸く乾州を回復せり。八月に至り、和琳又た軍に死す。

畢沅罷兵を力請す

湖廣總督畢沅等によりて献白せられたる善後章程の大意は、民地を民に歸へ

し、苗地を苗に歸へし、舊設の營汛を撤罷して、苗族を羈縻し、併に武器を買收すべしといふに在りき。彼は實に湖廣の、地方官として此戰役の影響を直接に蒙りしかば、斯かる一小地方に拘泥するの、極めて大害なるを覺知したるべし。九月、平隴の隘口は、官兵によりて奪取せられたれば、畢沅は罷兵を力請せり、蓋し此時に於て教匪は、四方に蜂起せしが上に、征苗軍の勇將花連布は、貴州なる銅仁の苗を討ちて戰死せしことゆえ、彼は如何ともする能はずして、苗疆の兵力を内地に移さんと欲せしなりき。詔して許さず。翌年三月石柳鄧父子を斬るに至りて班師せり。されど、此の凱旋は、一時の退師に過ぎざりしかば、例令此朝廷にては、大なる成功を以て相祝したりとはいへ、苗族の劫掠は、従前にも増して慘烈を極めたり。そは嘉慶四年に、黑苗吳陳受が寇掠の報を北京廷に致しし時、帝は楚苗は久しく勘定せりといふに、何ぞ復び糾衆數千、連りに内犯をなすことあらんやと詰問せしことあるにて知るを得ん。かの鳳凰廳同知傅鼎が、總督百齡に答へたる治苗の一篇は、併せ考ふべし。

丙 清人と番人との角逐

清廷屬轄の眞意

康熙二十二年、臺灣は已に鄭氏の掌裡を離れて、清廷の所轄に歸せしが、當時に在

りては之を棄て、化外に置かんか、之を收めて版圖に歸せしめんかは、當面の問題たりし、將軍施琅主として後説を倡へしかば、政府は、之に聽き、臺灣府の外、安平、鳳山、諸羅三縣を新設し、之を福建省の屬地として、浙閩總督の管轄に歸せしめたり。然ども、清廷にては、此一大島を收め、その富源を開拓するの意あるに非ず、若し之を化外に置かんには、或は匪徒の巢穴となり、或は和蘭の再據となり、その餘波は、福建、浙江の沿岸に及ぶべしといふにありき。主意已に如此し、知るべし、その經營の不完全なりしことを。唯だ此際新に注意せらるゝは、政府の獎勵、否な抑壓をも顧慮せずして、對岸なる支那人は、波浪の如く、此島上に移住し來れること是れなり。彼等はその文明と巧智とを利器として、蕃人を侵略しその田園を奪ひ、その山澤を奪ひ、遂には之を欺きてその田獵の收穫を奪ひ、猶ほ之に飽き足らず、火を放ち矢を發して、蕃人を攻め、彼等をして益々深く山澤に退かざるべからざるに至らしめり。この事情は、前節に略述せる苗種と漢人との交渉と一様に解釋せらるべくして、彼等生蕃は、外來人を以て、最も畏るべきものなど信じ、延いて一切の外來人を仇敵視し其心性の猛惡を加ふるに至りたりし。此くの如くにして、

清代二百年間は漢人と蕃種との間に於ける人種的戦争の爲め、曾つて一日の寧日もあらざりしなり。

朱一貴の叛亂 支那政府は、固より這般人種的戦争に對して、何等の公義ある能はざると同時に、支那人の間に於てすら、公義を保つ能はず。其相争ふて、雄者が弱者を壓し、大なるものが小なるものを壓するに一任せり。故に雄大なるものは、其勢を恃みて法憲の外に逸し、弱少者は其悲惨なる運命を逃れんが爲めに、非常の手段を取り、其間屢、匪賊を生ず、康熙二十二年、清國が臺灣を領したるより、光緒十九年に至るまで二百三十年の間、前後二十二回の叛亂ありしといふ、今その梗概を示せば、左の如し。

- 康熙二十二年 臺灣を領す。
- 同 三十五年 吳球亂を新港(臺南)に起す。
- 同 四十年 劉却諸羅(嘉義)に起りて亂を爲す。
- 同 六十年 朱一貴臺灣(臺南)に亂を起し、諸羅の賊之に應ず、全島一時賊巢となり、朱一貴遂に帝と稱す、雍正元年に至りて夷ぐ。
- 雍正 九年 鳳山の吳福生亂を起す。
- 乾隆 三年 許國珍楊文隣の亂あり。
- 同 三十五年 鳳山に黃教の亂あり。
- 同 五十二年 林爽文、嘉義彰化地方を取り、壯大田、臺南鳳山を取りて南北相應じ、全島一時賊手に陥る。
- 同 六十年 陳光愛の亂あり。
- 嘉慶 五年 汪降の亂あり。
- 同 七年 海賊蔡牽、厦門を襲ふて大擔門に入り、巨砲を奪ふて去る、牽は同安縣の人、十年臺灣に入り淡水を掠め、鹿港に入

り、殺戮を縱まにし、臺南鳳山を焚掠す

- 同 十二年 海賊朱潰、蘇灣を犯す(宜蘭)。
- 同 十五年 許北の亂あり。
- 同 十六年 臺北柑園の高變亂を爲す。
- 道光 二年 林永春の亂あり。
- 同 十二年 嘉義の張丙亂を爲す。
- 咸豐 三年 鳳山の林供亂を爲す。
- 同 年 宜蘭の吳瑛、林文英亂を爲す。
- 同 四年 嘉義の賴厝亂を爲す。
- 同 五年 林房王辨の亂あり。
- 同 十一年 載萬生亂を彰化に起し焚掠三年餘。
- 同 治十一年 廖有富の亂あり。
- 光緒 十四年 施九段、亂を彰化に起す。

以上二十二回の叛亂中、朱一貴の如きは、殆んど全島を擾亂して、自から帝と號し、年號を改めて、永和といふに至る。其の興廢の跡を見れば、當時の民心の、如何に煽動し易く、其官吏の如何に懶惰にして無責任なりしかを知るに足らん。朱一貴は、大陸より來りし一賤民にして、四隣之を捨て、入れず、遂に警吏の使丁となりしも、久しからずして、其業を失ひて家鴨を逐ふの牧夫となる。臺灣に於ては、家鴨を畜ふの風盛にして、多きものは千百羽を一群として、一人の牧夫をして之を水田淮渚に追はしむ。朱一貴

は身を此境に落して、僅かに死せざるを得たりしが、彼れは、家鴨を逐ふ間に、其群衆進退の状を見て、兵略を學びしと傳へらる。彼れが不逞の徒を集めて叛亂を企て、自から朱姓なるを幸として、明代の天子の遠裔なりといふや、彼等を講談師より聞ける桃園結義の小説は、臆記せられて、新同盟は、忽ちに成る。而して支那政府の無責任と怠慢によりて遺棄せられし可燃性の物質は、至る所の都邑に散在するが爲め、火は忽ちに傳播す。政府は、官吏を派して之を擊攘せしめたるに、官吏は數兩の銀を以て其頭を募り、數日にして其頭は長官の前に呈せらる。而して眞の朱一貴は、尙到る處に、官兵と戦ひつゝあり。官吏は大に賊兵を敗りて之る散亂せしめたりと報じたる時に、眞實の朱一貴は已に臺灣府に侵入して、其公文書倉庫を奪ふ。此くの如くにして、叛亂は須臾にして臺南より淡水に波及し、官吏は辛ふじて身を以て廈門に避くるに至れり。斯くて朱一貴は自から立ちて帝となりしが、福建總督は、彼を征服せんが爲めに、二萬五千の兵を要したりき、また以て當時支那政治の状態を下すべきなり。

林爽文の亂と械闘

支那の移住民にして、その多數が福建なる泉州・漳州、及び廣東より來るものなるは、預め知らざるべからず、移住人民は、數世紀の間、かつて善政良法に遭遇したることなく、寇盜、匪賊、奸豪、政府の爲めに無告の慘苦を嘗め來りし結果、同姓、相團結して異姓と戦ひ、同姓の力足らざるや、異姓の力を借りて戦ひ、之によりて利益と體面を維持するの風を養ひ來り、一姓は恰も一國の如く、一姓の長者は恰かも一國の君長の如くなりき。此戦を名づけて分類械闘といふ。械闘の一たび開かるゝや、其

の一姓一族が全然滅亡するまで戦ふを常とす。此の風俗は、今、尙ほ廣東に存在す。是れ實に惡政が結果せし、種族的決闘法に外ならず。臺灣に侵入し來りたる支那人は、又た此の風俗をも輸入し來りしが、臺灣官吏の放慢と無責任は、更に深く人民をして、械闘によりて自から決するの必要を悟らしめたるを以て、械闘は大陸に於けるよりも多く臺灣に起りたりき。乾隆四十七年彰化附近の泉人と漳人と博奕して相争ふに方り、官吏が其間に干渉して一方を掩護するや、漳州人は其同族同姓に檄して政府を攻めんとし、林爽文、壯大田等兇險にして變を好むの徒、之に加はり、遂に南は臺南より、北は新竹、淡水に及ぶまで、一大騒亂を生ずるに至る。此變たるや、政府と人民との争に止まらず、人民の一黨と、他の一黨との争なるが爲め、此叛亂は福建より來りし官軍の力によりて鎮壓し得たりと云ふも、其實は、人民が最早疲労して、自から争を已めたるに過ぎざるなり。其後咸豐九年また大嵙崁、桃園附近に於ける泉、漳二人種の争あり、前後三年に互り、政府は爲すところを知らず、唯だ彼等が自から疲弊して已むるを俟つの外なかりき。次て咸豐十一年載萬生が王を稱して倒るゝの後、廣東人と福建人との間に大械闘あり、互に殺死するところ三千人に上るといはる。凡そ此等の争亂を通じて、支那官吏の働けるところは、極めて滑稽なる役目にすぎず。載萬生が王と稱して敗れて走るや、其部下に鱷虎巖なるものあり、其妻蕭氏久しく美名ありしが、官軍の將某會て其門を過ぎしに蕭氏の目送するもの久しきを見て、人を遣はして之を求めしむ。蕭氏沸然として怒り、之を罵りて賊とせしが、後蕭氏又戦に加はりて、火傷するに遇ふ。某

即ち悉く匪徒を殺し、蕭氏のみは醫師をして治療せしむ。曰く此逆婦を療するは、十年前目送の情に報ゆるなりと、一時相傳へて笑話とすと云ふ。支那官吏は叛亂征伐すらも漁色を機會としつゝありしなり。

哥老會の源流

哥老會或は哥弟會といふ、其成立は乾隆年間に在り。同治の時太平軍を平定したる湘勇の子弟、撤營の後衣食の途に窮し、各々團體を組織するに至り始めて盛なり、彼等の或者は陸軍水軍の將校たり士卒たり、其以外の者は平生賭博及び強盜を以て業となす。彼の有名なる李鴻章の弟李鴻藻が廣東より京に歸らんとし、財貨を百餘隻の船舶に載せて湘水を下るや、之を襲うて其船舶八十隻を掠奪せり。彼等は斯く強盜をなせり、然れども其目的とする所は、五祖の復仇に在り、其理想とする所は、梁山泊の義舉にあり。故に嚴に窃盜を禁し、敢て良民を害することなく、但不義の富豪を襲ひ、不正の官吏を劫するのみ。強盜をなすものを武差事といひ、賭博をなすものを文差事といふ、之を洪家といひ、また紅帮といふ。會の正統たり。また青帮と稱する者あり、所謂鹽梟及び光蛋にして、安慶道友會即ち是なり。此徒はもと運河の漕糧に従事したる者にして、漕糧の大半海運に由るに至り、其業を失して衣食の途に窮し、遂に大族潘氏兄弟の下に集まりて團體を組織し、鹽の密輸及び商人の依頼に應じて厘金の脱税を行ふを以て業となせり。之を潘家といふ會の支流ならむ。

第五二節 新疆に於ける回教徒の騷亂

清兵西征の風説起る

一七五七年、清國の既に新疆を定めたる、盡く邊境の士民を服屬せしめて、其威大に隣近に震ふ、霍罕王、亦たを歸服を請ひて、その保護を仰げり。こゝに於てか、葱嶺以西の諸國は、早く清國の猶ほ西征せんと欲するの説起り、或は其の兵既に境を越へしとさへ傳ふるに至る。ブカラ及びアフガニスタンの諸王國、大に懼れを抱き、同盟を結び、宗旨軍を唱へて、兵を徵し、一七六三年、其の先鋒は既に、ホッセントに達す。然れども、清兵肯て其境を越へたるにあらず、諸王亦自ら爲すことなく、唯だ巴達克山を罰し、烏什の變を促して已む。是より先き、巴達克山王は、喀什噶爾領主なる博羅尼都を殺して、其尸を清國に贈り、以て好みを通じぬ。アフガニスタン王聞いて、大に怒る。此に至て、巴達克山を攻めて王を殺し、その城を屠れり。

烏什の變及び昌吉の亂

烏什の阿奇伯克、地方長官アブドラと稱するものあり、本と、哈密より出で、暴戻にして親なく、其の屬従とゞもに、官廳の威に藉りて、徒らに利慾を縱にするのみ。又た辦事大臣蘇成なるもの、酒色に耽りて、事を顧みず、各々伯克の妻を官署に留め、兵卒をして裸逐せしめ、見て以て樂とするに至れりといふ。人民憤怨すれど訴ふる所を知らず、會々ブカラ及びアフガニスタン王等、應援の約あり。一七六五年、住民一同兵器を操りて亂を爲し、阿奇伯克及び清の官吏守兵を并せて盡く之れ殺害しぬ。

是に於て、阿克蘇及庫車駐防の清將は、各々兵を率ひて之に赴きしが、却りて皆な叛民に敗られたり。然ども、其の間に又喀什噶爾及び伊犁より萬餘の清兵來り會し、城を圍んで之を攻む。叛民防ぎ戰ふこと三ヶ月に及びて、期するところの應援來らず、城は遂に陥り、城内の住民、盡く清兵に屠殺せらる。烏什の亂の後、二年を過ぎて、又た昌吉の變あり。一七六七年乾隆二十二年烏爾木齊管内なる昌吉城に於て、謫戍の屯田官吏、中秋の夕を以て流人を犒ひ、酒を山坡に置き、男女雜居して興を遣れり。官吏等醉に乘じ、流婦に偪りて謳はしむ。流人激怒して、俄に變を起し、官吏を殺し、軍器を奪ひ、遂に城に據りて叛しぬ。烏爾木齊の駐防兵、進みて之を討ちぬ。叛軍支ふる事能はず、幾ばくもなくして、事は平げり、されど、後、乾隆帝は、屢々烏什と昌吉との二役を擧げて、新疆官吏の一大戒飭をなせしといふ。

新疆騷亂の原因

以上二亂の後、清國に於ては、官吏精選の法を講じ、號命嚴に行はれ、新疆の全土は約そ、五六十間に互りて、無事を保てり。然るに、道光年代に入りて、和卓侵入の役起り、新疆の西部、又無窮の騷亂を惹起しぬ。初め、清廷に於ては、新疆各地に課するに無賃の土役を以てし、又た諸城に於ける阿奇伯克等の官吏に、多くは東部の人を用ひしと等、稍土民不服の基をなせしが、歳を経るに従ひて、法度亦た漸く弛み、官吏の選任其人を得ず、土民を凌辱し、私利を營むを以て常とするに至り、土民の不服は益、内に長じぬ、そが中にて、或はコーカン地方に移住し、清國の殘暴と故郷の困苦とを説く者あり、此の事情は、自ら同宗同族の人々をして、相憐むの情を起さしめ、内外の、國民皆怨み、清人を敵視するの勢ひ、

漸く成る。是より先き、舊喀什噶爾城主大和卓博羅尼都の子サルイムサクなるもの、巴達克山より難を通れ、諸方に流寓して、和卓の威權を復せんことを試めり。然れども、其志成らず、後ちコーカンに潜匿し、故郷の脱走人を集め、慷慨憤激、與に恢復の事を圖りたり、清廷は、之を知り、その漸くにして羽翼を成さんことを懼れ、コーカン王と約し、年に銀一萬兩を拂ふて、之を看守せしめき。サルイムサクは、爲めに動くこと能はざりしが、其の二子張格爾なるもの、氣力あり、父の志を繼ぎて、竊に間を伺ふ。時に喀什噶爾地方より移住するもの益々多く、天山の布魯特族中、亦清國を怨むものあり。

張格爾の亂

一八二〇年嘉慶二十五年

コーカン王ヲマル死す。

張格爾乃ち故國の脱走等と與に奔りて、布

魯特に投じ、其衆數百を率ゐて喀什噶爾の邊塞を襲ひぬ。然れども、戰利あらずして退く、清兵亦之を追はず。因りて復た、ナリン河源に據り、宗旨軍を唱へ、義兵を募りて出沒して邊塞を侵したり。喀什噶爾人民中、密かに之に通ずるものあり。清兵出れば、輒ち遁る。一八二五年道光五年秋、參贊大臣永芹、兵五百を遣はし塞を出て其の不意を掩はしむ。張格爾之を偵知し、初め清兵の鋒を避け、後其歸路を山谷に斷つて之を殲く。是に於て其捷報四方に傳播し、雜兵來り加はるもの日に多し、一八二六年五月彼れ、烏合の兵を率ひ、突として喀什噶爾に出づ。清兵邀へ撃て大に敗れ、退て漢城各城の傍に設けしガルを保つ。張格爾就て之を圍めり。英吉沙爾の住民之を聞いて、皆な起ち、各々清兵を殺し、其の城壘を毀ちて援兵を喀什噶爾に送りぬ。七月に至て、コーカン王、亦大軍を率ひ來て張格爾を助く。清兵、漢城に據り、敵を

四方に受けて防ぎ戦ふこと七十餘日、援兵至らず、糧食亦竭きて履革を食ふに至る。後ち守將既に事の爲すべきなきを見て、自殺し、城遂に陥る、清兵六七千皆な此に死す。張格爾既に西、四城を恢復し、和卓の權威を以て、善く白山黒山の兩黨派を調和し、人民喜びて之が用を爲し、かば、事業大に進み、阿克蘇城亦動く。然れども、彼れ其の機會に乗せず。徒らに喀什噶爾城に坐し、吏治の改革に従事して、兵の集まるを待てり。かゝりし間、一八二七年^{道光七年}の始めに至つて、諸道の清兵阿克蘇に集りて、進取の計を爲せり。

清軍喀什噶爾に向ふ

道光七年二月清の將軍長齡、及び楊遇春、兵三萬を率ひて、喀什噶爾に向ふ。

張格爾乃ち、喀什噶爾、葉爾羌、和闐、霍罕、布魯特等の大衆を總べ、ヤンギバードに出陣して之を邀ふ。清兵三方より砲を放ちて進む。コーカンの兵、先づ動く餘衆之に繼いで走れり。張格爾支ふること能はず、遂に大に破れて山中に通る。三月、長齡進んで喀什噶爾に入り、諸將を分遣して、他の三城を復せしめ、又た楊遇春、楊芳をして兵八千を率ひ塞を出で、張格爾を追捕せしむ。

張格爾の死

清廷にては張格爾の後患を爲さんことを懼れ、必ず之を獲んと欲し、郡王の封爵と十

萬兩とを懸けて、之を購へり。張格爾亦た殘兵を糾合して、再舉を圖りぬ、長齡土人を塞外に出し、揚言せしめて曰く、清兵既に撤去し、喀什噶爾城空虚なり、住民首を翹て、和卓を望むと、而して自らは備を嚴にして之を待てり。張格爾果して兵五百を以て來り襲ふ、清兵撃ちて之を敗り、追ふて喀爾鐵蓋山に至

り、斬獲殆ど盡す、張格爾僅かに身を以て免る、後ち布魯特人之を欺き執へ、以て清國に獻じぬ。佛國の耶蘇會士ユグの説によれば、張格爾を北京に護送し、之を鐵檻中に入れて衆庶の供饗に供せり。清帝亦之を見んと欲す、大臣等張格爾の清帝に吏治の惡弊を陳て、政府監督の闕失、或は發覺せし事を懼れて、之に毒を進めて口舌の便を失はしめ、然る後帝に觀へしむ、故に其帝前に出でし時は、口に泡を吹て醜態を極め、一も帝の間に答ふる事能はず、遂に、裁判の決により之を寸断して犬に食はしめしとあり。

コーカン王喀什噶爾を擾亂せしめんとす

初め張格爾の擒に就くや、將軍長齡は、コーカン及びブ

カラに檄して其の家族を出さしむ。コーカン之に答ふるに、兵民は出すべし、然れども和卓の裔孫を出すは、其の經典に於て例なきを以てして應ずるあらず。因りて清國に於て、盡く喀什噶爾地方に在住するコーカン人を拘留し、其資産を沒收して通商を絶てり。此時コーカン王國は、モハマッドなるもの汗を稱せり、輔相既に其人を得、遍ねく近隣のギルギース人を屈伏せしめ、又カラテギン、ダルワヌの諸國をも略して威勢稍々盛なりしが、清國の通商を絶つに至りては、大に窮し遂に兵力を以て其難を解かんことを計りたり。時に張格爾の兄和卓^{コージャ}モハマット玉普素なるものブラカに在り。コーカン王は、和卓の威勢に非れば、喀什噶爾人民の與みし難きを知り、窃に、玉普素をブラカより迎へ、之に説くに、恢復の事を以てし、一八三〇年^{道光十年}九月、其將クルル及びレンシケル等を附し、兵四萬を率ひて喀什噶爾に入らしむ。コーカンに移住の回人一萬餘、亦軍に従ひて出づ。

モハマットユフスの亂

喀什噶爾鎮守の參贊大臣札隆阿、兵を出して之を拒ぎしが、皆コーカン兵

に敗られたり。ユフス勝に乗じて長驅し、直に喀什噶爾城に迫る。城中の人々白山派に屬するものは、

皆出で迎へ、黒山派に屬するものは、清商等と奔りて漢城に投ず。ユフスの兵、黒山黨の家屋を搜括し、鈔掠到らざるところなし。ユフスは尙も進みてヤンギサルを略し、又たヤルケンドを取て之れに據れり。一八三一年春、清の援軍又諸道より阿克蘇アックスに集りぬ。時に參贊大臣札隆阿ジャリシヤは、喀什噶爾なる、漢城に據り、辦事大臣璧昌は、ヤルケンドなる漢城に據る、皆敵兵に圍まれ、僅かに其の壘壁を保つに過ぎず、會々コーカンコウカンは、ブラカと隙を生じて、その兵を召還す。是に於て、コーカンの兵、各地圍を解き、縦掠して去りぬ。ユフス獨り清兵に抗する能はざるを知り、其近く及びて、亦自ら遁る。白山黨の人々の隨つて走るもの六七萬人、而して清の援兵の達せし時は、既に各城皆空虚なりしといふ。

長齡善後の計を講ず

明年春、清帝は大學士長齡及び伊犁將軍玉麟に命じ、喀什噶爾に赴きて善後の計を講せしめり。會々コーカンより使者三人至り、新に通商を議す。長齡其一人を留め他の二人を還して、和卓ワジャを獻じ、兵民の虜となりしものを回へさしむ。十月に至つて、其の使者歸り報す。いはく、被虜の兵民は、乃ち釋還すべし。然れども和卓を出すは、經典になきところなれば、從ふべからずと、其言甚だ驕り、且つ通商の外、コーカン商民の税を免じ、并に前に鈔没せし貨産を返還すべきを要求せり。長齡以爲らく、今、カシガル、伊犁及び烏什より三路并び進むと聲言し、精銳三四萬人を選んで、コーカンを掃蕩するは必ずしも難きに非ざらん。然ども、塞外主客形を殊にし、且つコーカン及びブルートの界に鐵列克嶺あり、其の路たる最も險なり、師を勞して遠征するに値らず。故に機を相て、之を羈縻するの計を

爲すに如かざるべしと、清廷この意見に従ひ、盡くその請ふ所を許し、コーカンをして、嚴に、和卓ワジャを監守せしむるに決す、和約成りて、通商復た始まれり。

七和卓の亂

一八四七年道光二十七年春、和卓ワジャカタハン及び其の同族六人相率ひカシガルなる移住民を糾

合し、ブルード等を驅つて、東に向ひ、清の戍兵一百を、ミンユイ塞に襲ひ、直ちに進んで、カシガルに迫りぬ。城長カシム之に抗せんと欲す。コーカンの監商官ナメットなるもの、住民を煽動して、城門を開かしめしかば、城長及び其他の之に従はざるものは、皆な奔て漢城に投せり。是に於て、カタハン等は、入つて喀什噶爾に據り、檄を四方に傳へ、恢復を唱へて兵を徵す。然ども、諸城多くは前事に懲りて之に應せず。因て大に兵備を修めて、攻取の計をなし、十一月に至り進んで、ヤルケンドを攻めり。清兵邀へ撃つて之を破る。カタハン退きて、カシガルを保たんとす、住民門を閉て納れず。伊犁の清兵亦た、マラルバシより進む。カタハン少しく之と戦ひ、遂に又コーカんに奔りぬ。カシガルの住民、罪を懼れて同じく奔るもの男女老小二萬餘人に及び、皆なテレク越の道に由る。時恰も一月の嚴寒に際せしかば、山中雪に遇ふて凍死するもの、その半ばに過ぎしと云ふ。

ワリハンの亂

コーカンは、清廷の猶ほ和睦を以て主となし、且つ和卓ワジャの騷亂たる、却て其の威勢を張るの術となれるを見て、漸く之れを輕んじ、復た和卓の監守を以て意となさず。一八五五年頃より同五六年の間、和卓ワジャ又た數々カシガル恢復を試みしも、邊防固ふして入ること能はざりしが、同五七年に至

つてワリハンなる和卓は遂に其の意を達し、又た入りて喀城カシガルに據る。ワリハンカシガルの勢は、一時熾盛なりし。彼れは先づ、英吉沙爾ヤンキサルを攻めて之れを取り、急に兵を移して喀什噶爾漢城、及び葉爾羌ヤルケンダを圍み、又た兵を分ちて、和闐コタン及び阿克蘇アクスを略せしめ、軍務の事業、大いに進みたり。然れども、吏治其の宜を得ず。且つワリハンは、喀城カシガルの風俗を好まず、土民をして皆コーカン風に倣はしめしを以て、土民却て之を喜ばず、且つ性残忍にして、誅戮を擅にし、多く無辜を殺し、喀什噶爾河岸へ人の首を積んで、其の堆きを望むに至りしといふ。かくして、人々の危懼を抱きて、難を諸方に避けしも亦少なからず。會、清の大軍、伊犁より來り進みしかば、喀城、コーカンの兵之を聞て皆走る。ワリハン禁すること能はず。喀城を領する前後僅かに四ヶ月にして又奔れり。コーカンの商人等之に繼ぐ、此役に又た喀城より、コーカン地方に移住せしもの凡そ一萬五千人に上るといふ。和卓コジャの喀什噶爾を擾亂する、此に至て前後既に四回、清廷始めて決策を用ひ、盡く叛者に與せしを誅し、邊塞を固め、コーカンを嚴責して固く舊約を守らしめたり。然ども、宗旨軍、及び故國恢復の名義に仗りし和卓コジャの亂は漸く既に清國の威勢を挫きしものにて、回教を報ずる土民中、自立の感亦自ら發し、新疆全部變亂の勢ひ、漸く成らんとす。然ども第五回の騷亂は、別地方より起りたり

第五三節 西南に於ける初期の外國關係

葡萄牙人の到來及其遠征の初期

歐洲西方の海軍國中、支那との直接關係を開始せしは、葡萄牙なり。明の正徳六年(西紀一五〇一年)アルフォンソ・ダルクボケルク Alfonso Dalboquerque (D' Albuquerque) は、當時國際貿易地の中心たるマラッカを占領せり。後、五年にしてラファエル・ペレストレルロ Rafael Perestrello は、自國固有の小船にて、前途有望なる遠征を企て、支那に到着しぬ。正徳十二年フェルナオ・ペレツ・ドッ・アンドレド Fernas Perez de Andrade は、葡萄牙船四艘、馬來船四艘を以て航行し、上川 (Siaming ehuen) 島に碇泊せり。上川島は、今日のセント・ジョンズ・アイランドにして、嘗て聖フランシス・ザヴィール St. Francis Xavier が達したる其の終極點なりき。彼れザヴィールは、此處に其有望なる地を見ながらも、尙一步も踏み入ることを許されずして、嘉靖三十一年溘然として逝けり。アンドレドは、二艘の船を以て、廣東に向ふべきことを許可せらる。彼れは、ゴアの知事によりて、明帝への使節として任命せられたるトーマ・ピレスの同道を得たり。アンドレドは、穩健なる慰撫の態度を持せしも、其兄弟シモン・ドッ・アンドレドに至りては、然らず。彼れは、正徳十二年大船一艘、ジャンク三艘を以て上川島に來り、其の通商を行ふに當りては、支那人に對するに、貪婪と偏見と横暴とを以てせり。其の横暴性の然らしむるところ、彼の壘砦を造り、刑事上の權限をも行使せりといふ。是に於てか、彼を制御せんが爲

めに、明國の官憲等は急派せられぬ。彼れは、嚴重に港内に封鎖せられしも、正徳十六年此處を逃れ出てたり。斯かる間に、彼れの兄弟フエナルオは上川島を追放せられ、又たかの王國公使トーマ・ピレスは捕はれ、嘉靖二年獄舎に於て死せり。嘉靖元年アルフォンゾ・マーチン・ド・メロ Alfonso Martins de Mello 明帝への使節として、上川島に到りしが、襲撃せられて果すを得ず、其の一行數艘の乗組員は、殆んど塵殺せられぬ。幸うじて此の厄を免れし者は、皆な浪白濤 *Taupaco* (*Tung-peh-kan*) に走りぬ。此の地に於ける葡人通商上の地位は尙ほ五十年の後まで保たれしところなり。正徳十二年若しくは僅か遅れてジョージ・マスカレンハス *George Mascarenhas* が、上川島の邊より方位を計り、福建の海岸に達し、斯くて、彼れ及び其の後繼者により泉州・福州及び寧波に於て通商の開始せられしことありき。寧波に於て殖民を行ふに至りしも、當時未だ不安の状態にありしが、嘉靖十二年に至り、其の勢頗る盛況を呈したりといふ。蓋し此の繁榮はやがて傲慢を生み、傲慢は非禮に移り、斯くて殖民の横暴甚しきに及ぶや、明帝は嘉靖廿四年を以て、海陸の兩面より、彼等を征討するに至りぬ。此の結果、八百の葡萄牙人を加へたる一萬二千人の、所謂基督教徒は、殺戮され、彼等の三十五艘の船と、二艘のジャンクとが焼失せられしことを傳へらる。嘉靖廿八年、泉州に於ても、同様の事變同様の結果を齎らし、其の生存者は浪白濤に免れたり。

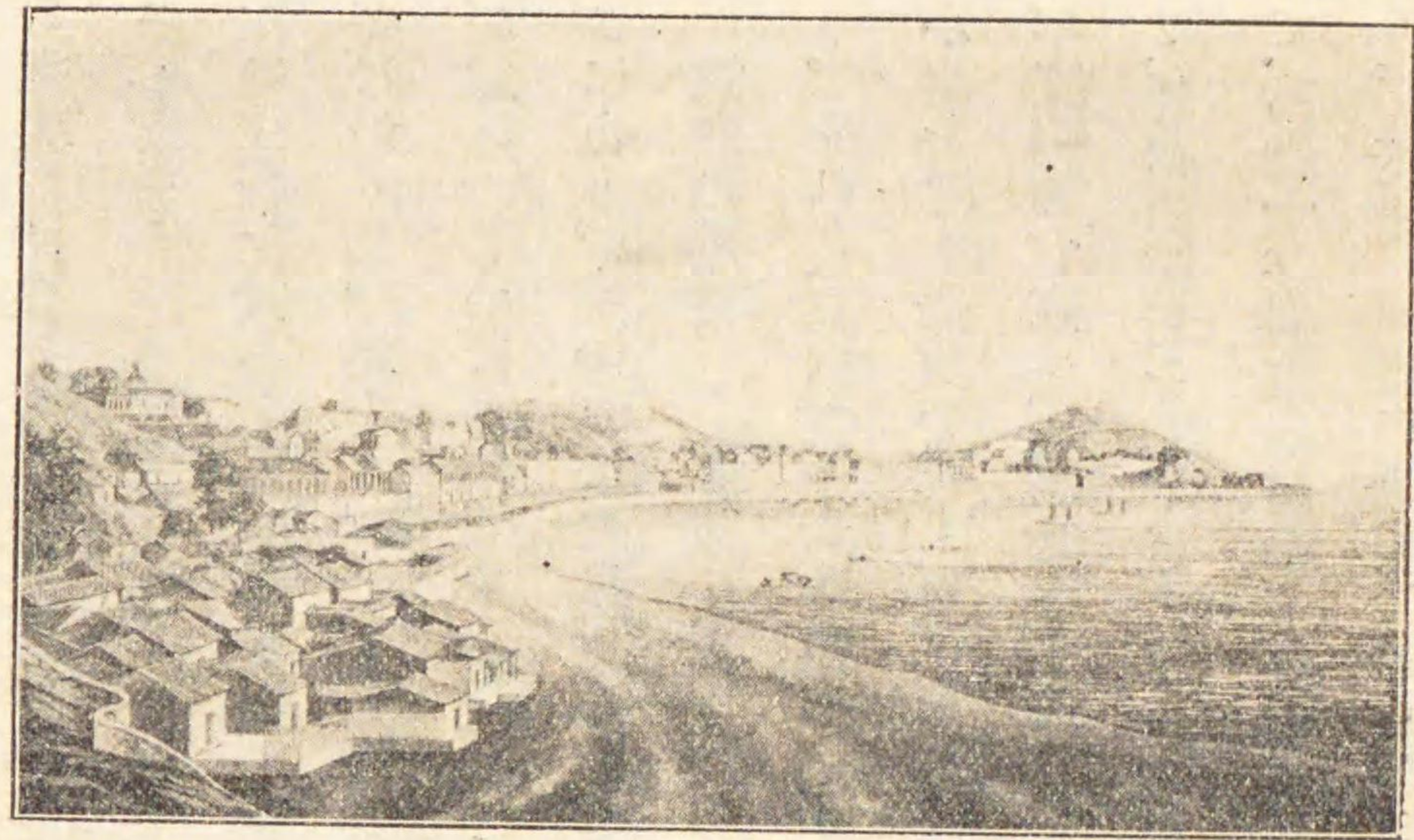
葡萄牙の大使北京に到る

嘉靖三十一年西紀一五五二年ゴアの知事は、明廷へ大使を派遣せしも、途中マラ

ッカ知事に遮られて果さざりき。されど、清朝に入りて康熙六年復た第四の大使は派遣せられぬ。要は、媽港の通商壅塞に對するの提議にして、そは、支那皇帝が直接命じたるにればなり。然れども、其の提議の結果たる不得要領の憾なき能はず。第五の大使は、アレキサンダー・メテルロ・スーサイ・メネゼス *Alexandr. Metells souza y Menezes* に任せらる。彼れ雍正二年を以て清廷に到り、皇帝と幾度か書翰の往復を試みしも、其甲斐なく、乾隆十八年の第六の大使と同様商業上の問題に關しては、何等の得る處なかりし。要するに、支那人の見る處によれば、公使てふものゝ來るは、臣下の禮を致し、朝貢を爲さんが爲めのものに外ならずして、其の命令に従はず、又た條約等に容喙すべき資格あるものにあらずといふにあり。斯かる公使は、支那皇帝よりの贈物を跪きて拜受するなり。

媽港の居住

北方に於て虐殺のありし以來、葡萄牙人の通商を營み得べき地は浪白濤のみとなれり。されど、嘉靖三十六年賄を澳中の官吏に納れ、かの女神阿媽の港なる *Anakan* (*Macao*) の荒島に於て、小屋を建て船貨を乾し、又は保藏せんことの許可を得たり。此の島と稱するも、實は半島にして、萬曆元年支那の官憲は、其の狭き地峽に城壁を造り、之に内地より進入し得べき様の門を唯一つ備へ、依つて以て、誘拐の流行を防ぐにありと稱せる。斯かる不正の所爲に對する不平の聲の、絶へず起り來るに及びて、萬曆十年廣東總督は、其の地方の首都なる肇慶府に、媽港の知事、裁判官及び其の他の官吏を召集せり。此等の召集に應じて來るや、諸民皆な之に敵意を示し、脅嚇して追逐せんと主張するものありしが、



港 媽 の 年 三 十 四 百 八 千

總督及び其の隨員等は已に彼等葡人の贈賄を手にせしを以て、知事等に對する處置は、全く一變せり。是に由て知り得るが如く、葡萄牙は、媽港に於て、其の地位を保持せんが爲めには、常に贈賄を怠るべからざりし故に、萬曆廿一年、葡國元老院より國王に奉りたる書中にも、此處に吾等が地位を保持せんが爲めには、異端なる支那人と共に、多大の散財を致さざるべからずといへり。

媽港の清國管轄維持せらる

葡萄牙人は、支那人管轄權の

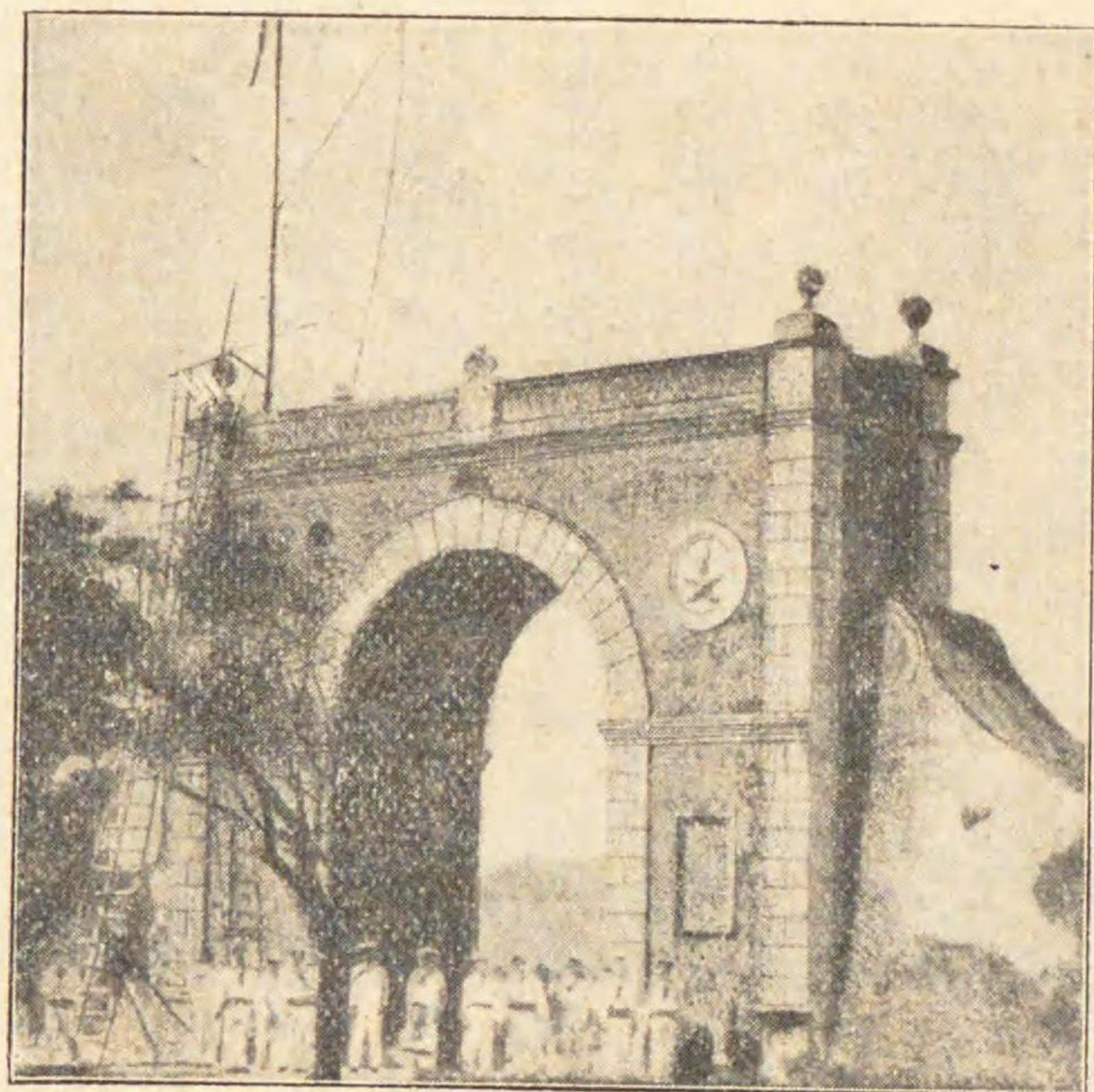
獨立を常に媽港のために要求したりしが、支那政府は、光緒十三年迄之を許さざりし。殖民地の法人設立案程を制定する所謂「黄金截切」に就きては、風説頻々たるものにして、そは支那皇帝によりて、一度は許され、又た禁せられたりと云ふ。然れども、官憲以外のものにして、之を見たる由は、今に傳はらず。

そは兎まれ、事實は、凡て其の主張に反對せり。清國皇帝が充分に是認したる借地料は、其の始めより道光廿九年に於ける知事アマラル Amaral のクレーデタの時に至るまで、依然として香山縣に拂はれた

り。其の額たる始めは千兩、康熙三十年より乾隆五年迄は六百兩、斯くして其後は五百兩なりき。道光廿三年、兩江總督耆英の媽港に、或る特權を附加せしにあたり、年々の借地料を廢せんことを求むるものありしも、彼れは斷乎として之を拒絶せり。媽港の牧師は、乾隆四十二年、知事代理として、元老院に書き送りたる中に曰はく「借地料を拂ふことによりて、葡萄牙人は、支那皇帝の許可により、媽港の暫時使用と利益とを得たり」と。嘉慶七年、印度總督ウェルズリー卿の命令に従ひ、英國軍隊は、佛人よりの攻撃の萬一に備へんが爲めに、媽港を占領せり。支那官憲は、之を以て支那國土への侵入として抗議を提出せしが、同時に英軍はアミーン Amiens 條約の報を得たるを以て此處を退きぬ。然るに、又爾來佛人に對してゴアを守備し居りたるミント卿は、嘉慶十三年、同様の防衛を施さんが爲め媽港に軍隊を派遣したり。此の時に當り、東印度商會管理者等の意見にては、葡萄牙人よりの許可あるに於ては、支那政府よりの交渉に就きて、何等の懸念の要すべきものなしといふにありき。されど、是は支那國民全體に就きての意見にてはあらざりしが、之を聞きて廣東總督は、英國海陸軍隊の速かに撤去せんことを要求し、これを脅かすに、英國通商の停止と、諸税の強行とを以てせり。是に於てドリユーリー提督 Admiral Drury は總督との會見を申出でしも、彼れ冷然として之に應せざりしかば、提督は、會見の爲めに虎門 Bogue を經て、飽迄其路を進まんことを申出でたり。然れども、敵軍の之を路に阻むありて果さず。是に於て、英國軍は、悉く媽港を去りて支那人の掌中に凡てを委ねたりき。

媽港に於ける土地及び犯罪に關する清國の權限

管轄權の問題に就きては、明の萬曆十五年以前に、或る支那官吏が、明國皇帝の名を以て、媽港を支配せんことを任命せられたりとの記録に見ゆ。此の官吏は、媽港に住し、支那人が關係したる凡ての事件は、其の原告たると、被告たるとに論なく、之を裁斷



媽港と清領との境界

し居たり、然れども、其の必ずしも信すべからざるに及びては、此職は Casa Branca の長官に移れり。彼れは、萬曆九年に地峽を横斷して建設せられたる保砦の監督權を有するものなり。其後康熙廿九年には、香山縣が其顧問たるべき人々を排斥して、己れ自ら媽港の範圍内に事を裁斷せり。乾隆九年には、特使 Tsoung が、香山縣に代りて媽港の事を處理すべく命せられぬ。斯くて、嘉慶五年に於て彼れ Tsoung は媽港に來往し以て、其管轄權を行使せり。是より先き、乾隆十四年に於て、葡萄牙人は、證跡顯著なる犯罪人等をば、改心者と稱して、之を法廷に差出さず。却つて、彼等をして Nossa senhora do Amparo の僧庵に逃れ隠れしめしことありき。是に於て、清國官憲は、葡人に對して爾來生じ來る凡ての供給を止め、凡ての商人の媽港を去らんことを命せしかば、葡人も、餘義なく逃亡者を引き渡し、其の際の假條約を調印するに至り

ぬ。此條約の諸項中、第五條には、殺人の場合 Casa Branca に於ける支那官吏は、媽港に到り檢屍官として立ち合ふべく、然る後、最後の判決に資せんが爲め、其の證據物を廣東に送るべきを規定せり。第七條には、相應の料金を拂ひて Casa Branca の副執政官の許可を得るにあらずんば、媽港に於て家屋、埠頭及び堡壘を建設し若しくは修理すべからずと規定ししぬ。其の最後の條は、道光廿三年^{キイ}耆英に依りて除かる。

媽港に於ける清國財政管治權

財政管理は、媽港の港に於て支那政府によりて極めてよく行はれ

たり。明の崇禎四年、廣東の外國貿易は、禁止せられぬ。これやがて、同じ關係を、媽港にも執行せんとしたるに外ならず。無論斯くの如きは、久しからずして廢止せられしも、而も支那商人をして通商を獨占するが爲め組合を組織せしむるに足る丈の時日は、優に存せり。康熙三十七年の上諭に於て、媽港は専ら支那の權限内にあり、而して此處に來る他國人の其處置行動の宜しきに適ふものは、悉く是れ帝の赤子と見做すとの警告あり。此の上諭は、康熙五十六年より遵奉せられぬ。此時に當り元老院は、葡萄牙船の媽港に於ける特權を保存し、其他の諸國商人の厚遇を廢止せんことを希望せしも、其の答たるや頗る簡單なりき、曰く斯くの如き處置を取り能はずと。更に雍正四年、廣東總督の葡人に致したるものは、斯かることの裁決は、偏へに皇帝が方寸に屬して、汝等元老院の能くする所にあらずといふにありき。總督は、更らに雍正十年、葡萄牙官憲をして各外國船の來着、其所屬の國名、其噸數隻數、種類及び其の目

的地等を報知せんことを要求せり。此後程經て廣東稅關 Hoppo は、一人の代表者を派遣せり、此者は Praya Grande の上陸地點に寓居し居りたるなりき。抑も此地方に在りし葡萄牙人は、乾隆四十四年に他へ移轉して以て彼れに好運の邸宅を與へたり。媽港に於ても亦同様の待遇を爲せり。斯くて、彼の後繼者は、道光十二年に至るまでも、其地に住せり。否な或は、道光廿九年に至るまでならんか、彼れは、實に其地にありて媽港に於ける上陸乗船の人、及び貨物に課稅せり。此の廣東稅關 Hoppo の委員が、媽港の貿易より徵集せし稅額は、西紀一八三一年三月三十一日に至る十二ヶ月に於て、六萬九千八百三十三兩に上り、内三萬零百三十二兩は、其地に陸揚せる千八百八十三箱の阿片よりし、他の三萬九千零五十一兩は他の商品より徵收したるなりといふ。事態斯くの如くなれば、道光廿七年(西紀一八四七年)恰も媽港に獨立宣言のありし二年前、一旅客の記録に依れば、其地に上陸するや「劈頭に我等か爲すべきことは、西班牙銀貨の半額を各支那官吏に拂ふべきことなり」と。

歐洲各國民が通商の根據地たる媽港 葡萄牙人の通商は、衰微したれども、媽港は繁榮し、支那の監督の下に、廣東と共に通商の根據地となれり。斯くの如くにして、船舶の到着するや、水先案内及び炊事夫等は直ちに此地に雇ひ入れられたり。其の出帆するに當りてや、其の方針も此地にて定められ、各期節の終末毎に、廣東商館より歸來する商人は、皆な此地に足を止め、而して廣東へ再び進入し得べき時機の來るを待つも、同じく此地にてありき。此地の居住人口は、十九世紀の調査によれば、次の如し、但し僧侶軍人は之を除く。

白人 男	一八二〇年	一、一七二人	一八三〇年	一、二〇二人
白人 女	一、八四六人	二、一四九人		
奴隸 男	四二五人	三五〇人		
奴隸 女	六〇六人	七七九人		
	四、〇四九人	四、四八〇人		

此調査によりて概見するに、殖民地に於て尋常見受けられざる男女の數の不均衡は、やがて又た此地の特徴を説明するものならん。

西班牙人と支那との關係 葡萄牙人に次いで、支那人と交通したるは西班牙人なりき。班人は、葡人が、東洋に於ける如く、西洋に於ける發見者なり。而して其の支那に達したるは、實に西洋に於ける勢力に外ならず。彼等は、始めてマニラより僧侶二名を公使として送れり。公使等は、明の萬曆三年、廣東に到り、それより肇慶府に於ける總督に面謁し、懇切なる款待を受けたりき。然れども、何等爲すこともなくしてマニラに歸り來りぬ、然るに、此に突然としてフィリッピン群島との貿易起りしも、そは、主として福建即ち廈門、泉州、福州の商人等の手に成れること是なり。此等商人の増加は、極めて迅速なりしを以

て其の横溢せる勢力に驚かされたる西班牙人は、萬曆三十一年、一般に命ずるに支那人殺戮の事を以てしぬ。斯くて災禍を被りしもの西班牙支配の諸島に於ける移住民二萬人殆んど全部にして、免れ得たるものは極めて僅少なりし。斯くの如きに關はらず、支那商人の数は、再ひ増加し、更に崇禎十二年に行はれし一般殺戮には、フリッピン群島に於ける三萬三千人の三分の二を免除せりといふ。是に於てか支那商人の數を六千人に限定し、それ等の各は、一年六弗の税を拂ふべきこととし、又た此際洗禮を受くるを欲せざるものをば、悉く追放せしも、尙ほ依然として、彼等の數は増加せり。斯くの如く、西班牙人が行ひたる支那帝國との通商は、無意義なるものなりしも、尙ほ彼等が嘉慶八年西紀一八〇三年種痘を支那に紹介したるの功は、没却すべからざるものなり。

蘭人の到來と臺灣の占領

次で來りたるは和蘭人なり。明の萬曆二十五年西紀一五九四年和蘭の船は、葡國なるリスボンの出入を禁せられ、支那生産物に對する間接の需用は、茲に途絶したるを以て、萬曆三十四年西紀一六〇六年ウァイブランド・ヴァン・ウァイク *Wybrand van Warwick* の司令の下に船を廣東に送り。されど、通商は、媽港の官憲の禁壓により許されず。同じく三十五年に於ける同様の企圖、又た畫餅に屬しぬ。天啓二年西紀一六二〇年コーネリス・レイヤースゾーン *Kornelis Reyerszoon* 十五艘の船を率ゐて媽港の海上に現はれ、八百人を上陸せしめて攻撃せしも、卻破せられ、其の三分の一の人員を失ふ、提督も實に其の一人たりき。是に於て、蘭人は、進んで澎湖島を占領せんと試み、攻防二年の後、彼等は退いて臺灣に赴け

り。此行動に就きて首肯せられ得べき説に従へば、談判の結果にして、支那人は、之を敗北の爲めなりと主張す。當時臺灣は殆んど無人の地にして、何等蘭人に抵抗するものあるなし。彼等は、先づ臺灣府を設立し、其地にゼランディア堡壘 *Fort Zealandia* たる防禦を造り、淡水、雞籠を設立し、又其地に各、防禦を造れり。臺灣及び淡水に於けるものは、今日尙存し、後者は、實に英國の領事館として使用せらる。順治十年、彼等は廣東に通商を開始せんと試みしも、葡萄牙人の妨遏に遭ひて果さざりしを以て、同十二年、ピーター・ドック・ゴイヤー *Peter de Goyer* 及びチャロップ・ドック・キーツァー *Jacob de Keyzer* に大使の任を帯びしめて、北京に派遣しぬ。此の兩使節は、北京に到りて、徹頭徹尾、清帝の要求に同意せり。彼等は、高價なる進物を持參せしかば、人皆之れを進貢と稱し、彼等自らも亦た斯く稱せり。斯くて返禮として彼等に賜はりたるは、實に進貢の有り難き犠牲に外ならず。彼等は所謂神聖なる其の御名、文字、及び玉座の前に三跪九叩頭を敢てし、「亞細亞式藩主たる君主に進貢を致し、臣下の誓を爲す亞細亞式小王子の表型」の如くに、其身を處したり。彼等は斯くして日本に於けるが如く通商の特權を得んことを望みしが、彼等の得し處のものは、八年に一回大使といふが如きものを遣はすべく、又た其の際四艘の商船を之に伴はしめ得と云ふに過ぎざりし。(第三一節參照)

蘭人臺灣より驅逐せらる

明の永曆帝の餘黨にして國姓爺として知られたる鄭成功は、當時其が大陸の根據地たる廈門を滿洲兵の支配の下に奪はれしを以て、西紀一六六一年、二萬五千人の大隊を率

ゐて臺灣に向へり。成功に敵するものは獨り蘭人あるのみ。彼れは直に赤崁城 (Zelandia) 城を包圍し九ヶ月の後之を降せり。此際蘭人の死するもの千六百人、臺灣に於ける蘭人の支配權は、全く地に墜ちぬ。是に於てバタビアに於ける會議の結果、國姓爺に對して清國軍兵と共同動作を取らん爲め、福州に十二艘の兵船を送りぬ。廈門は此等聯合軍の爲めに占領せられ、斯くて大陸は、全く帝權の支配する處となりぬ。されど、臺灣は何等の影響をも被らざりし。其後二年即ち清の康熙三年^{西紀一六六四年}蘭人又たピエター・ヴァン・フールン Pieter van Hoon に大使の任を委して北京に遣はしぬ。そは、藩主に對して致さるゝ如き誠實なる援助を與へられたるを感謝せんが爲めに外ならず。大使フールンは、翌年北京に至りぬ。彼れ今滿洲朝の爲め、否な自國のために致されたる勇敢なる行爲の偉功を身に帯びて來りたれども、其が胸中には唯彼れが同胞の商業上に於ける利益を收めんとするにあり、而も彼れが支那朝廷の要求に對する默從の功は、十年以前已にゴイヤーとの兩人が爲したるものに及びもやらず。見よ、謝禮としての進貢、進物、叩頭——斯くて大皇帝の進貢國の中に記入されたる外に、何物をか得たる、而かも、かの特權てふものは、遂に與へられざりしにあらずや。康熙廿二年、清帝は臺灣を降して其の領土と爲さんと欲し、其の忠實なる蘭人に要求するに、然るべき數の戰艦を出动すべきを以てせり。蘭人之に従ひ、之に赴きしも、時已に遅く、帝は彼等の力を待たずして事を遂行せり。次世紀の間、彼等は福建海岸の諸港に於て、密商を行ひ、其の都度若干の金力を以て許可を得たり。彼等の、廣東に商館を設立したる

は、漸く乾隆二十七年のことにして、此時には、已に廣東に於ける共同外國商館も確立し、外國人にして、非行を爲すが如きもの、殆んど跡を絶てる際にてありき。

大使としてのティンフとヴァンブラム

次の使節は、乾隆六十年、アイザック・ティンフ Tinsingh

及びエイ・イー・ヴァン・ブラム A. E. van Braam の兩人に委任して送られたり。兩人は、彼の英國の大使マカートニー卿の失策に鑑みて、其の轍を踏まざらんことを決したり。彼は三跪九叩頭を敢てせざりしが、彼等は従前の和蘭使節が爲したる方法に改良を施し、又た藩主たる、たらざるとは、一に支那人の要求のまゝに委ねんことを欲せり。彼等の果したる使命は、謹嚴なる歴史家によりて次ぎの如く説述せらる。曰く彼等は、首都に於て犯罪人の如く待たれ、乞丐の如く扱はれ、然る後、彼の指導者が適當と見做したる何れの時、何れの場所にも、三跪九叩頭を爲す野師の如き取扱の下に、廣東に送還せられたりと、彼等の使節の効果は、支那人をして、彼等の信仰に同意せしめ得たる外は、何物をも齎らざりし、即ち彼等の信仰は、凡ての人民が同意すべき文明てうものにして、又た凡ての國民が頓首すべき帝國なりと云ふにあり。

大清會典(禮部主客清吏司)の記載によれば、朝鮮は、毎歳に一回、使節を送り、琉球は二年に一回、安南は六年に一回、老撾は十年に一回、暹羅は三年に一回、蘇祿は五年に一回、夫々使節を遣せりと、和蘭より使節の廣東なる虎門水道を通過し來る、其時期は、不定なるも、順治十二年(西紀一六五五年)には八年に一回と定められたり。大使としての使節は、一人、若しくは二人の公使、一人の公使隨行員、一人の秘書官、及び一百人を出でざる隨行者(但し此等の中にて北京に進み得るものは二十人未滿なる、)

と)によりて成立つべきことなり。ピルマよりの公使は雲南の永昌府を通過し來り、十年に一回なること、其の大使一行は一百人以下にして北京に進み入る者は二十人を越えざることを、伊太利の公使——と云へば法皇は最初にカーディナル・トゥールノ Cardinal Tournon を使節として送れり。彼は康熙四十四年(西紀一七〇五年)十二月三十一日謁見を得たり。第二回の使節はカーディナル・メッスバーク Cardinal Mezzolana にして、康熙五十九年(西紀一七二〇年)十二月十五日北京に到れり——其伊太利の公使及び英吉利、葡萄牙兩國の公使は、虎門を通過し行くべく、其地には何等時期の限定あるなし。各大使は、三艘の船を以て來り得べく、各乗船員一百人を越ゆべからざること、其北京に進入し得べきは、二十二名、他は廣東に留まり居ることなり。

英人の支那到來

英國人は、十七世紀の初期に於て、日本の通商を開きしが、其始めて支那と直接貿易を營まんと力めしは、明の崇禎十年^{西紀一六三七年}のことなり。これよりさき崇禎八年、ゴアなる葡萄牙殖民地の知事の免許により、キャプテン、ジョン・ウエッデル Captain John Weddell が指揮の下に五艘の艦隊を艤装せしが、彼れは四艘を以て、崇禎十年六月廿五日、媽港に到着せり、然るに、媽港の官憲は、ゴアの知事が、支那の河海に於ける通商の免許を與へたる其效力を是認せず、種々ウエッデルに對して妨害を加へたり。通商許可の報を待つこと數日、尙ほ未だ之に接せざりしを以て、彼れは數艘の舟を遣して廣東への入口を發見し、而る後四艘の船を率ゐて虎門の水道に進めり。此地に於いては、彼は通商の許可の件に就きて、無論廣東の官憲も關係することなれば更に六日間待つべき旨の通知を得たり。焉ぞ知らん、支那人は、此期間を以て、諸處の砲臺を武装するに利用したり。されば、爾後幾日を経るも通商許可の

あるべきなし。是に於てかウエッデルは碇を揚げて河を溯らんとせしに、忽然數箇所の砲臺より砲火を浴びせらる。彼れは即ち之に應じ、敵砲を沈黙せしめ、廣東に進み入りて其船貨を賣却し、砂糖と薑とを積載せり。次ぎの事件は、康熙三年に起れり。そは、或る一艘の英船が、媽港に到りし時、葡萄牙人は、例の如く種々妨害を加へ、支那官憲は、其の貨物の容積に對して二千兩の税を要求せしことありしに因る。英人よりは、此の税額の半減を提出せしも容れられず。支那兵の一隊は、商船貨物上乗人の家屋を警戒せり。斯くて該船は五ヶ月間媽港に在りて、何のなすこともなくバンナムに歸れり。康熙十三年、一英船、又た媽港に送られしも、そは物品交換に於て、僅かに二十一疋の織物を而も低廉なる割合を以て賣りて歸れるにすぎず。然れども、康熙九年通商は、厦門及び臺灣にて開始せられたり。臺灣にての協定は、該島の主人公たりし國姓爺との間に締結せられぬ。厦門に於ての通商は、更に好首尾にして、康熙十六年、更に一艘の商船を送るに至れり。西紀一六七八年には英船の投資額たる正金にて、三萬志、貨物にて二萬志を計上せり。一六八一年には、厦門にて商館閉鎖せしも、同八五年再び開始せられぬ。然れども臺灣が、清帝國に占領せられしより、該島との通商も、全く終りを告げたり。

英國商館廣東に設立せらる

康熙二十年、英人は廣東に於て又通商を開始せんことを企てぬ。然れども、時は已に葡萄牙人の獨占に歸したる後の後なり、葡人は、年々二萬四千兩を支拂ふべき約束にて此權利を獲得せしなりき。彼等は、斯くして、英人及び其の他外國民をして、此地の通商には、全く關與す

ることを得ざらしめぬ。然れども、康熙廿四年には、所謂海禁令の撤せられ、支那沿岸の各港は、通商に開放せられしかば、英人も東印度商會の力によりて、廣東に於ける一商館に其の權利を獲得せり。斯くて康熙二十八年始めて正式に商船を派遣するを得たりし。然れども、船の其他に到るや、先づ入港の許可を得るに先き立ち、廣東税關の事務官は、其の容積を測定する迄に、二週の時日を費しぬ。やがて、測定の日となるや、容積に對する當局測定の税幾何を拂ふべきかを決するに當り、忽ちにして一場の爭論は起りぬ。斯かる事たる、舊來屢々發生することながら、而も決して衰へざるの習慣たり。當局の測定官は船首より船尾に至るまでを測量し始めぬ。然れども、賄賂を行使するに及びては、彼れ直ちに前橋の後部より後橋の前部に至るまでのみを測量することを諾しぬ。實に此後者の處置こそ英國船にまれ、他外國船にまれ、常に法るべき法律上習慣上の規定なれと解せらる。斯くの如くにして、二千四百八十四兩の額を要求せられぬ。然るに、貨物上乗人は之を不當と見做し、通商を辭して歸帆せんことを以て脅赫したりしが、此甲斐ありと云ふものか、一週間後に至りて、千五百兩を減せられぬ。此内千二百兩は、當局の測量手数料にして、二百兩は税關への寄附金なり。康熙四十年、英國商會は、寧波に於て通商を試みんとて一船を送り、試みに十萬一千三百磅の所謂投資を致せり。此額は、實に過大なるものにして、同年厦門に致したるは、三萬四千四百磅、廣東に致したるは、四萬零八百磅に過ぎざりしなり。然るに、其結果は失敗に終はれり、これ偏へに不規則なる支那官憲の強求金に歸因す。此額は廣東に於けるよりも、

更に大なり。

英國東印度商會廣東に商館を設く

康熙五十四年、東印度商會は、支那との通商を正規の安固たる地位に置き、廣東に常任職員を以て成る一商館を設立し、時機に於て船を派遣せんことを議決せり。然れども、こは乾隆三十五年に至るまでは、其常任職員たるものは、貨物上乗人の集合體たるに過ぎざりき。此時期よりして、支那に於ける英人通商の歴史、及び英國東印度商會の歴史は、廣東商館の歴史となれり。そは、別節に於て述ぶべきも、此處には、北京朝廷に差遣せられたる二人の英國大使のことに就きて言及すべき必要あり。

大使マカートニイ卿

英國政府は、マカートニイ伯 Earl of Macartney を使節として遣すことに

決定せり。されど、之に就きては、東印度商會の支配人等は多少の疑懼を懷けり。何となれば、從來遭遇したる艱苦の賠償を得んが爲めに、或は又た時未だ早かるべきかの特權獲得増加の爲めに、切實に其の言説を主張することは、或は以て支那政府を驚愕せしめ、外國貿易を廢止せしむるに至るべければなり。いふまでもなく、外國貿易は、悲しむべき艱苦と、莫大なる強求の税の下に行はれしと雖も、彼等支那人中には、此等を廢止せんなどの意思としては毫末もあるべきやうなし。されば、商會に於ては、其僅少なるものを得んがために、賠償を要求して、却て多大なるものを失はんことの憂を懷きしも、尙ほ政府の命じたる使節のことにつきては、何等の反對も致さざりし。かくて、大使は、一七九二年九月二十六日、ポ

ツマヌを發し、九三年八月五日、天津の河口なる大沽タイケイに到着せり。此時に於ける對遇は、前述せし葡萄牙、和蘭兩國大使のそれに比して、著しき對照を爲す。但し、此場合に於てはマカートニイ卿自ら王者の使節たるを僭し、商業上の密使たる外觀を避けんが爲めに、威嚴の態度を保持するに力めたりと云ふに過ぎず。直隸總督は、儀式上の訪問を交換せんが爲めに、其首都保定府より大沽に來れり、皇帝は第三級の



—ニト—カマ使大國英

文官をして、此の使節に接伴せしめさせられたり。大使及び其の齎らせし六百箱の進物を載せ、白河を溯りて北京に到るべく、此目的に充分適したる船は送られたり。而して又た食物及び其の他の雜品は、大沽着の日時より、廣東の最後の出發に至るまで、凡て無代價にて供給せられたり。北京朝廷は、斯く凡ゆる禮讓を彼に拂ひたるに拘はらず、尙ほも、其の朝貢叩頭等の緊要なる點に於ては、聊かの弛緩あるまじき旨を決定せり。かくて大使一行を乗せ行く舟にも車にも、「英吉利朝貢」の大字號を記せる旗は、樹てられたり。マカートニイは、此の意義を悟らざるにあらざりしも、敢て抗議を提出せず。蓋しマカートニイの心中惟へらく、斯くの如きに抗議して失敗したらんには、其の使節の成功を危うからしむるのみか、忽然として外交斷絶の窮地に陥るべきを豫期したればなり。此の豫期たるや、決して偶然にあらず。かの叩頭の儀禮に就きては、王者に對す



(生寫の員隨使大)船曳るせ乘坐の使大國英

る支那古來の敬意を表するの態度形式に過ぎずとして、マカートニイ卿を説服せんが爲めに、彼等は、多言を費して惜しまざりき。大使の欲する所は、英皇帝に對する義務の許す限りは、今、其信任を得たる支那皇帝に對し、其爲し得る限りの敬意を拂ひ、且つ又た其の要求に對しても絶對に拒絶するが如きことなからんことにてありし。されど、英國が支那帝國の附屬として解釋せられべき行爲は、決して取るまじと決心せり。此の最後の事實を的確にせんが爲め、彼は書類を以て相互の契約を交換せんことを申し出でたり。即ち此契約の主旨には、彼英大使と同資格の支那皇帝の臣民は、禮服着用の英國皇帝の肖像の前に致すべき敬意の態度は、彼れ英大使が支那の帝座の前に致すべく要求せられし禮法と同一のものたるべしと云ふ。此の提出は、此採否を委託せられし支那高官吏の驚愕を惹起したり。然して、審議の結果、英大使は其國主の前に致す敬虔の態度なる一脚折りの作用を、支那皇帝の前に行ふべきこととなりぬ。事件に就きては、大使が八月に到着せしより、十月七日、北京を去るに至るまでの間に於て一箇の決議せられたるものなく、又一箇の論難せられたるものなし。又た北京出發の日と廣東を去るの

日との間に於て、何れの殖民地へも、英大使は一步も踏み入れざりし。要するに、此際協定すべき一の目的は、廣東に於ける通商の束縛と課税との軽減なり。此等の重税束縛は、後に至り戦争によりて芟除せらるゝまでは、依然として繼續せり。他の目的は、廣東以外の地、例へば天津、寧波、珠山等の地點に於ける通商の自由を要望せるに外ならざりき。然るに、こは斷乎として拒絶せられたり。かくて、大使は、無上の禮節を以て迎へられ、無上の款待を以て取扱はれ、無上の注意を以て警衛せられ、而して又無上の懇懃を以て見送られたり。實に斯くの如し。斯くの如くにして而も何等實利實益たるものあるなし。

ドリヌ號事件

第二回の英國大使アムハースト Amherst は、嘉慶二十一年^{西紀一八一六年}に遣はされたり。此の使節の目的は英國支那兩政府との間に、直接關係を成立し、以て一般通商の事情を良好にせんと欲するものなり。然れども、此派遣を致さしめたる緊急の動機は、嘉慶十九年に於ける英國船ドリヌ號の行動に關係せり。此國有船は、媽港を根據として、廣東の海上遙かに航するを職とせしが、四月ラドローン Ladrone の沖に於て、米國商船ハンター號を捕獲し、之を捕獲船として、媽港に連れ來りぬ。又た、其翌月にはドリヌ號備付の端艇は、一艘の米國スクール船を媽港の附近より黃埔迄で追及し、其地にてスクール船を捕獲せり。然れども、これ又其の港内に於ける米船員によりて取り回へされたり。此行爲に就きて、當時得たる知識を以て、之を局外中立違反行爲と見做し、同時に支那統治權の侵害たることを宣言せり。彼等は、惟へらく、苟も英國民とし云へば、其何人たるを問はず、其執れる行爲に就きては、東

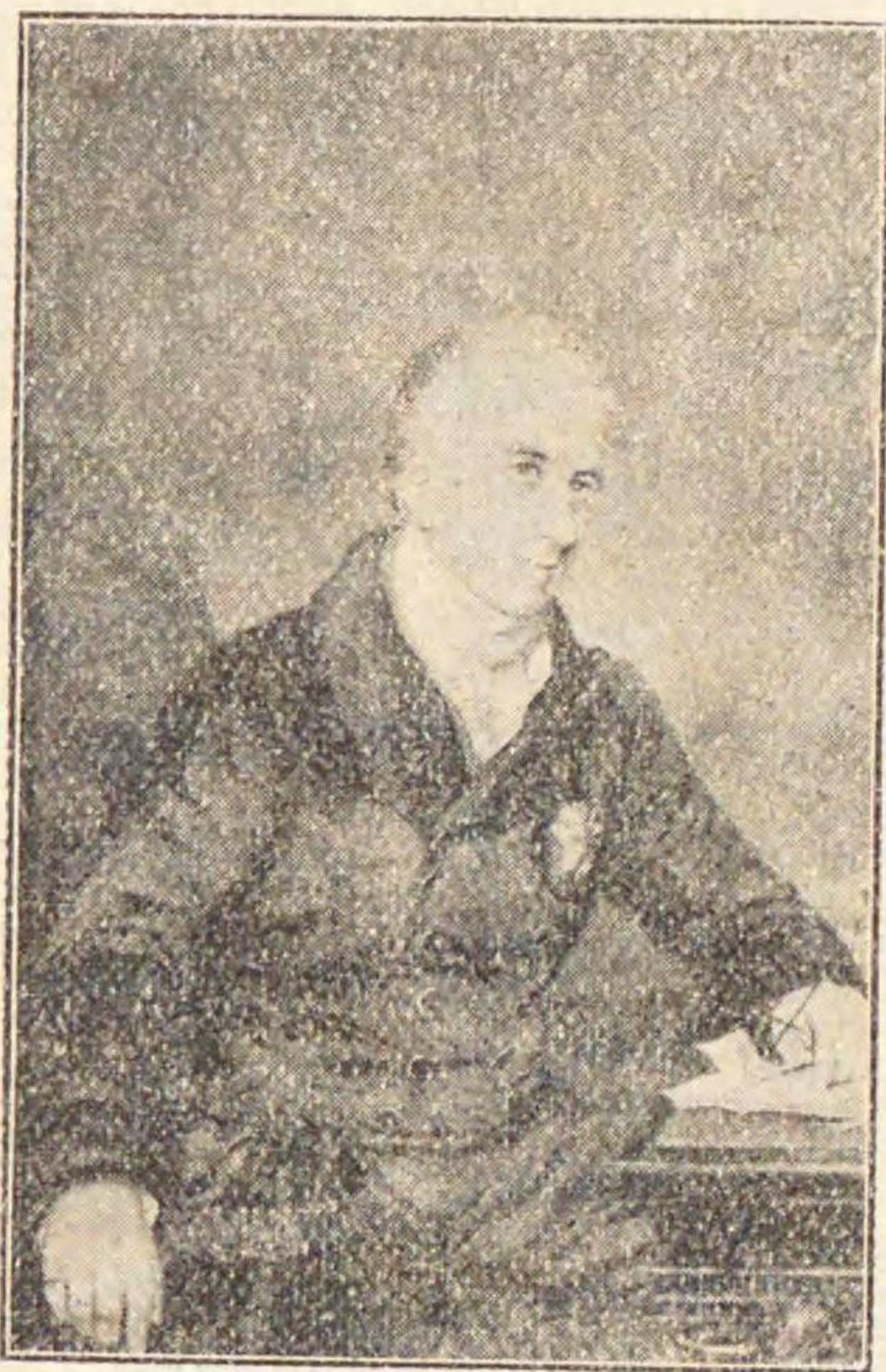
印度會社長(支那人は之を大班と呼ぶ)たるものは、これが責任を負擔すべきものとせしかば、此事件に關しても東印度商會選出委員に對して、かのドリヌ號の直ちに支那海以外に立ち去るべく命せんことを要求せり。然るに、該委員は、國王の船に對して命令すべき權威を有せざる旨を答へしかば、彼等は復た再び之と争はず。ドリヌ號を去らずば、英人の通商を停止すべしと脅嚇し、又一方に於ては、外國人の支那奴僕を使用するを禁ずる規則を着々勵行せり。されど、英國官吏及び東印度商會の官吏等は、ドリヌ號の行動につき、一點不正なる箇所あるを認めず、却て當局の横暴なる所爲を憤りしを以て、かの委員は、商會附屬の船を還し、其の救濟の途の得らるゝ迄は、更に通商のために来ることなからしめんことを決せり。觀來れば、支那人の恐嚇するところのものは、是れ即ち英人の恐嚇するところのものにして、宛然たる歌加留多のお手突のみ。斯かる觀察點の差違の説明としては、英國軍艦の米船及び其貨物の捕獲に由來せし其爭論を落着せしむる爲めに、商會官吏の提出せし其第八項に於て、英人の捕獲貨物は黃埔に於ては、米人によりて賣られずとあるに注意せられん。

英國大使アムハースト卿

英國政府は、大使として遣したるマカートニー卿の失敗に關はらず、第

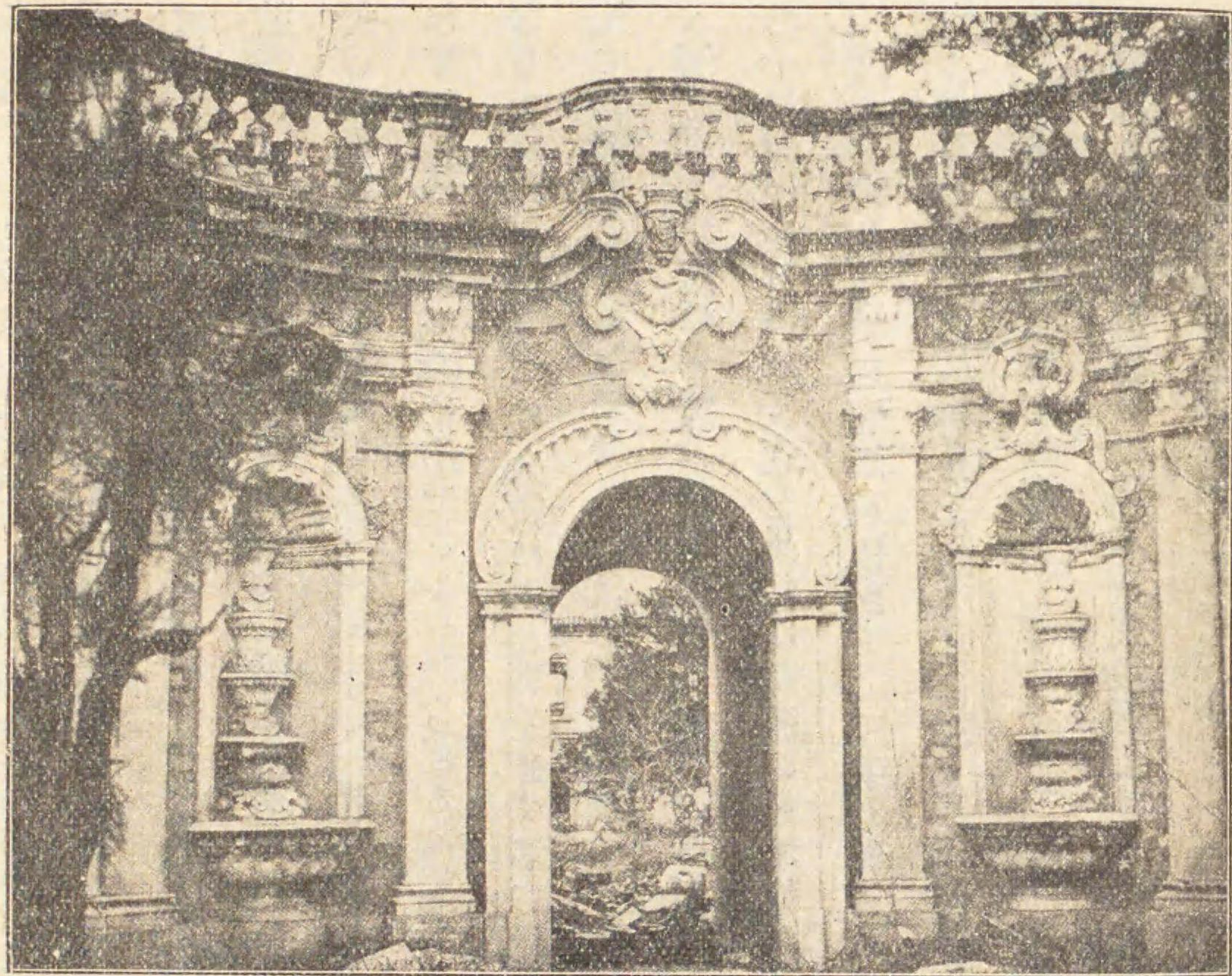
二の使節を北京に遣はすべきことを決定せり。此の使節の帯びたる任務は、從來幾度も經驗せられたる被害を除去し、又將來とも斯くの如きこと、若しくは、之に類する凡ての事より免れ得んことなり。而して此結果を收め得んには、支那皇帝の保護の下に、又た同皇帝により命せられたる條令の布告の下に

地方官憲の無制限なる蠶食を免れて東印度商會の通商をして安全鞏固なる地位に立たしむるにありき。此の大使の任を托せられたるは、實にアムハースト卿なりき。彼れは西紀一八一六年(嘉慶廿一年)二月八日ボーツマスを發し、同年八月廿八日北京に到れり。時に支那朝廷は乾隆帝既に死して、新帝の治下にありしが、嘗てマカーニイ卿を遇したる儀禮に就きて後悔せる際なりしかば、アムハースト卿は、かの朝貢の意義を記したる例の大字旗を建てたる小舟に乗るべく據くせられたり。而して其大沽より北京に



トスーハムア使大國英

到る間には、彼の帝座に對して致すべき敬虔の態度たる叩頭のことに關しての議論には、絶えず煩はせられたり。此事に就きては、已に二箇の異なりたる教訓を得たり。其第一は、英政府の意見にして、即ち使節の目的の遂行せられ得る限り、便宜上、彼等支那の要求に應ずることは勝手たるべしと云ふこと、其第二は東印度商會支配人等の意見にして、即ち廣東に生ずる結果は、北京に於て明確なる利益よりも重大なれば、儀禮待遇の點に於て國民の威權を減殺するが如き讓歩は斷じて爲すべからずと云ふにあり。斯くの如くなれば、アムハースト卿の意思は、其最初の間不定の状態にありしが如し。然れども、彼が支那官憲に對するや、飽く迄も堅實なる態度を維持し、此一點に關しては、何等の讓歩も爲さざりしものと知らる。八月二十八日、通州に着するや、大使は



圓 明 園

圓明園の宮殿へ向け、日夜程を兼ね、粗惡なる道路を急ぎ、二十九日の午前五時と云ふに其處に到着せり。此處には大使を迎へんが爲め、禮服用用の皇族及び官憲の一群ありて、彼の來るや時を移さず彼をして謁見に導かんとす。實に彼等は彼を引き彼を押したり。其誘引の程實に勉めたりと謂ふべし。されど、彼は甚しき疲勞と禮服及國書の未だ、到着せざるを以て之を拒みたり。是に於て一の最大侮辱は與へられたり。そは大使等一行の直ちに其地を立ち去りて歸國すべき旨、支那官憲より言ひ渡されたること之れなり。後に至りて知る所によれば、戶部尚書たりし和世泰等は、此際皇帝に對して、妥當なる儀禮の行はるべきを確言した

りしなり。其故は彼は疲勞の苦痛と朝見の準備なきに致されたる強制の爲めに、彼等の意に従ふべきものと思惟されたるにあるが如し。斯くして、アムハースト卿は、何等使節の任を全ふすること無くして廣東に還れり。彼は廣東官憲が爲したる從來の處置の改正を求むべく、北京に行きしものなりしも彼等は、其要求を非議して容れず。彼は全然の失敗を招けり。要するに、支那人をして正當なる條項に於ける通商の規定を設けしむるか、彼等が要求するまゝの規則に絶対に服従するか、又は通商の放棄をなすか、此三者の一途に出でざるべからざるに至りしは、固より此當時に於ても意見のありし所のものなるも、其後に至りては、切實に其必要を感ずるに至りぬ。英國通商の爲めに、否な支那通商に關係する凡ての國民の利益を安全にする爲めに、強行すべき此等當面の處置は、決して不正のものならざることゝ解せらる。然れども、其後幾多の場合に於ける如く、不平の因たる處置を生起せしめし實際の事件は、二十世紀の今日に於て之を見れば英國の此考慮の却て其當を得ざるが如く見做さるゝものなきに非ず。ともあれ、支那の官憲は、依然として其行動を改めず。以て支那帝國の附庸以外の國民は、和蘭人の如く通商の特權を得んことを希望し、臣下たるの態度を取るを欲せざりし者をして、何れも耐へ得べからざる虐遇を甘受せしめたり。

佛蘭西と支那貿易

佛人は、其後絶えて通商の事なかりしが順治十七年再び船を廣東に派遣せり。雍正六年、一商館を建設したれども、十八世紀を通じて、貿易は、寧ろ小規模の下に行はれぬ、佛國領事の

旗はアミーン Amiens の平和條約結定せられしによりて、嘉慶七年初めて建てられたり。而も、そは、又た英國と再び戰爭を開始せしより、嘉慶八年に於て引き下ろされぬ。假令道光九年、其地には佛商人を支配する、謂は、大班 *Tai-pan* の如くに領事を置くことの承認を得たりとは云へ、尙ほ道光十二年^{西紀一八三二}年までは、其處に領事旗を見ることなかりき。

米人の支那貿易

米人が、従前茶の貿易を以て支那人に接觸せしは、英國東印度會社の斡旋によりたるものなるが、かのヴァーザイル *Vassall's* 條約の締結せられし翌年、即ち乾隆四十九年に於て、始めて直接廣東に船を送るに到りぬ。斯くて、其の貿易は、良好に行はれ、従つて、種々の事情も發生しぬ。彼の亞米利加商人、及び水夫等が生來有する企業心と機密結托專賣なる如き思慮なきことゝ、尙ほ二十五年間、歐洲國民の中、獨り米人が執りたる局外中立の態度とは、米人の貿易をして飛躍の發展を致さしめ忽ちにして廣東の商業界に於ける第二の地位を占めしむるに至れり。其他の國民にして特に何時と云ふことはなく、兎に角廣東に於て貿易を試みたるは、瑞典人、丁抹人、普魯西人、ハンブルヒ人、ブレーメン人、奧地利人(即ち白耳義人 *Belgians*)、伊太利人、ペルー人、メキシコ人、及智利人なり。然れども、此等が行ひたる貿易に就きては毫も必要なるものあるなく、此初期に於て、説述を要すべき事件は發生せざりし。たゞ嘉慶十年、二艘の露船は、通商を行はんがため廣東に到着せしことあり。彼等は其貨物を賣り更に需要人の幾多を積み入るゝことを許されたり。然るに突然、北京よりの命令達しぬ。其命令とは外な

らず、露國は國境に於て通商の特權を得たれば、海路によりて之を行ふこと能はず、宜しく之を廣東商館の通商より除去すべしと云ふにあり。

英吉利入貢

嘉慶二十年英吉利入貢す、其使三跪九叩首の禮を行ふ能はず、廷議其屈強を以て之を遣る。睿廟(嘉慶帝)憚はず、公(孫玉庭)適く京師に逃職す、召見垂問、嘗て粵(廣東)を撫し、夷情を悉くすを以てなり。公面奏すらく乾隆五十八年、英夷方物を貢じ、京に至らしむ、已に中國禮拜の儀に效ふ能はず、其大班を司當冬(スターントン)といふ、嘗て廣東巡撫廳に於て大皇帝より拜領せる賞物を治むるに、弓身俯伏、臣親しく之を見たり、譯者曰く俯伏は夷禮の免冠頓首なりと、今入貢の使は、即ち廣東の司當冬なり、未だ彼に謹みて、此れに驕るものあらず、若しそれ妄りに干求あらば、折するに天朝の法度を以てすべく、若しそれ歸心恪順ならば、必しも中國の儀文を以て責めざれ、反覆開陳、漏下ること四刻、睿廟大に悦ぶ。

(續碑傳集)

第五四節 乾隆帝と英國大使マカートニー卿

乾隆五十八年八月、英王ジョージ二世の派遣せるマカートニー卿(馬戛爾尼)が塞外なる熱河の離宮に於て、乾隆帝に謁見せる趣は、前節に於て、其の梗概を叙説せり。マカートニー卿は、從來歐洲各國が、清廷に對して執り來れる附庸國の禮を肯せず、進みて、對等國の禮を以て帝に謁見せり。卿の堂々として相下らざりし態度は、假令其使命の一端をも遂行する能はずして、又たかの驕慢自尊なる清廷を覺醒するに寸効あらざりしとはいへ、此の一大事實の、清廷が極盛を謳歌せる時代に發せしこと、寧ろ奇異の感なくんばあらず、吾人は、左に卿が當日の手記を抄出して、乾隆帝の態度と、卿の感想とを探り、併せて該時代に於ける清國官憲の懷抱を觀測するところあらんとす。

九月八日(日曜) 朝 cola-chio-you を出發す、此處は、熱河より十二哩の距離にあり。而して熱河を距る二哩弱の Quon-ur-long に止まり、此處にて衣裳を整へ、公式に進み行く行列を整ふこと、下の如し、以て一大盛觀を裝へたり。

騎馬にて支那官吏一百人

マクソン Banson 歩兵中佐

輕裝の龍騎兵四人

に負傷せるより、其の身體を動かすことは、不便と疼痛とを感ずるものなりと。此の日、氣温頗る高かりしかば、事を急ぎし下僕等は、日中の活動に疲れ、余等の諸荷物も包みの儘にて何等の整理も致されず、依りて、余は、慇懃なる辭令を以て申譯をなし、彼等兩人に告ぐるに、即刻所理すべき要務あらば、サー・ジョージ・スタントン(斯當東)を余の代理として、今夕、首相邸に伺はしむべきことを以てせり。

首相は、此日、午後、サー・ジョージ・スタントンに面謁すべき希望を表示したるより、スタントンは、其子息と余等が通譯者とを伴ひ、首相邸に赴けり。余の宿舍より其處までは、殆んど一哩ありて途中熱河の中の大半を過ぎ行くなり。到り着けば、かの滿洲使節入口にありて、余等を一室に導く、其處に首相在り、四人の Colas 之に侍せり。此の四人は何れも其帽に赤色の釦を着けたるが、中二人は黄色の短衣を着けたり。スタントンの歸り來るに及びて、首相の目的の、支那皇帝に宛てたる英王の書簡の内容を知らんと欲することにあるを知れり。されば、其寫しがスタントンより與へらるべき約束こそなりたるなれ。然して、又た余の意見書に述べたる如く、余が支那式の儀禮に従ふ代りとして提出せし、支那皇帝より英國皇帝への辭禮を成し得べくんば、省略し得べき方法を講せんとするにありき。固より首相が余の意見書の未だかの使節の手中にある際、之を見たるは、瞭かなることなり。是に於てスタントンは、此の意見書を余の手より取りて、公然首相に渡せり。

九月九日(日曜) 朝 かの使節等の三名來りて余に勸むるに、余が要求せし相互對等の辭禮の撤廢

を以てせり。されど、余は、附屬國王の爲すべき臣下の禮と、一大獨立國王の側の慣例たる禮儀との間に、禮儀として其間何物か畫然たる區別の存すべきものなるを主張せり。余は、竊かに思ふ支那皇帝は斯くの如き問題よりして惹起せらるべき禍難を知らず。されど、又た彼れが現時の態度よりすれば、此の件も余の希望の如く調定せらるべきものとも察せらるゝなり。

九月十日(火曜) 此日、滿洲使節等の三名來り、禮儀に關する前日の談話を始めたれば、余は此の間に於て彼等に云へり。即ち大使たるものが、其自國の君主に對するよりも、他國の君主に對して、更に丁重なる臣下の禮儀を致すべきものなりと云ふは、決して其當を得たるものにあらず、但し丁重なる禮に答ふるに、丁重なる禮を以てせらるゝこと、確かなる場合にありては、此限りにあらずと。是に於て彼等に問ふて曰く、然らば英國王に對して表はすべき禮儀とは何ぞやと。余は之に答へて、そは一方の膝を屈し、陛下の手を接吻するにありと云へり。彼等聲を高めて曰く、然ば其の如く支那皇帝に行ひたらば如何と。余曰く何時にても可なり、余は余等が主君に致すべき其禮を以てして、貴下の皇帝に對せんと欲する最も敬愛なる態度たるを思ふ。余は、此の禮法を彼等に示せしに、彼等は表面上より非常なる満足を示して立ち去れり。午後、趙大人のみ余を訪ひ來りて、彼れが首相に會ひ此の禮義のことに關し、長時間の會談を爲したること、及び其結果英國式の禮法(そは今朝余が彼等に示したる如き)を採るべきか、支那式に依るべきか二者の一を撰むことゝなりたること、又た其撰擇に就きて

は、彼に於て未だ決定し居らざることを報せり。

之に對して、余は、一言も發せざりし。後、間もなく彼の使節來り禮法の事に關しては、英國式を採用することに決せしが、皇帝の手を接吻するは、支那の國風ならざるより、此の一事を廢して、其代はり兩膝を屈することゝすべきを申し出でたり。余は之に應ひ、已に余の云へる如く、支那人が其身を平伏するが如き、重要な場合に於てのみ、英人は片膝を屈するなりと云へり。彼等は云へり、然らば、皇帝の手を接吻する一事だけは省略すべきなりと。余、之を承諾せしが、尙ほ曰く、接吻を省略したる斯くの如き禮は、貴下等の製造したるものにして、余は、貴下等の提議に従ひたるものなることを承知せられよ、實に斯くの如きは、禮の完きものにあらずして、余にありて其の完全なるものを切望するものなるを承知せられよと、斯くの如くして、此煩はしき談判の局を結べり。此の談判によりて、余は支那朝廷の特徴と、其の廷臣等が己れを尊大振る外交的話振とを觀察するを得たり。

九月十一日(水曜) 午前九時半 使節等、三名來り余を首相の許に導けり。彼は親しみ安き態度を以て、余等に接せり。余は劈頭、余が旅行の疲勞より回復せるを述べ、然して斯く彼れに面謁し、英王より支那皇宛書簡の速達に就きての希望を表はし、以て此間の意思疏通せざる憂を芟除し得るの機會に接したるを喜べり。

次に余は云へり。業既に幾度か皇帝の御機嫌を伺ひ、聖壽無窮にして、其の國民益、惠澤に浴し得べ

き多幸なるを喜びしのみならず、尙ほ、西歐の大王も、斯かる消息を知るに至らば、必ずや東亞大帝の前途を祝福せらるゝならん。首相亦た辭禮を致すところあり、而して述ぶるやう、大使の遣はされたる國や遠隔の地なり、其齎らざるものや希代の珍品なり、斯くして、從來不易不變の支那慣例も、今や多少の寛裕の施されんとす、英國式の禮式を遵守するも可なり、英王の書簡を皇帝に直送するこれ亦た不可なりとせずと、斯くの如くして第一次の困難は過ぎ去りたるなり。來る土曜日は、朝廷に於ける大祭日なるより、此日を卜して、余は、皇帝に拜謁し得べき榮を擔ふことゝなれり。此の會談は、可なりの長時間に亙りしものなるが、此際、彼は余等一行が航海中のことに關し、例へば何處に何の目的を以て滞在宿泊せしか等を問ひぬ。余等の交趾支那の *Thion* 灣に寄港せしを聞くと、そは、支那の貢國にして、支那の膝下に屈居するところなるを話せり。尙ほ、彼れは、英國と露國との距離を問ひ、此兩國は親交國なりや、伊太利、葡萄牙は英國の近隣に位するか而して英の貢國なりや、否やを問ひぬ。余は支那里數法によりて英露兩國間の距離を告げ、尙ほ語を繼いで曰く、英國は現在世界何れの國に對しても敵視し居るものならず、故に露國とも、他の諸外國同様、平和的交誼を結び居れり。されど、現時此の兩國間に於ては、以前の親交稍、薄らぎしものゝ如し、其故如何となれば、英王——平和を愛し、正義を守り、弱者を憐む、其の英王一度び起ちて土耳其に關する露國が蠶食政略を抑壓せんと欲したるに、基因す。伊國も葡國もともに、英國の貢國ならず、されど、上述の如き、世界各國の平和の爲めに、正義を希

望して權勢の均等を願ふものから、英王の此等兩國を保護し以て其の交誼の厚きを例示したること一再にして止まざりしと。余の起ちて辭し去らんとするや、首相は余の手を執りて、向後の親交を求め、不日、北京なる圓明園に於て親しく面晤し得る機會の多からんことを希望し、朝廷の熱河にある間は、到底多忙の身、寸暇だにあるなく、殊に頃日は、皇帝の大祭舉行の諸準備等諸般の事務繁きを云へり。

九月十四日(土曜) 午前四時 余等は萬大人と趙大人の兩人とに送られて、朝廷へ出向せり。余等の宿舎より此處まで三哩程隔つるより、一時有餘にして達せり。進行の列は、樂隊、衛生隊、轎子若しくは馬に乗れる文官、武官の大使一行にして、壯觀を呈せり。余は斑點を爲したる桑の實形の模様ある天鵝絨に、金剛石の星章及び襟紐を着け、ナイト(騎士)の勳爵を表彰するの外套を着けたり。サー・ジョージ・スタントンも、又一面に刺繡せる天鵝絨を着け、オクスフォード大學出身の法學博士なるより、廣く寛き緋色の絹を着たり。余が斯くの如き瑣細の點まで留心するは、偏に機を見て、此の東洋の風俗、習慣、思想に適合せんことを力めたるものなり。余等は、公園の入口にて下車し其處よりは徒歩にて、帝の御座所の方に向ひしが、御座所の側に、豫め余等の爲めに準備せられたる大なる美しき天幕内に導かれぬ。待つこと一時間にして太鼓の音、音樂の調べ起り、龍駕の近寄りしを報せしかば、一同天幕を出で、綠色の絨氈の上に進めり。帝は輿の上に座したり、輿夫十六人之を捧持し、傘を

持するもの、大旗小旗を持するもの、有司百官其後に扈從せり、帝の通過の際、支那臣民は、何れも例の

伏拜を爲せしが、余等は片膝屈拜の禮を以て之を迎へぬ。其の玉座に着かるゝや、余は天幕の入口に赴き英王の書簡を入れたる黄金製の箱の、金剛石の裝飾を施せるものを奉持して、慎重の態度を執り、靜かに進みて側面の階段を登り、帝に親しく之を奉呈せり。帝は、之を首相に渡す、首相は、之を座蒲團様のものゝ上に安置せり。是に於て、帝は、英王に贈るべきものとして、平和幸福の表象たる玉如意を余に與へ、英王と彼とは、向後常に親善ならんことの希望を述べたり。此の贈品は、帶白色の瑪瑙様の石にして、長さ一呎半許、珍妙なる彫刻を施されたり、支那人には、無上の貴重品とせらるゝものなれど、余の見たるところにては、然か思料すべき價值を有せざるが如し。



見 謁 の 使 大 國 英 る け 於 に 河 熱

如意を余に贈れり。之と同時に、彼れは、余の奉呈したる美しき瑛瑯細工を施したる時計二個を受け

たり、そは、金剛石を鏤めたるものにして、余の豫め斯かることのあるを知るや準備せしものなり。帝は之を打ち眺めたる後、首相に渡せり。サー・ジョージ・スターントンには、余が死去せるが如き場合に於て、余の後繼として、全權大使の任務を盡すべき、命令を受けしものなれば、余は此の由を述べて、皇帝に紹介せり。やがて、スターントン進み出で、余の如く片膝屈拜の禮を行ひたる後、美麗なる二挺の空氣銃を奉呈せしが、余と殆んど同様なる帯綠色の玉如意を帝より拜受せり。之と同時に、余等一行の紳士は、何れも此他種々の物品を拜領せり。是に於て、余等は御座所の階段を下り、帝の左側に並置せる卓に着けり。同時に右側には、滿洲諸王及び支那官憲等、其の位置の順に従て着席せり、何れも位置相應の禮服を着けたり。此等の卓には、何等卓布を用ひらるゝなく、山海の珍珠唯だ其上に配置せられたり。皇帝は自己の食卓より數品の馳走を分ち、これと共に支那人が酒と稱する一種の液體を余等の下賜せられぬ。此種の酒は葡萄より醸造せしものにあらずして、米、草、蜂蜜より製したるものなり。後半時程經て、スターントンと余とは、召し出されしを以て、伺候せしに、御手づからの酌によりて、溫き酒を賜ひぬ。依つて、余等は、帝の御前にて飲みしが、寒さ酷しき朝に似つかはしくも、飲んで以て心身共に暖き快感を覺えぬ。

此際問はれし諸種の事の中に、英王の年齒を尋ねられたれば、其答を爲しけるに、帝の如くに、八十二歳程の高齡まで達せられんことを希望せられぬ。帝の威風は、凜然たるも、尙ほ其中に親愛謙讓の

徳は、自づから現はされたり。實に余等に對する帝の待遇や、慇懃にして、至れり盡せりとも謂つべし。其風貌を觀るに、嬰鑠として、壯者を凌ぐものあり、誰ありてか、之を六十歳以上の人なりとせん。食品を運び、又は食事を爲す際の順序、及び規則の嚴密なるや、驚くに堪へたり。何れの法式も靜肅



帝隆乾るたし映に眼の人外

に、嚴肅に行はるゝ如き聖餐式の典禮に稍、似たりとも稱すべきか。御座所なる天幕張りの假屋は、圓形にして、其の直径二十四五ヤードもあらんか、其處に樹てる多くの柱は、其位置により鍍金せるあり、着色せしあり、又た、漆を塗りたるものあり。此内に配置されたる諸道具は、一見装麗と華美とを表示せり、諸種の掛物、敷物、屋根、窓及び諸種の總類は、形狀位置の調和に就きて、色彩の變化に關して巧みに整理せられたるより、之を全躰として見るも、快く感せられ、此等眩ゆき虚飾を知るも、爽快と靜平とよりする快感は聊かたも攪亂せらるゝことなかりき。

此の儀式の特長として觀るべきは、靜かなる威嚴なり、亞細亞の特色とせる謹嚴なる盛觀なり、此等は實に、歐州式精微の未だ到達せざるところなり。

Tatze 即ち Pigu の大使三人 Calmucks の大使六人(回々教徒なり)も、此式に臨みたるなり、されど此等の出席も注意を惹くべき程のものならざりし。尙ほ五時間繼續したる此の式典中に、相撲、宙返り、綱渡り等諸種の余興催され、何れも演劇の表情を仕組みたるが、御座所の前面に行はれ、場所甚だ遠かりき。

斯くの如くして、余は「榮華を極めしソロモン王」を見たり。余は以上の如き光榮に對しては、嘗つて幼少の際見たる人形芝居のことを想起せざるを得ざりき、此芝居こそ「榮華を極めし……」とは云ふなれ、其の當時余は之を以て、人力を以て得らるべき限りの至威至幸の實現せられたるものなりとの感に堪へ得ざりしものなり。

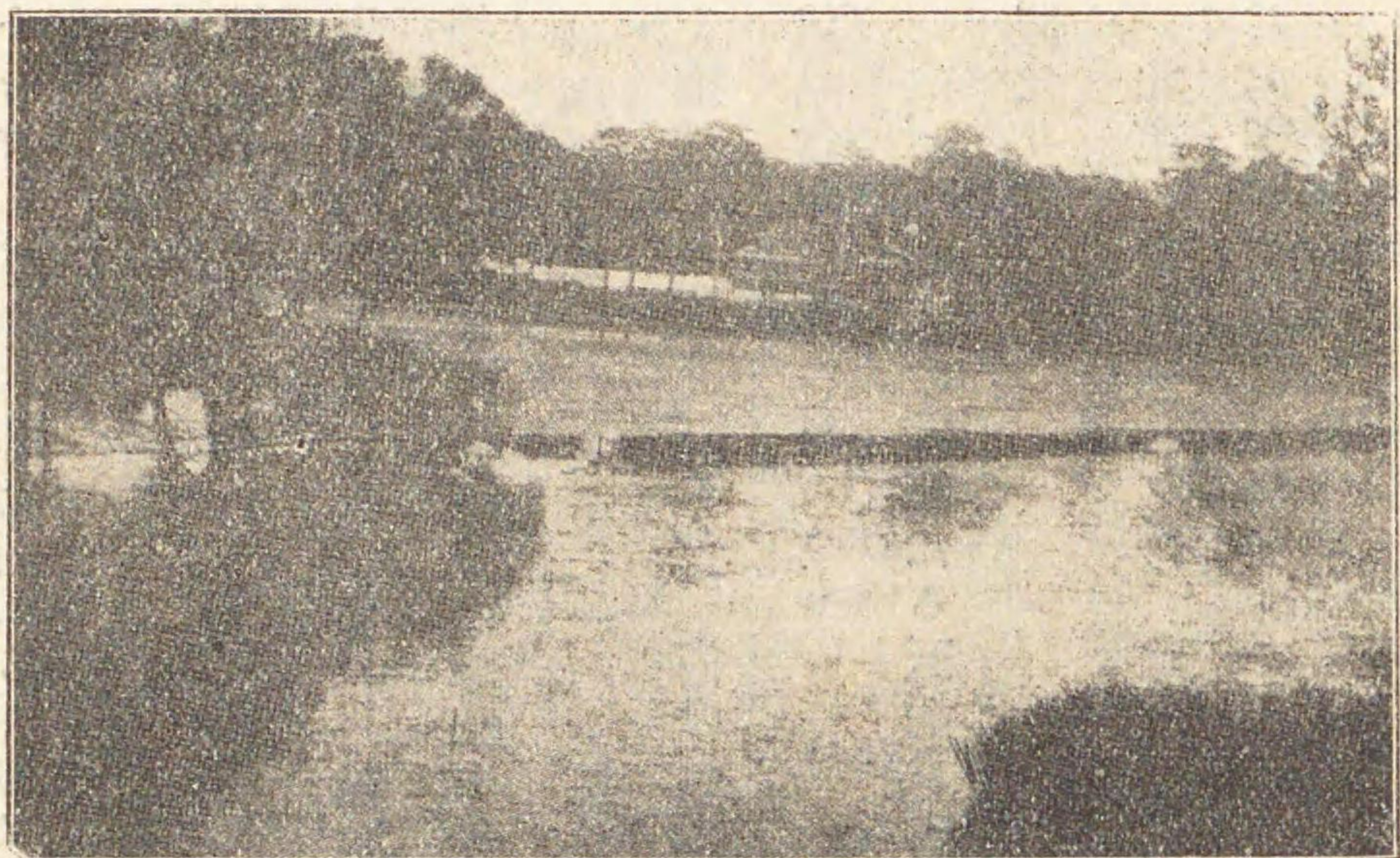
九月十五日(日曜) 余が支那旅行中に於て感興を惹くべき種類のものは、悉く之を視察したること偶々以て天聽に達したれば、是に於て熱河の庭園公園を余等に觀覽せしむべきの命、首相に下れり。此の庭園は、萬樹園と稱す、これ諸樹蒼鬱たる樂園なるを意味するものなり。

無上の光榮として考へらるゝ如き感謝の意を表せんが爲め、余等は、朝三時に起きて宮殿に赴き高位の朝臣等と共に、帝の出御あらせらるゝまで三時間其處に待てり、斯くの如きは、支那の禮なり。漸くにして出御あらせらる、帝には例の如く輿に坐し十六人の輿夫をして、之を運はせ、伴ふものは、無数の護衛兵、樂隊、旌旗及び傘なり、やがて余等が正面の列に立ち並ぶを御覽せらるゝや、近く進み出でよ

との合圖ありて、其臣下に停止すべき命下されたり。帝は、親しく余等と會談せられ、今は日常其例と

せる朝時の祈禱室に赴かんとするところなるも、余等の宗教同一ならざるより、敢て其所に伴はざれど、庭園の案内は一切首相に依頼し置きたれば、就きて欲するまゝのものを見るべしとの仰ありき。

熱河避暑山莊 下位のものに對し毫も傲慢の色なき帝の態度を褒揚し、熱河にて余が觀たる事々物々、常に余が嘆賞の感を昂め行くを述べ、帝前を退けり。而して帝の朝禮塔に赴きし間に、余は首相及び諸大臣に導かれて、豫め余等の爲めに設置されたる假屋に到れり。此處に簡單なる食事を濟まし、後此の驚嘆すべき庭園を觀んが爲め騎馬にて出發せり。余等は此の美しき公園を三哩餘行けり、其監理法の整備せる驚くに堪へたり、英國ベッドフォードシャー Bedfordshire のルットン Linton 近郊に甚だ似通ひたるところあるを認む。土地は



緩く高低し、林は夫々、巧みに對照の美を傳へて、市松模様配置されたり。進み行けば、面前に一大湖現

はれぬ、見渡せば其對岸は遠く渺茫の中に消えたり。此處に一大ヨット余等を待てり、而して無數の小ヨットは、從者等を迎ふるものなり、何れも大總小房旌旗等を以て極めて美麗なる裝飾を施せられたり。余等に特に興味ある事物を観らるゝ限り、其都度何處と云はず、上陸して之を見たり、斯くて此の航行中四十回乃至五十回、夫々異なる宮殿若しくは假屋に止まれりと云ふも、敢て過言にあらず。此等諸船の内部には、裝飾品其他完備せられたり、即ち御獵巡幸の繪畫、碧玉瑪瑙にて飾れる珍奇なる花瓶、美麗なる陶器漆器、歐洲製の各種の玩具及び地球儀太陽系儀、掛時計、自動音樂器等其精巧なるもの高價なるもの、ともに一行を驚かしめ、一行の齎せし贈品も、之に較ぶれば甚だ誇るに足らざるの感を抱かしめたり。然るに、尙ほ、此等のものとても支那婦人室に備へらるゝもの、又は、圓明園の歐洲製諸品倉庫に藏めらるゝものに比し、遙かに劣るものなりと云はる。各假屋には玉座設けられ、其一側には、平和幸福の表象たる玉如意備へられたり、こは昨日皇帝より英王にとて、余に賜はりしものと相似たり。

北京 十月三日(水曜) 此朝、余は甚だ進まざりしも、圓明園に赴けり、余の達せしや、既に首相及び其弟等は、着座して余を待てり、他の大臣は一人もあらざりき。やがて首相は珠山(舟山)より郵便にて送り來れる數通の書を余に渡せり、其一通はキャプテン、マッキントッシュ Captain Mackintosh に宛て、其部下なる一等運轉手より來りしもの、而して余に宛てたる二通は、*Sir Erasmus Gower* より差

出されしものなり。其等は如何なる通報を齎らせしかを問はるゝまゝに、其要領を話せり、即ちライオン號は、至急珠山を出發すべき準備中なれど、ヒンズスタン號は、其船長乗り込まざる間は、出發することを得ずと。余は、此等の書狀を開きしまゝ、首相の手に渡せり、これを以て、余は彼れに爲さる余の報告に就きて、彼れの疑を解かんが爲めなりき。彼は又た曰へるやう、余の病めるを聞召され、余の渡清以來數人の從者の死せしを知らせられしとき、外國人等が、少なからず北京の嚴冬に苦しめらるゝに留意せられ、若し余等にして降霜の節以前に、支那を出發せざれば、健康上以外なる危害を被ることなきかを憂慮せらるゝ。首相又た余が已に書狀を以て申述べたる新年の祝典宴會に就ては、既に熱河にありし、如き娛樂を反覆するに過ぎずと云へり。是に於て余は、寒氣に對して、弱きものならざれば、北京の冬を意とするものにあらず、殊に余は既に防寒の用意さへ整へ居れるを答へぬ。此の問題に就きて數回語を交はしたる後、余は彼れが熱河にありしとき、余に約せし好都合なる望を、今に於て回想せしめんと欲せり、即ちそは彼れが圓明園に於て會見するの機會多かるべしと云ひしによれり。之れが實施せらるれば余は其の初回に於て余が英王より受けたる訓令を、充分に彼れに説明し其中の諸點に就きて談判を試みんと欲せり、而して又余は、今に於ても、尙ほ從前の如く、余の使命に就きて腹藏するところあらざるを知らしめんとせり、されど、歐洲に於て見らるゝ如く、余が常に支那朝廷内に居住し、而も其費用は凡て之を英王の負担とすることの許されんことは、英王の希望にして、此の法

は、斯くの如き二強國の君主の間に、確乎たる友誼を維持するの利あるを知らしめんとせり。余は、斯くの如き見地よりして、支那皇帝にありても、又英國へ大使を派遣せられんことを請ふべき命を受け居るを云へり。而して、其の大使のことに關しては、余は誓つて充分に満足せらるべき處置を取るべく、而してそを英國に送り、又た安全に支那に歸らしむる爲めには、凡ゆる必需品を具備したる船舶を使用するが如き方法を講せんと欲す、禮遇の限りを盡すべきは云ふを要せずと。是に於て、余は、余の主として要求すべき特典を概括して、説明せり。但し此の際にありても、余は、要求がまじき言辭を避け、之に禮節を失ふことなからしめ、尙ほ支那の如何なる事情に對しても、聊かだも支障なきが如くに、其の態度其の言辭を慎めり。而して、此の特典たるや、之を求めんが爲めに、余を送りたる英王に對する仁慈友愛の好箇の表示たるべく、其臣民たるもの、亦た之によりて常に支那皇帝の保護、好愛に酬いんとする微意の足らざるをのみこれ恐るゝに至らんと。

首相は例の如く話頭を轉じて、斯くの如き點に論じ入るを避けたり、實に此論點たるや、彼の前途甚大の困難を投與する所以のものなればなり。されば、彼れは余の健康状態に就きて話を進め、皇帝が余の出發を勸告せらるゝも、主として此の點に存し、若し余の健康状態にして耐ふるあれば、帝は喜んで、余の滯留に同意せらるゝなりと云へり。

此の會談より、又た首相及び其二人の同僚の態度より見れば、余の職務に關して不利益なる推論を

導くべきに至りしも、尙ほ余が此の處を辭し去らんとするや、彼の事局に對してなせる言辭は、余にとりて無上の尊敬と便利とを與ふるものなりき。されば、余の通譯者さへも、余が談判の前途に於ける光明を祝し、必ずや好結果を齎らすものあらんとまで云へり。然るに余が歸宅するや、余は別人よりする二つの通信を受けたり。之れに依れば、英王に宛てられたる皇帝の回答狀は、已に草せられ、今や支那語をラテン語に翻譯中なりとあり。余は、之を以て、支那朝廷の抱懷せる意思を明白に表示せるものにして、余の出發を督促せる一種の命令なりと見做す。實に余が懸念する如き事實の根據は、明かに存在せるが如し。今まで此の處にありし萬大人と趙大人との語によれば、余は明朝宮殿に於いて首相と會見すべき、意味の書狀を首相より受くるならんと云へり。又た此の際に於いて英王に送らるべき、皇帝の書狀は余に渡さるゝこともやあらんといへり、茲に彼等はもやと云へり、而して這般の消息を確實に承知せざるを裝へり。而して彼等は更らに之れに附加へて其の際には即時出發の許可を請ふべきを有利なりと云へり。是に於て、余は想像す、彼等必ずや、斯くの如き陳述を爲すべきやう命せられたるものなりと、實に彼等は、余等の出發を促進するが如き言辭を弄すれど、其態度に於て、悄然たる風の見ゆるは、之を蔽ふべきにあらざりき。これ、若し、余等にして、大使の職責を全ふし、其目的を達し得たりとすれば、彼等は夫れよりして生すべき利益を豫期したるに、今や其意を得ざるのみか、余等の應待員として撰出せられたるよりして、進級昇進のことも殆んと望むべからざるに至

れり。

十月三日 (木曜) 早朝、滿洲使節來り、首相及び諸大臣にありては、此の市の宮殿に參集せらるべき筈にして、余にも成し得る限り速かに臨席すべき希望なるを報せり。此時、余は、病床にありて起床甚だ覺束なき、状態なりしかば、斯くの如く不快に感じたる使者は、未だ且つてあらざりしことなり。されど、余は蹴然床を放れ、此の召喚に應じ得る準備を整はしめ、時を移さず、其處に趣けり。到り見れば、斯くの如く嚴正に時間を確守するの要はあらざりしなり、首相及び諸大臣の居揃ふまでは、三時間を俟たざるべからざりき。遂に、余等は、導かれて廣き庭園を二三通過し、莊麗を極めたる橋を數多渡りて正殿の大階段の下に到りぬ。見上ぐれば、殿上には黄色の絹を以て蔽ひたる肘掛椅子並列せられ、其處に嚴然と構へたる支那の屏風あり、其處に英王に送るべき皇帝の書簡安置されたり、余等は例の敬禮を行ひ、然る後ち、正殿に進み入りぬ。是に於て椅子と書簡とは仰々しき禮を以て余等の前に持來たされたり。

首相は、此等一切の慣例禮式の意味を余に説明したる後、其後に蔽ひなき書簡は、英王へのものと、同時に余の家に送るべきものなるを話せり、されど、其内容につきては一言も云ふところあらざりき。次に、彼れは、黄色に包み上げたる幾多の束の整然と並べられたる卓を指し、其等の諸品は英王に贈るべき皇帝の贈品の殘餘にして、其の所に又た余に贈るべきものも、余に隨ひて英國より來りし人々の

ものも存在せるを云へり。

凡て、此間に於ける首相の態度は平素の慇懃を欠きしのみならず、態とらしき抑制硬固の風を示せるが如く見えたり。彼れの斯くの如く、装ひしものから、更にまた、余が彼れに致したる美しき大形の贈品に對して、彼の斷乎として拒絶せるより余等に對する彼れが嫌厭の情を實際に於て然か信するに至れり。これ彼れが此の拒絶を爲せるは、惟ふに彼れが嘗て余に云ひし如く、贈品を受けたるもの責任や、重大なりてふ見地よりせるものなること明なればなり。諸大臣等にありても、余の贈品を受くるを固辭して動かす。

今や、余は、疲勞衰弱の極に達せるを以て退去の許可を首相に請へり。されど、先づ昨日彼れに話したりし點に就きて彼れの注意を促せり、此の點を解決せよとは、英王より特に書簡中には表はされ居るものならねど、余が英王より命せられたるものたるなり。而して余は今や語を交ゆるに得堪へねば、此の點に就きては、サー・ショー・ジ・スターントンと談合せらるべきを求めぬ。彼は之に應じて余の要求は、書面を以てすること苦しからざるを云ひしが、其語調や、要求の到底不成功に終るべきを暗示せる如く響きぬ、而して特に余が過日送りし書狀の主意は、全然黙暗々裏に葬り去らんと欲せるが如き口調なりき。斯くの如き語調は、昨日の會見に余等の相分れんとする際の彼れの舉動より推して然るべきものとせらるべし。

余は、首相宛の書を認めて、之を送れり。そは今朝、彼れの余に求めしものなり。余の此の書を書けるや、一刻の猶豫もなざりしが、さりとて其効果のなきことも知れるなり。そは、英政府より受けたる訓令の拔萃より成れる主要なる六項にして、それも成し得る限り、短縮せしものなり。

(第一) 英商人をして珠山(舟山)、寧波、天津の諸港に通商を許すべきこと。

(第二) 以前露人が爲せし如く、英商人にも、亦た其の貨販の目的を以て、北京に一倉庫を有せしむること。

(第三) 珠山附近に於て、城砦を有せぬ孤島を以て、英商人が賣れ残りの貨物を收容する倉庫とし又た、之を監督せんが爲めに彼等の居留地たらしむること。

(第四) 廣東附近に於ても、同様なる特權、又は何等か他の恩典を彼等に與ふべきこと。

(第五) 媽港と廣東との間に於ける通過税を廢止すべきこと、少くとも千七百八十二年の標準迄低下せしむべきこと。

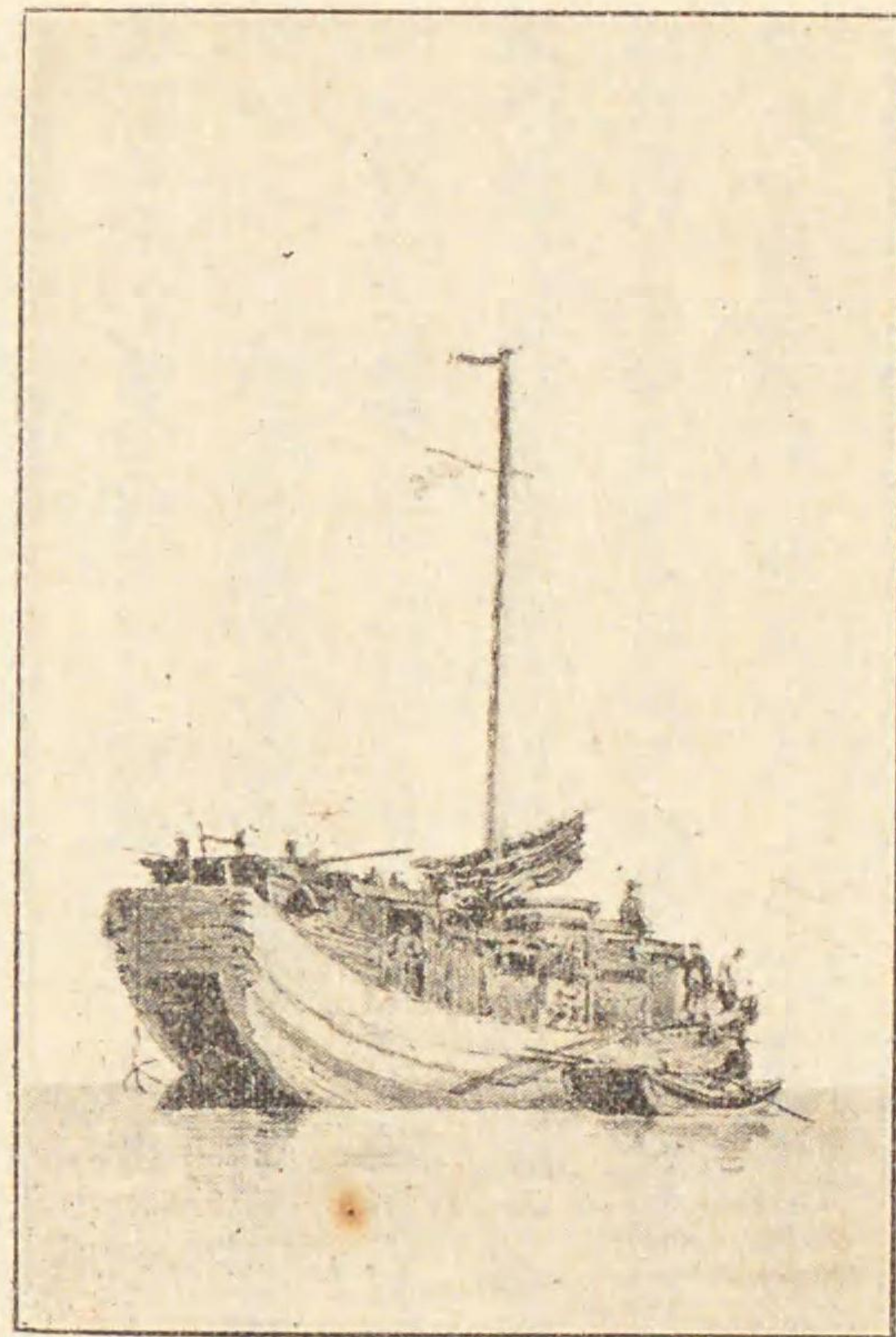
(第六) 英國商人、及び支那皇帝の許可を得たる居住者には、税の強制を爲さざること、而して其後者に對する免許狀の寫しは、從來許可の眞僞に就きて之を見るを得ざりしも、以後は之を彼等の下附せらるべきこと。

通州 十月七日(月曜) 此日、正午余等は、北京の宿舍を出で舟山に赴く。此際此町に於て、余は大臣

邸を訪ひしが、既に余を迎ふるの準備成り、軍機大臣和琳?及び顯貴の諸官居並び、何れも盛装をこらし得たり。其の處に黃絹を掛けたる机ありて、其上に二箇の大なる卷紙の置かれたるあり。大臣之を指して、其一は彼が要求に對する勅答にして、他は勅諭類の目錄なるを云へり。此の時、余は希望すらく、余の要求にして皇帝より幾分にも、快く容れらるゝことを得んには、此の皇居所所在地なる、都を去るに際し、當然伴ふべき遺憾の情を幾分にも、和らげ得ることにもなるべきを述べたり。然るに、彼は、斯くの如き言辭の禮を少なからず異様に感したるものゝ如く、其場遁れの事物を考へ、而も妥當なる返當を爲すなきに苦しむや、直ちに話頭を變へ、諸種の事情の中にありて、余輩の滯留中、余輩が會議事項の相當の効果を收め得たらんことを希望すと云へり。次に余を舟山に導くに、皇帝は特に侍郎松筠を任命せるを云へり。是れ蓋し、彼れは余を以て之に同意するものと思惟せしが如し。大臣は、此の間其容貌に故意とらしき笑を湛へたりしが、其弟等は頗る不快なる色を表はしたる如く思はる、余は茲に此の表面に見はれたる状態よりして、其處に何等かの秘密存在し、又大使事件に關する陰謀は、恐らく進行中ならんも、尙樞要の地位にある人々に於て、意見の不統一を出來したるものなるを疑ふべき理由を有せり。

十月十日(木曜) 此の日午後萬大人來り余に告ぐるやう、侍郎松筠は勅旨を受けたれば、其旨を余に通せんことを希望せりと。然して間もなく松筠のヨット此方に間近く進み來るを見たり。

彼れの辭し去りし後には、萬大人と趙大人と此の夕を語り過ごせり。此の二人の語るるところによれば、余等が、此の旅に使用せられし船は、ヨット荷足及び支那隨行官吏等の乗船等總てを合して四十艘而して、此の行に隨ひたるものは、數千人に上れりと云ふ。又た支那皇帝は、此の旅費として一日五千兩（一兩は六志八ダィムに當る）の支拂を裁可せられしが、尙ほ之にて不足を告ぐる場合に



英大使乘坐の支那船

は、其の通過の地方より、之を徵收すべきにありといふ。又た、余等が北京に於ける住宅料として賦與せられしは、一日一千五百兩なりしも、決して充分なるものにてはあらざりしと云へり。成程大使に對する給養は、莫大なるものには相違なかりしも、斯く程まで巨額の金を要せしとは、到底信すべきにあらず。此巨額が皇帝の下

に要求せられしは、或は然らん、されど請求額と、

支出額との實際に於て甚だ相違せるものあるは、常に余の見る所なり。これ皇帝の裁可が或巨額に對して捺印せられたりとするも、支那人等が所謂官廳の障害——此の障害たるや、其の數に於て多くの事に就きて煩なるものなれば、斯かる障害を経て、最後の場所に到る頃には、其巨額も殆んど零ゼロに等しき價值のものたるなり。此の一例として、余は、嘗て趙大人が余に語りたるものを記憶す。即ち往年廣東地方に洪水ありて、或村の如きは、全村僅かに身を以て免れし如き、窮狀を示したることありき而して此の地方は、皇帝が曩時狩獵を試みられしところにして、五十萬兩の御下賜仰せ出されたり、然るに此の額の中より第一禮部は、二萬兩を取り去り、第二は一萬兩、第三は五千兩斯くの如く順を追ふて進みたる最後憐むべき遭難者慰撫金なるものは、遂に二萬兩内外のものとなれりと是に於て、余はかの支那が誇りとする、道なるものは、他の何れの國の道德よりも優れりとなすを得ず、孔子の子々孫々は、實に西歐諸國の慾張り神の子孫の如き果敢なき物質より形成せらるゝものと云はざるを得ざるなり。

十月廿一日（月曜）此朝、余は、侍郎松筠を訪ひ、長時間に互りて、彼れと會談したり。時の主要問題は英王に宛てたる支那皇帝の書簡に就きてのものなりき。

最後の書簡を書き終り、現在松筠の一行中にありし秘書官も、余等の間に加はりぬ。彼れは余が不平の一條たる即ち十月三日附、英大使書簡中の要求條項が、英王よりせられしものにあらずして、該大使の意思なりと想像せられしことの其の一條に對して、頻りに辯解するところありき。彼れが余に與へたる説明によれば、そは政略上一種の謎にして、許すべからざる要求を避くる朝廷の計略なり。これ支那上流の人士は、一の君主が他の君主に對して要求を爲すに當りて、到底入れられざることを

知りて、尙ほ敢て之をなすが如きものなしとするを以てなり。此故に以上の如き要求は、君主たるものより爲すまじきものにして、當該大使たるものが、其書簡を送るに際して、其の君主には通することなくして、唯だ己れ一人の意見を以てして、斯かる不都合なる要求を爲せしものなりとの決論は、當然に來ることなるなり。

斯くの如き説明の法は、英王に對しては如何程の敬意を致す口實を供ふるも、英大使たるものに對しては、甚だ面白からざる陳述なり。されど、余は彼等の信するまゝにし、敢て争ふことをせざりき。余は余が英國々教を支那に傳播せんと希望を有するが如く、想像せられ居るを知るに及んで、其意外なるを書面を以て松筠に通せしに、彼の、云へるやうには、余等は他の歐洲人の如くに見做されたるものにして、其等歐洲人は、已に業に、其宗教を傳播せんが爲に、熱心に活動したるを以てなりと。余は之に答へて曰はく、歐人が如何なることを行ふとも、英人は未だ嘗て他宗徒を惑はし誘はんとしたることなし、これ、宇宙の最大支配者なる神は、或る信者にして眞摯なる信仰を以てすれば、其宗教上の形式が如何様なるものにてあれ、決して之を咎めらるゝことなきを知らばなり。英人は斯くの如く布教の必要を以て、支那に來りしにあらず、見よ廣東媽港の英商人には如何、他の歐洲諸國が伴ひ居る如き宣教師類は、一人もこれなきにあらずや、余に於ても無論其の如し、余が使命の布教の類と全く相違せるものなるには、亦た余が一行中一人として僧たるものあらざるを見ても、明かなるべし、余の一

行は、悉くこれ邪を捨て正に入り惡を去り善に就きたるものとして、其身を慎み、又た慎しませられしものゝみなり、敢て何の必要を以て他に其信仰を強ひんや、書中にも述べし如く、實に英人は、其遠き古に於て葡萄牙人や其他歐洲諸國の宣教師と同一の宗教なりしも、後、他のものを採用せり。されど、余等英人と彼等との間に於て、相違せる要點は、英人は彼等の如くに或る他教の信者を自己の信者と爲さんとする如き努力を有せぬことにありとす。尙ほ序でなから、余は余等英人が、以前に於て他の歐洲宣教師等と同一のものなることの支那に於て知られ居たるに驚かざる得ず。斯くの如き説は恐らく該宣教師等の口より生せしものと思はる。彼れ之に答ふるに皇帝の書簡中には、斯くの如き事實を發見せられず、少くとも、支那語又は滿洲語のものには、これなきなり、若しラテン語のものに於て見出さるとすれば、そは翻譯者の誤謬にあらずんば、惡意によるものならんと。

余は、該書簡に就きての觀察論を繼續し、第一の書簡には、皇帝は英國公使が、常に北京に居住し得べき旨の要求に注意せしが、(これは同意せられざりし)余が使命の一面は、特に之に言及するを避け、英國商人が丁寧親切の待遇を受くべき一般の確證をのみ述ぶるに力められしを云へり、而して第二の書簡は、余を以て一種の奇なる宗教上の企畫(そは余が既に述べたる如き)を爲すものとし、又た余が全然否認せし一種の獨占權に對して、余が野心を抱きしものゝ如く、余を責めたるものゝ如しと云へり。余等が余等英人の好遇を希ひしことは、事實なるも、皇帝の餘光にして、他の歐洲諸國民に垂るべ

からすと云ふが如き非望の念を有せざるものなりと。更に余は、廣東に於ける不平の集點たる諸種の不幸壓抑に就きての論を今繰返へし始めたり。此事たる、余の見しところにては、皇帝の書簡中には、巧に隱匿せられ、變更せられ居れば、無視放置しあるの、寧ろ當然なるばかりに見えたり。されど此の事件たる、余等英人にとりての、最も重大なるものなれば、速かに之が救済の策を講せざれば、廣東の通商は、萎靡沈滞せん、而して支那にとりての不利益も、亦だ是より甚だしきものあらざるべきを云へり。松筠は、余に請ふに、余が該書簡の通讀より感じたる如き、不安の情を放棄せんことを以てし、其書簡は、英大使若しくは余に不便宜、不快なる件を提出せんとしたるものにあらざるを言明し、尙ほ支那の法律及び慣例は容易に變ふべからざるものにして、皇帝は、其嚴格なる擁護者として、如何なる事由も之を犯すを得ざるものたるを、余が了承せんことを希へり。此の故に、彼は刷新等の僅少たも發せざらんことに留意し、余等が致したる特殊の要求に直ちに應諾するが如きを避けたり。されど彼れが此の態度によりて、直ちに彼れは余等及び余等が腐心せる事件に對して、全く冷淡なりと推論するを得ず。何となれば、彼れは歐洲諸國民を疑ふとも、余等に關しては極めて同情ある見解を有したれば、之によりて廣東に於ける英人は、程なく其惠に浴することゝなるべければなり。彼云へるや、支那行政の大部は、大概諸總督の聰明と努力とに待たざるべからざるものなり。而して此等總督の行爲は必ずしも常に光明なるものゝみにあらざるなり、されど茲に殊に注目すべきは、支那官吏の

上位にして勅任官たる長齡が廣東の總督に任せられしことなり。此人たる諸外國人に對しては極めて丁寧深切なる人にして、又た其正式と誠實とは最近に於て浙江省の行政に於て、明かにせられたり。實にこれ斯の如き新事業に對して、最も其撰を得たるの人たるべきなり。彼れに與へられたる命令には、廣東に於ける紛々たる問題の原因を精査し、充分熟慮攻究の後、直ちに此の過まれる事物を悉く有効に改正せんことは、専ら其權内にありとせられぬ。斯くの如き事業は、少なからぬ時日を要すべく、其効果も容易に顯著ならざらんも、英船の到來によりて適當なる注意の彼れに與へられ、又た彼れよりは、合理的なる寛大の所置の英船に與ふることによりて、始めて其効を認むべしとすと、以上の好適なる彼れが言明に對して、余は満身の歡喜を抑へんとして抑ふる能はざりき。されど尙ほ余は彼に暗示し、以上の言を事實たらしめんが爲めには、支那皇帝より英王に宛てたる第三回の書狀を發せらるゝあらば、今ま余に與へられたる希望の、唯だに追従の類ならざるの確證となるべく、又た斯くの如き處置は余以外の人々の疑念を解くなるべし。而して此際更らに必要なるは、嘗て或る特殊の場合に於て、其原文よりの翻譯に奇なる差異を生せしより推論するに、此の場合此等の條件にして其儘に致し置かんか、或は又た他の誤謬を生じ、他の容喙を醸すの虞ありと想像するも敢て、不合理のことならざるべし。松筠は、余が第三回の書簡を得んと欲する眞意を察知したるが如きも、敢て素知らぬ如く、公衆の利益と云ふと雖も、支那朝廷の態度にとりては、左程の影響を被むるやうも思はれ

す、又た余の支那を去るあらば、代りて赴任する英公使は、支那朝廷の儀禮と相容れざることあらんかを憂ふと云へり。尙ほ、余に告ぐるに、彼れの見るところを以てすれば、皇帝は英國公使の禮節によりて次第に融和せらる、而して又た彼れが皇帝の抱懷せらる和親の情に就きて確言せしものは、決して余に對する友情なるもの、偶發せしめたるものならず、又た其職掌上の巧言令色にもあらず、これ實に彼れに興へられたる皇帝の書簡の字義通りのものとして（實際然かありしなり）解釋せしなり。而して尙ほ、余が杭州府に於て長齡と會見し得る時に至らば、彼れが以上腹藏なく述べたることの確實なるを知るに至らんことを云へり。

西紀一七
九三年 乾隆帝より英吉利國王への勅諭（原漢文、拉丁文）
（に翻譯各々一通）

(一)

咨爾國王、遠く重洋に在り、心を傾けて化に嚮ひ、特に使を遣はし、恭しく表章を齎らし、海に航して來庭し、萬壽を叩祝し、並びに方物を備進し、用ひて忱悃を將す。朕、表文を披閱するに、辭意肫懇、具さに國王恭順の誠を見、深く嘉許をなす。所有表貢を齎らし到れる正副使臣は、其奉使の遠涉を念ひ、恩を推して禮を加ひ、已に大臣をして帶領して瞻觀せしめ筵宴を錫與して、賞資を疊加し、用ひて懷柔を示せり。其已に珠山に回るの管船官役人等六百餘人は、未だ來京せずとも、雖も、朕亦優に賞賜を加ひ、恩惠を普沾して一視同仁ならしむ。爾國王の表内に懇請せる一爾國人を派して天朝に居住

國王恭順
の誠を嘉
許す

京城在住
の請願

し、爾國の買賣を照管せしめんとする一節、これは則ち天朝の體制と合はされば、斷して行ふべからず。向來西洋各國の天朝に來りて當差を願ふの人は、原と其の來京を准し、も、但だ既に來るの後、即ち天朝の服色を遵用して堂内に安置し、永遠に復た本國に回ることを准さず、此れ天朝の定制に係る、爾國王亦た知悉する所ならん。今、爾國王、一爾國の人を派して京城に住居するを求めんと欲す、既に來京當差の西洋人の京に在りて居住し、本國に歸らざるが若くなる能はず、又た其の往來して常に信息を通するを聽るすべからざれば、實に無益の事となす。且つ天朝所管の地方たる、至て廣遠となす、凡そ外蕃使臣の京に到るある、譯館供給、行止出入、俱に一定の體制ありて、其自便の例に聽かずことなし、今、爾國王、若し人を留めて京に在るも、言語通せず、服飾制を殊にすれば、地の以て安置すべきなし、若し必ず來京當差の西洋人と同じく其をして一例に服飾を改易せしむる、天朝亦從て人に強ゆるに、難き所を以てせず、設ひ天朝人を差して、爾國に常住せしめんと欲する、亦た豈に爾國の能く遵行する所ならんや。況んや、西洋諸國甚だ多し、止に爾一國に非ず、若し俱に爾國王の懇請の如く人を派して留京せしむる、豈に能く一一聽許せん、是れ事斷斷として行ひ難し、豈能く爾一人の請に因りて、以て天朝百餘年の法度を更張するを致さん。爾國王買賣を照料せんか爲めに見を起すといふが如きは、則ち爾國人澳門に在て貿易する、たゞに一日に非ず、原とより加恩一視せざる無し。即ち從前博爾都、莫爾亞、意達里亞等の國の如き、屢次使を遣はして來朝し、亦た曾て貿易を照料するを以て請ひを爲せり。天朝其の悃悃に鑒み、優に體郵を加へ、凡そ該國等貿易の事に遇へば、照料周備せざるなし。前次廣東商人吳昭平なるもの、洋船の價值銀兩を拖缺するあり、俱さに飭して該管總督に令し、官庫内より先づ帑項を動支するを行ひ、代りて清還を爲さしめ、並びに拖缺の商人を將つて其の辜を重治せり、想ふに此事や爾國亦た聞知せん。爾國又何を必しも人を派し留京して、此越例斷して行ふべからざるの請を爲さん、況んや、留人在京は、澳門貿易の處を距つること、幾ど萬里に及び、伊亦た何を能く照料せんや。若し天朝を仰慕しそれをして教化を觀習せしめんとする、則ち天朝自ら天朝の禮法あり、爾國と各々相同しからず、爾國留むるところの人、即ち能く學習せんも、爾國自ら風俗制度あり、亦斷じて中國に教法する能はず、即ち學會するも、亦

廣東商吳
昭平の倍
償

留京の一
事斷々行
ひ難し

奇珍の異
寶を貴重
せず

た無用に屬す。天朝四海を撫有す、惟だ勵精治を圖り、政務を辦理す、奇珍の異寶、並びに貴重せず、爾國王此次齎進の各物は其の誠心遠獻を念ひ、特に該管衙門に諭して收納せり、其實天朝德威遠く被り、萬國來朝す、種々貴重物の物、梯航して畢く集りあらざるところなきは、爾正使等の親見するところ然り、從て奇巧を貴はず並びに更に爾國製辦の物件を需むることなし、是れ爾國王人を派して留京するを請ふの一事、天朝の體制に於て既に不合に屬す、而して爾國に於て亦た殊に益なきを覺ゆ、特に此に詳晰開示し、貢便等をして安程して回國せしむ、爾國王惟當きに善く朕の意を體し、益、誠款を勵み、永く恭順を失ひ、以て爾の有邦を保し、共に太平の福を享くべし、正副使臣以下各官及び通事兵役人等正賞加賞の各物件は別單に賞給するを除くの外、茲に爾國の使臣の歸國に因り特に勅諭を頒ち、並びに爾國王に文綺珍物を錫賚する具さに常儀の如し、加賜の綵緞羅綺文玩具諸珍は、別に清單あり、王それ祇みて朕が陸懷を受悉せよ、特に此に諭す。

文綺珍物
の錫賚

(二)

爾國王遠く聲教を慕ひ、嚮化維れ殷んなり、使を遣はして恭しく表貢を齎らし、海に航して祝釐す、朕、爾の國、恭順の誠を見、大臣に使臣等を帶領して瞻觀せしめ、之に筵宴を賜ひ、賚予駢蕃す、業已に勅諭を頒給し、爾國王に文綺珍玩を賜ひ、用ひて懷柔を示せり。昨、爾使臣爾國の貿易の事を以て稟請し、大臣等が轉奏せるに據るに、皆な定制を更張するに係り、准行に便ならず。向來西洋各國及び爾國の夷商の天朝に赴きて貿易する、悉く澳門に於て互市す、歴久相沿、既に一日に非ず。天朝は、物産豊盈、あらざるところ無く、原と外夷の貨物に籍つて以て有無を通せず、特に天朝所産の茶葉、瓷器、絲斤、西洋各國及び爾國必需の物たるに因り、是を以て加恩體卹し、澳門に在りて洋行を開設し、日用資あるを得、並びに餘潤に沾さしむ。今、爾國使臣、定例の外に於て多く陳乞す、大に天朝遠人を加惠し、四夷を撫育するの道に乖けり。且つ天朝の萬國を統馭する、一視同仁、即ち廣東に在りて貿易するもの、亦た僅に爾英吉利一國ならず、若し俱に紛紛として尤めに效ひ、難行の事を以て、妄りに干瀆を行はば、豈に能く所請に曲徇せんや、念ふに、爾國荒遠に僻處し、重瀛を

天朝遠人
を撫育す
るの道に
反す

英國使臣
の稟請は
准行に便
ならず

寧波珠山
天津廣東
開港の要
求

北京に商
館を設立
するの要
求

間隔す、天朝の體制に於て、原と未だ諳悉せず、是を以て大臣等に命じ、使臣等に向ひ、詳かに開導を加ひ、遣はして回國せしむ、恐る爾の使臣等回國の後、稟達未だ晰明なる能はざらんことを、復た所請の各條を將つて繕敕し、逐一に曉諭す、想ふに能く領悉せん。爾使臣の稱に據るに、爾國の貨船、將來或は浙江なる寧波、珠山及び天津廣東地方に到りて收泊交易するの一節、向來西洋各國、天朝の地方に前赴して貿易する、俱に澳門に在りて洋行を設けし、各貨を收發す、由來已久し。爾國亦た一律に遵行する多年、並びに異語なし、其の浙江の寧波、直隸の天津等の海口は、均しく未だ洋行を設けず、爾國の船隻、彼に到るも亦た從て貨物を銷賣すること無し、況んや、該處並ひに通事なくして爾國の語言に諳曉する能はず、諸多未だ便ならず、廣東澳門地方、仍ほ舊に照して交易するを准すを除くの外、所有爾使臣の懇請せる浙江の寧波珠山及び直隸の天津地方に泊船貿易するところは、皆な行ふべからず。又た爾使臣の稱に據るに、爾國向來買賣人、天朝の京城に在りて別一行を立て貨物を收貯して發賣せんことを、俄羅斯の例に倣照するの一節、斷じて行ふべからず。京城は、萬方挾極の區たり、體制森嚴、法令整肅、從て外藩人等、京城に在りて貨行を開設するの事なし。爾國向來澳門に在りて交易する、亦澳門の海口に較々近きに因る、且つ西洋各國聚會の處、往來益、便なり、若し京城に於て行を設けて發賣する、爾國の京城の西北地方に在り、相距つるも遠遠、貨物を運送する甚た便ならず、從前俄羅斯京城に在り、館を設けて貿易せり、未だ恰克圖を立てざる以前なるより、暫行して給屋居住せしむるに過ぎず、嗣いで恰克圖を設立せしより以後、俄羅斯は、該處に在りて交易賣買し、即ち京城に在りて居住するを許さず、亦已に數十年なり。見在俄羅斯は恰克圖の邊界に在りて交易す、即ち爾國の澳門に在りて交易すると相似たり、爾國既に澳門の洋行ありて、貨物を發賣す、何ぞ必しも又た京城に在りて別一行を立てんと欲する、天朝疆界嚴明、從て外藩人等の稍々越界攪擾あるを許さず、是れ爾國市城に在りて行を立てんとすの事、必ず行ふべからず。又た爾使臣珠山相近の小海島一處を求め商人彼に到らば即ち該處に在りて停歇し、以て貨物を收買するに便せんとの一節、爾國珠山海島の地方に在りて居住せんとする、原と貨物を發賣せんが爲めにして起る。今珠山地方既に洋行なく、又た通事なし、爾の國船隻已に彼れに在

廣東澳門
間の往來
する自由
を要求

貨物減税
の要求

船舶の減
税

天主教傳
教の請求

て停泊せず、爾國此の海島地方を要する、亦無用に屬す。天朝は尺土も俱に版藉に歸し、疆址森然、即ち島嶼沙洲も必ず畫界分疆して、各々專屬あり、況んや外夷の天朝に嚮化し、貨物を交易するもの亦た僅かに爾英吉利一國ならず、若し別國にして、紛紛尤めに效ひて懇請せば、地方を賞給し、居住買賣するの人、豈に能く各々求むるところに應ぜん、且つ天朝亦此體制なし、此事尤も進行に便ならず。又た廣東省城附近の地方一處を撥給して爾國の夷商を居住せしめ、或は、澳門居住の人をして出入自便ならしめんとするの一節、向來西洋各國の夷商は、澳門に居住して貿易し、住址の地界を畫定し尺寸を越ゆることを得ず、其の洋行に赴きて發貨する夷商、亦た擅まに省城に入らざるは、原と民夷の爭論を杜ぎ、中外の国防を立つるを以てなり。今、省城附近の地方に一處を撥給して爾國の夷商に居住せしめば、已に西洋夷商歴來澳門に在るの定例に非ず、況んや、西洋各國廣東に在りて貿易すること多年、利を獲る豊厚、來者日に衆し、豈に能く一地方を撥給して分住せしめんや。夷商等の出入往來に至りては、悉く地方官由り、洋行を督卒して隨時に稽察す、若し竟豪も限制なくんば、恐らくは内地の民人爾國の夷人と、問、爭論あり、轉た體郵の意に非ず、之を事理に覈するに、自ら應きに、仍ほ定例に照らし、澳門に在りて居住するを、方に妥善となす。又た據稱する英吉利國夷商廣東より澳門に下るに内河によりて行走し、貨物或は上税せず、或は少しく上税せんといふの一節、夷商の貿易、往來の納税皆定則あり、則ち西洋各國均しく相同に屬す、此時既に爾國の船隻較多きにより徴收少しく溢額ある能はず、亦た爾國上税の例を將て、獨り減少を爲すに便ならず、惟だ應きに例に照して公平に抽收する、別國と一體に辦理すべし。嗣後夷商の販貨して澳門に赴かんとする、仍ほ當きに隨時照料し、用ひて體郵を示さん。又た據稱する爾國は船隻例に照して上税するの一節、粵海關の徴收船料は、向きに定例あり、今既に未だ他處の海口に行を設交易するに便ならず、自ら應きに仍ほ粵海關に在りて例を按じて納税し、別に曉諭を行ふ庸ふる毋れ。爾國所奉の天主教は、原と西洋各國向奉の教に係る。天朝開闢より以來、聖帝明王、教を乗れ法を創め、四方億兆、卒由素あり、敢て異税に惑はず、即ち在京當差の西洋人等、居住して堂に在る、亦た中國人と交結して、妄りに傳教を行ふを准さず、華夷の辨甚だ嚴なり、今、爾國使臣の意、夷人の

朕の錫與
優嘉他國
に倍す

傳教に任聽せんと欲す、尤も不可に屬す、以上論すところの各條、原と爾國が使臣の妄説に因る、爾國王或は未だ深く天朝の體制を悉さず、並に妄干に意あるに非ず、朕、入貢諸邦の誠心向化するものに於ては、之に體郵を加へ、用ひて懷柔を示さざる無し、如し懇求の事ある、國體に於て妨げなければ、所請に曲從せざるはなし、況んや、爾國王の重洋に僻處して輸誠納貢する、朕の錫與優嘉、他國に倍するに於てをや。今、爾國の使臣懇する所の各條、但に天朝の法則に關するもののみならず、即ち爾國の爲に代り謀るも、亦た但に無益難行の事なり、茲に再び明白に曉諭す、爾國王當きに朕が心を仰體し、永遠に遵奉して、共に太平の福を享くべし、若し此次の詳論を経るの後、爾國王或は誤ちて臣下の言を聽き夷商の貨船をとつて駛せて浙江天津地方より、岸に上りて交易せんとするに任すある、天朝法制森嚴なり、各處守土の文武は、功令を恪遵し、爾國の船隻の彼れに到る、該處の文武は必ず肯てそれをして停留せしめず、定めて當きに定時に驅逐して、出洋せしめん、未だ爾國の夷商の往返に徒勞するを免れず、謂ふこと勿れ言の豫せざるを、それ懷違して忽にする毋れ、特に此に再び諭す。

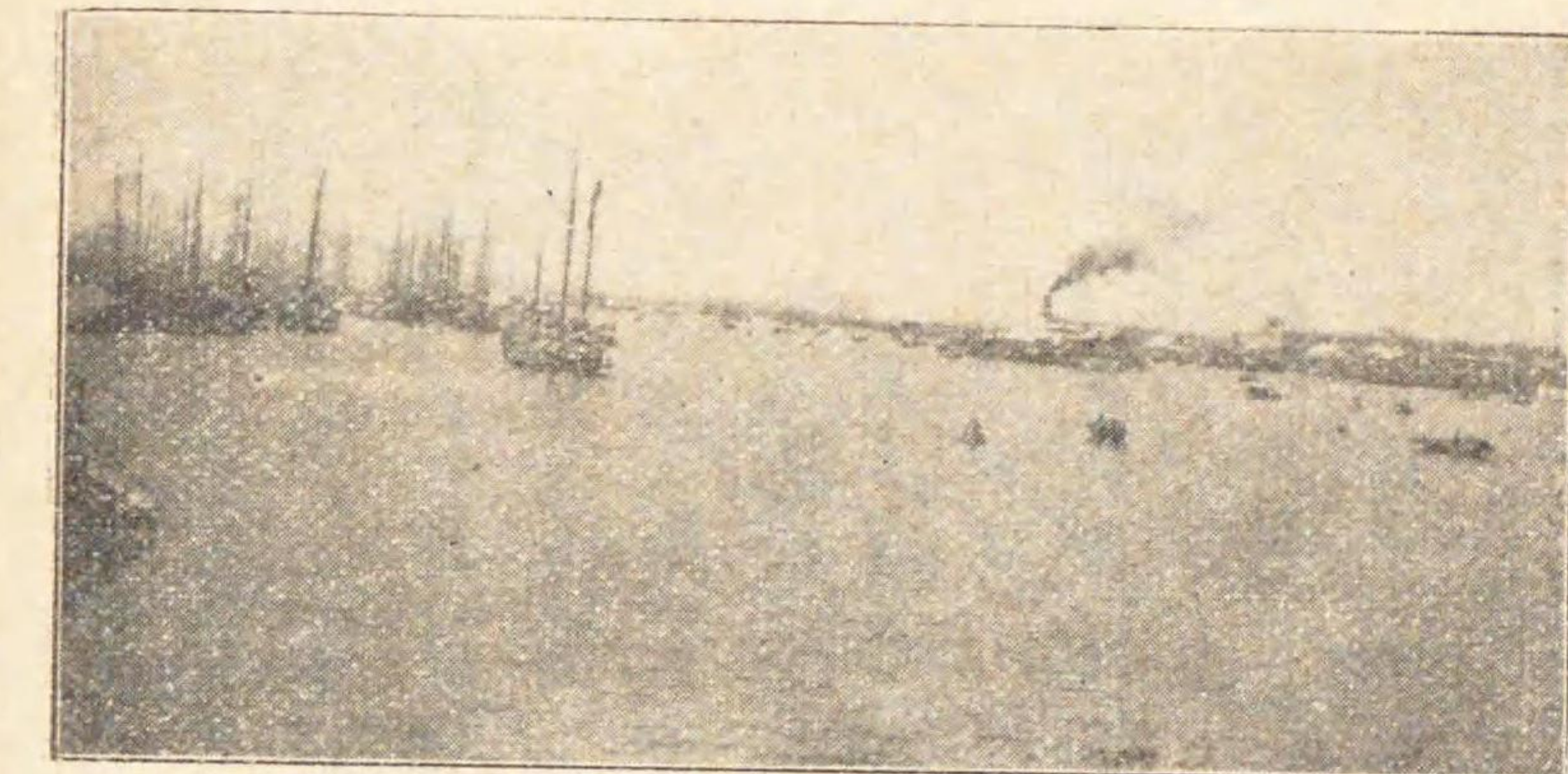
歐洲官商の陋態

歐洲諸國の使節が、支那に對し、國威を擲棄するは、即ち支那人の傲慢心を増長せしむるの根原事實なり、歐洲諸國商人が爲せしところを觀るに、音にその國威を抛棄して顧みざるのみならず、支那人の權利を助長し、却て歐人中相互にその權利及び利益を戕賊するものあり、彼等は、實に相互に譖害し、各々その競争者を陥れんがため、支那人に對して、之を誹毀すると、恰も曾て支那の海岸に出沒せし海賊の如く言ひ做せり、然らば則ち支那人にして、歐洲人を視るに、開明國人を以てせず、射利貪慾の猾賊を以て指斥せしこと、寧ろ怪むを須めさらん、况んや支那人の思想には、上古より外人を蠻夷視する習慣あるに於てをや(對支那意見……ポズドネフ)

第五五節 廣東の外國商館と公行 (Co—Hong)

貿易の中心なる廣東

十七世紀の末康熙三十八年に至るまでは、支那に於ける外國貿易は、主として廣東



現 今 の 廣 東 港

に集中せり。是れ實に、其他の諸港、例へば厦門、寧波等に於ては、支那官吏の強求の諸税過重にして、且つ無制限なりしに由る。然れども、此の諸税たるや、廣東に於ても、尙ほ常に不平の題目たりしものなり。然るに、之に關しては、何等整定せらるゝところなかりしを以て、之を多く得んと欲する支那官憲と、少なく拂はんことを希ふ外商との間には、交渉の起りしことの稀ならず、前者にありては、之に關する主權を掌握し、外商等が入港して、其の利權を獲得せんが爲めの代償として、更に又た其の利權を保持せんが爲めのものとして、其支拂を要求せり。後者にありては、此の要求額過大なる場合には、敢て通商を爲さず、貨物上乘人が、廣東に於ける談判により、該船の拂ふべき税額を定むるに至る迄、虎門 虎門 水道の外側に、其船を保留し置くを以て、普通に行はるゝ手段なりとす。此税のことは、別として、通商に關する整理の第一歩は、康熙四十一年に於て始められたり。此頃、官商ともいふべきが、

唯一の仲買人として指定せられたれば、外國人等は、皆な此者によりてのみ、茶及び絹を購求し、又た、此際、此需要に應じて、外國生産物の僅少を賣るに過ぎざることとなりぬ。されば、斯くの如き專賣權は、其專賣といふことに於て一般の妨害たるのみならず、實に外國貿易商に對しての最大打撃なり。何となれば、此專賣權を保有するは、廣東の豪商にあらざりしを以て、一船の貨物を供給するにも、遲滯延引の止むを得ざることになればなり。斯くの如くにして、官商以外の商人等は、有利なる貿易の道を失ひたるが、官憲の諸船舶に對するその權力に關しては、何等の毀害を被らざるべきも、通商の生産物に課する徵税の實力に至りては、蓋し甚大の影響を被るに至るべし。其後二年にして、此等官商は、其專賣權を他の商人等に分與せざるべからざるに想到せり。然れども、彼等官商が、此の讓歩を爲すに當りてや、各船に就き五千兩の額を強求しぬ。是れ即ち通商に關する一種の税たりしこといふまでもなし。

廣東税吏と東印度商會との契約 康熙五十四年西紀一七一五、英國東印度會社は、支那との通商事情を整理

せんことを決定せり。恰も宜し此時に當りて、一方には、支那官憲及び商人等の切に之を希望するあり、他方には、貨物上乘人等が、從來通商の妨害たりし強求税及び困難なる事情を看取し、粵海關廣東稅關 Hoppo と一種の條約を設定せるあり、其の條項の要を擧ぐれば、下の如し。

- 一 制限を受けずに自由に通商を行ひ得べきこと。
- 二 支那奴隸を雇入るゝも、解雇するも、雇主の自由たること、及び其使用する英國奴僕に對する權限の自由。

- 三 其商館及船舶に於て要する食物及び其他必需品を、自由に購求し得べきこと。
- 四 非賣貨物及船中の定所を収めたる貨物、及商館の必需品に對する税の免除。
- 五 海岸に幕屋を設け、其所にて樽帆等を修繕すること。
- 六 船舶所屬の小艇にして其所屬の旗を翻し居るものは、吟味を受けずして通過し得ること、又水夫の懷中を搜るべからざること。
- 七 貨物上乗人の寫字檯、及び箱は検査を受けずに通過し得べきこと。
- 八 輸入輸出税、及び強求税の中に禁せられしものを、更に年々賦課する如き俗人及び官吏の凡ての侮辱、及び賦課の厄に陥らぬ様戶部 Hoppo は外國人を保護すること。

以上の條項は、未だ實行せられし何等の前例はなけれど、直ちに同意せられたり。然れども、其第九條にありては、廣東税關 Hoppo は、之に應ずる能はずといふ。第九條とは即ち

四步取り去らるゝと云ふことと、廣東税關 Hoppo の有する主張と要求とは、船舶の測量検査と同時に要求せられ決定せらるべきこと。

此の四步と云ふは、賣買物の價格に基くものなるが、そは夙に設定されたるものにして、其の四分の一は、事務を滞りなく了せん爲めに依頼したる仲介に謝禮として贈るものなり、他の三は、以前船舶によりて商行爲を營まんとする商人に對する課税なりしものが、其儘外人の貿易商に當て箴めたるものなり、要するに、此全部は、當局官憲が當然受くべきものとなり、遂に習慣上一種の税となりしものなり。

廣東に於ける洋行の創設 康熙五十九年、廣東の商人等は、公行 Co-Hong (外國協商組合) と呼べる

一種の組合を組織せり、此の目的たるや、彼等の利益の爲めに價格を整理するに在り、即ち其の歐人に販賣する貨物に其彼等が至當とする價格を定め、之によりて、彼等、又た其の賣手の何者たるに論なく、該貨物に於ける純益の歩合を定めん爲めにしたる商人の組織なりとす。然れども、官憲が事實、外國貿易に對して致したる抑制の行動に依りて實證せらるゝ如く、此組合は、假令官憲の創設ならざるにせよ、官憲等の擁護の下にありしは、蓋し明確のことと謂ふべし。是に於て、貨物上乗人等は、抗議を提出し、總督にして、斯の如き獨占權の廢止に應諾せざる限り、其通商を行はずと主張せり。此の結果として公行 Co-Hong の廢止は、一時實現せられしも、又た久しからずして復舊せり。

税金の増加と東印度會社の抗議 例の強求税は、依然として、而も年々に増加せしを以て、雍正五年

貨物上乗人は、更に揚言して曰く、此税にして若し減せられずば、諸船は廣東を去りて厦門に向て通商を開くべしと。是に於て廣東税關 Hoppo は、官税の額以下に減すべきを公約し、其の翌年には、價格に應じて外人に販賣する生産物に、一割の附加税を課せしが、貨物上乗人は、之をも不満とし、總督に抗議を提供せり、而かも、其の効はなかりき。雍正十年、諸船は、又た虎門 Poque 水道の外側に碇泊して、以て康熙五十四年の契約の、再び確實に實行せらるゝの時を俟つに及び、廣東税關 Hoppo は、直ちに其旨を承諾せしも、不統一は、依然として繼續せり。西紀一七三六年、乾隆帝新に即位し、光榮ある時代は、開かれたり。廣東の貿易も、爲めに恩赦令によりて、一割の附加税廢止せられしが、其が事實に於ては、此機に乘し

て、多大の贈賄の、總督が私腹を肥せしに外ならず。此額たる、實に三萬兩に上れりと云ふ。かゝる不規則なる強求税は、かの船舶入港の際に徴集せらるゝ船舶検査手数料に附加せられ、時日と共に次第々々に結合し、遂には、千九百五十兩の定税となりぬ。此の定税は、爾來抗議の題目となりしものにて、雍正十二年西紀一七三四年より、乾隆二年西紀一七三七年同十二年西紀一七四七年同十七年西紀一七五二年同十九年西紀一七五四年同二十五年西紀一七六〇年の各年に於て提出されし反抗も、何等得るところなくして終れり。

廣東に於ける商人の保護制 乾隆十九年、貨物上乗人等は、強求税の過重にして耐へ得べからざるを見斯かる情態の繼續するに於ては、一艘の商船たりとも廣東に到らざるべき意思なるを總督に通せしかば、總督は、税關 Hoppo に命じて、其力の及ぶ限り、此の禍の救済に力めしめられたれば、諸船は相約して川に入れり。同年、總督は、命令を以て商人保護制を設定し、翌年、外國協商組合員が、外國商人と爲せる商業取引の上に制限を加へ、又た通商上、些だも勢力なき小商人等を閉息せしめぬ。斯かる制限束縛は、直ちに以て外國商人等の身上に影響を來すものなるを以て、彼等は幾度が抗議を提出し、斷絶すべきを以て脅かせしも、禍は自づから救済せられんと同の回答は、其の都度冷笑の態度を以て與へられたり。斯く無効なる答を得んが爲めに、提出せられたる無益なる請求は、實に是れ官憲及び官憲等が保護したる商人等の利益の上に、一步は一步と、益々嚴重なる抑壓を外國貿易に與ふるものなりき。

唯一外國貿易市場と定められたる廣東 廣東に於ける支那商人は、外人の抗議によりて、其弱き側

面を強むるの必要を感知せり。これが結果として、乾隆廿二年には、上諭を以て、廣東のみが獨り外國貿易の唯一の市場と決せられ、其他の諸港に於ては、一切の貿易を禁せらるゝこととなりぬ。當時東印度會社は、厦門と寧波に於て、貿易を開始せんが爲め、自由畫策を試みつゝありし折柄なりしも、そは全然畫餅に屬しぬ。會社は、よりて天津の官憲を経て、上奏する所ありしも、亦これ其効を收めず。會社が失敗の程は、今や掩蔽する能はず、而も勝利の効果は、廣東の官吏及び商人の掌中に歸し、乾隆二十五年、外國協商組合の正式なる設立となりて現はれぬ。斯くまでに、彼等をして其の歩を進ましめたる所以は、恐らくは、乾隆二十五年中、會社より急派したる、特使洪任輝の要求に基きしなるべし。洪任輝は、實に下記の點に於て、其救済の趣を逐一明白に要求したるなりき。

- 一 謝金千九百五十兩の廢止。
- 二 輸入品に對する六歩の附加税及び廣東税關 Hoppo に拂ふ二分の謝金の免除。
- 三 税を拂ふに當りては、直接に此義務を果たし得らるゝこと、蓋しかの保護者と稱せらるゝ商人の手に依らざること、此等の商人には此目的の爲めに更に相應の料金を拂はざるべからざればなり。
- 四 廣東税關 Hoppo に直接近くを得ること、及び請願の用務を帯びて直接總督に面謁し得ること。

外國協商組合の解散 外國協商組合員が、官憲の壓迫を受けしは、云ふまでもなし。乾隆三十六年、

に於て、其多數は、破産を招き、加之官憲に拂ふべき税の遲滞を致せり。斯くして、組合は公行を解散しぬ。然れども、此等の負債は外國商人の關與によりて皆済せられき。其額たる實に十萬兩なりしが、一時專

ら東印度會社の拂ふところとなれり。

廣東に於ける外國資金の流入 或る輸入品にして、何等検査も行はれず、税も課せられずして、潜入するものあり、他なし、是れ資金なり。何故に、斯く資金の輸入の行はれしやといふに、當時廣東に於ける利率は、普通一ヶ月五歩、一時借入金に對しては一ヶ月二歩、若しくは三步、而かも價值の永續せらるべき最良の擔保品を差し入るゝも、尙ほ一ヶ月一步を下らず。されば、此等の利率に誘はれ、金銭は無制限に、特に印度より入り來り、以て廣東の商人等に貸付せり。如くの如くにして、乾隆四十七年には、廣東商人等の多くが、外國商人より得たる負債は、實に三百八十萬千零七十七志てふ重大なる額を計上し、此の債務償還に就きて、困難なる情態に立ち至れり。此等債權債務等金錢上に於ける信用は、支那人が有する一の美質なり。されば、負債を償ふ爲めには、彼等は、多大の努力を致す。此故に此美質に信頼して一種の勅令は、發布され、此の負債は、直ちに償却せられ、後來は斯くの如き負債を被るなからんことを命ぜり。外國貿易に對する此種の優典の直接なる結果として、最初は十二人洋行、次で十三人洋行なる外交商館の設立となりぬ。此等は、一般に公行 (Company) (外國協商組合) てふ舊名を以て稱せられぬ。彼等は、實に外國通商に就きての唯一の支配者たりき。又た政府の命令には、相當の服従を保證し、又政府と外國商人との間の交通は、唯仲介者たるべきものとなりぬ。彼等は、又た公所基金の管理權を與へられたり。此の基金は、外國通商に課したる三步の直接税を以て準備せられたり。尙ほ、それら基金は、負債、

科料損失、等の義務責任に答ふるに利用せらるべきものなりき。

官憲と公行との關係

廣東の商人組合は、斯くの如くにして設立され、其の特權及び組織は、爾後六十年間、何等變改の狀も呈せずして繼續せり。そは、政府の權力によりて位置を安固にし、政府の手足となりて活動し、以て一方には、政府の援助を得ると共に、他方には、官憲等が依て以て享有せんことを期したる財貨の流れを運ぶ水門たるの關係を保てるに因る。かくて、廣東税關 Hoppo は、其の公表せらるゝ税の徵集の外に、更に莫大なる額を得るに至り、定税に附隨して得たるものは、其の正式に得たるを遙かに越ゆるに至りぬ。されば外國協商組合なるものも、彼れの用ゆる一の器具に過ぎず。彼れが之を用ひて外國貿易てふものゝ、金貨流出栓を扭ぢ開け、それよりして汲み取らるゝ私的の收入は、實に羅馬の盛時以來類ひ無き程の價格に上れりと評せられぬ。總督も、又た其懷を暖かならしめんと欲したれど、如何せん彼れの位置は、法律及び秩序を保持するの責任を有せり。然れども、彼は廣東税關 Hoppo の流に倣ひて、其の内密なる不正行爲に於て若干を得たり。かくて、彼が多年の經驗を経て會得せしは、法律及び命令に充分の尊敬を拂ふ状態に於て、外國商人等を維持する最も簡易なる法は、外國協商組合を其の媒介するに外ならざりき。これ已に官憲の實施せしところのものたり。是に於てか、總督の誠實は、又廣東に於ける何れの官憲にも誠實なるものとなり、外國協商組合は、今や、凡ての争ひの事件に於ける緩衝機として、必要缺くべからざるものとなりぬ。

外商の自由を束縛する規定

乾隆廿四年、總督李侍堯の奏に因り所謂防範外夷の五事を採用せら

れしより以來、一般外國人及び其船と通商に就きて壓抑の規定は、時日の経過と共に益々條項を附加せられたり。而かも、それは彼等の必要に應じて規定を作成し、強制的に外國商館へ齎らし、通辨をして聲高らかに之を讀ましめ、其の空文ならぬを暗示せるものなりとす。此等規定の中、重要なものを擧ぐれば、次ぎの如し。

一 戦艦は、川の外方に碇泊し、虎門水道 *Tiger Gate* に入るべからず。

此規則は、決して寛ならざりし。軍艦の到着するや、艦内測量料金は、要求せらる。此ことや、十八世紀に於ては、常に行はれしものにして、十九世紀に至りても間々是れあり。此要求は、通常拒絶されしも、時には應諾せられしこともあり。

二 婦人は、商館に連れ來るべからず。銃、砲、槍、其他の武器も、其處に備ひ置くことを得ず。

此規則は、嚴格に強行せられたり。西紀一八三〇年四月頃にも、尙ほ清國は、此件を勵行し、一日媽港より英國商館を訪れ來りし三人の婦人に對し、即時の出發を強行せんが爲めに、通商の停止を以て脅かせり。又同年十一月には、米國婦人若干名、此處に來り、數日間滞在せし爲め、再び紛擾を惹起したることあり。

三 公行(外國協商組合員)は、外國人より負債あるべからず。

何人が、管理者たるものを管理するが、規則は然かありとするも、誘惑は規則に打ち勝つ程の勢力を有せず。外國人等は貸出しを止めず、支那人又借用を止めず。斯く兩者共に、公然明瞭なる計算書類を保つ。清算は、幾度も命せられたり。公行(外國協商組合)の最後の償還は、道光十一年(西紀一八三一年)に於て爲されぬ。然れども、其後五年にして(西紀一八三六年)斯くの如き當然支拂ふべき負債の額三百萬兩を下らざるに至りしも、敢て否認せられざりし。

四 外國商人等は支那僕婢を使用すべからず。

此の條項は、次第に寛ゆるせられぬ。然れども、嘉慶十九年(西紀一八一四年)及び道光十四年(西紀一八三四年)同十九年(西紀一八三九年)に於けるが、如き恐慌の際には、支那官憲の利用すべき唯一の武器なりき。

五 外國人は、轎を使用すべからず。

歩行と云ふことが、外國商人等の如き者の當然行ふべき行進の法式なりしは、今更贅言を要せず。

六 外國人等は、川上に舟遊を試むるを得ず。一ヶ月中八日、十八日、廿八日、の三日は花地 *Flower Land* (川の彼岸なる花園)に逍遙するを得、但し通譯者を伴はざるべからず、通譯者は自由に隨意に傭せらるるも、其の雇主外國人の失行に對しては、通譯者、其責任を帯ふるものとす。

此種の規則は一般に弛緩せられしが、屢々復舊せんことを試みられたり。然れども、市街を散歩すること(假令商館の附近にても)に就きては、少しの弛緩もあらざりき。

七 外國人等は、請願書を呈出するを得ず。何事か提出せんとする際には、公行(外國協商組合)を通過せざるべからず。

これは不規律、不正、を行ふものを通過して不規律、不正を、訴へしむるものと解せらる。此規則は、公行(外國協商組合)の勢力を擅にせんとする基礎たれば、何等弛緩のあるべきなし。道光十一年には讓歩する所あり、即ち外國協商組合員が呈出されたる書類を横取りし、當局に送らざる場合あらば、外國人一兩名讓讓の態度を以て、市門に到るを得、但し市に入るを許さず。斯くて其門衛者に、其請願書を托すべしと云ふにあり。此讓歩は明白に與へられたるものなれど、普通死文として行使せられざりき。

八 公行(外國協商組合)所有の商館に住する外國人は、行員の支配を受けざるべからず。其貨物の購求は、一に行員の手を経ざるべからず、此ことたるや、本來の外商が、土地の奸商に誑されざらんことを期せしに外ならず。爾後公行所有の商館に住する外商は、隨意に出入すること許さず。是れ土地の奸商と貿易し、其他秘密なる商行爲を爲さんことを憚ればなり。極めて之れに類したる規則は、嘗て中世歐洲の諸組合に於て強行せられたり。即ち英國にては、十世紀頃なりしが、伊太利、

佛蘭西、和蘭其他の處にては、更に後のことなり。

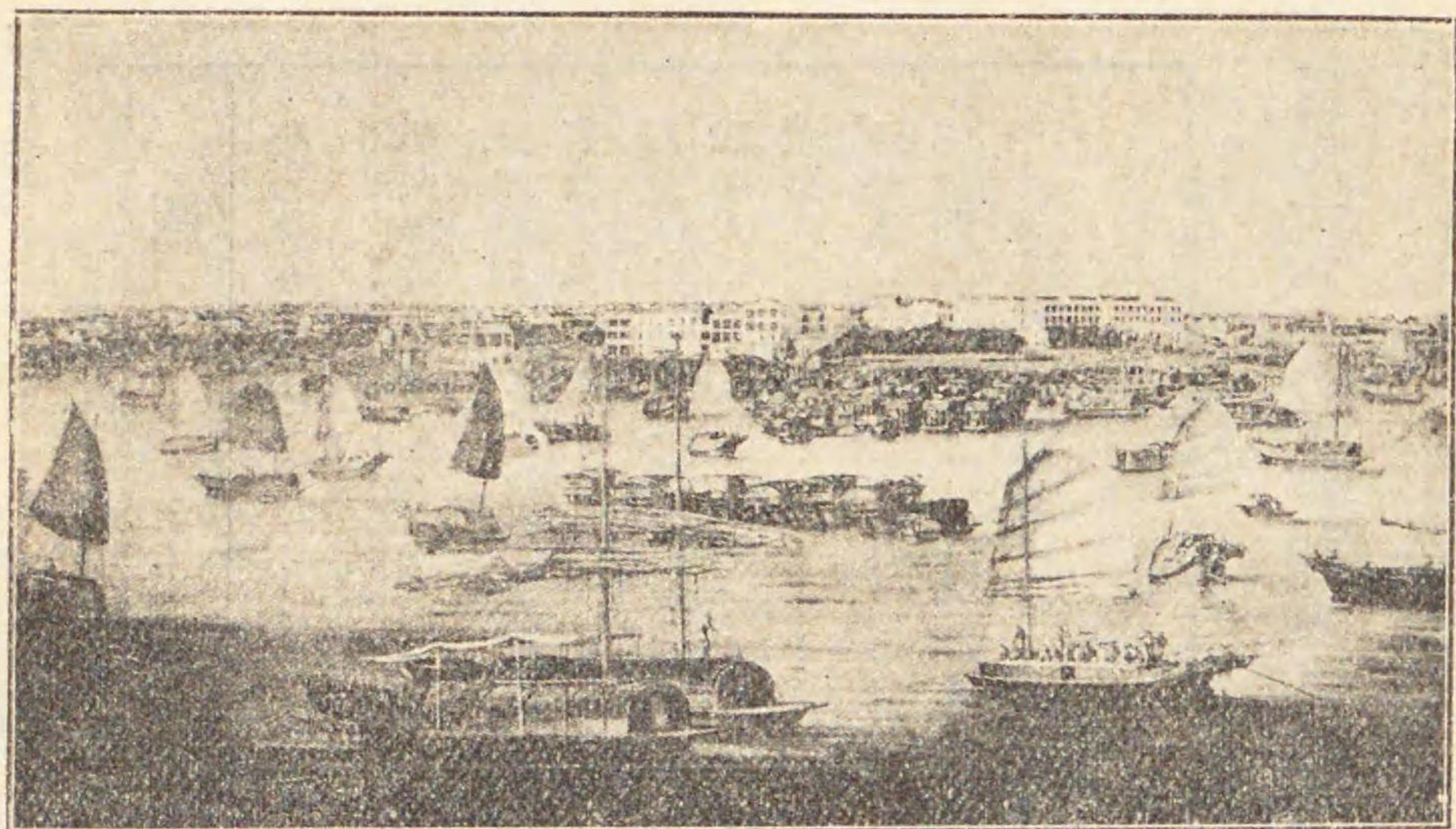
九 通商期の過ぎたる外國商人等は、廣東に在ることを禁ず。譬ひ此時期以内とても、其の貨物を賣り購求のものを船に積載せし時は、直ちに本國に歸るか、然らざれば、媽港に行くべきものなり。

歐洲の組合に於て、これに相應する期限は、四十日なり。廣東に於ては、當務者に金錢を食ましむれば、商人等が、概れ此地を引拂ひし後も、種々の口實の下に數日の間は、其商館に暫留するの許可を得べかりし。此年々の退去が強制的なるに拘らず、尙ほ其到着の際と等しく金錢を拂はさるべからず、此の退去の許可を得んがために、要する料金は、普通三百兩なり。

以上は、外國商人等の行爲に、關する主なる規定にして、斯くて、壓抑は彼等の上に加へられたり。

廣東商館に於ける外人の生活

外國商人等が、冬季中廣東にある間は、其代理者、即ち事務官の住宅にして、且つ役所なる商館に居住す。此商館は外國協商組合員の所有に屬し、其全部若しくは一部を外國人に貸附したるものなり。商館の數は、支那人が、目算にのみよれば十三なりしといひ、其九は外國式の名を之に與へ居りたるが、二個の東印度商會、及び英人のもの、蘭人のもの及び後に到りし米人のものを除き、其他の凡ては、後に至り、其借家主の國民性に毫も適せざるものを以て命名せられたり。各商館の造作に就て見んか、何れのものも横に長き建物の數箇より成り、其各、縦に連結する廊下あり、但しこれには二階を有せず。概して階下は倉庫、支那職員の仕事室、下僕の部屋、厨房、物置等に當てられ、二階は帳場、客間、食堂に用ひ、三階は寢室と定められたり、全體の商館の敷地としては、其庭園、遊歩場を加へて約千百呎(約百八十三間)深さ約七百呎(約百十六間)に限られしも、實際各商館に供給せられたる土地は



廣 東 商 館 の 江 面

廣く、一商館の深さは四百呎(約六十六間)以上を占めたり。譬ひ其前面は八十五呎(約十四間)を出でずとも。一商人の倉庫には、現金にて、銀貨の百萬以上を藏すること珍らしからず。而して道光十二年(西紀一八三二年)の新年宴會には、英國商館の廣大なる食堂には、一百人の客が食卓を圍めりといふ。此等の商館には、來訪の外人を迎へん爲には、又英國よりの客を遇せん爲めに、壯麗なる設備を施せり。然れども、外國人にとりては、これ遂に金を鏤めたる牢獄に過ぎざりき。百人以上の數が使用すべき唯一の場所は、中央に位する六個の商館の前面にある其長さ約五百呎幅三百呎の空地に外ならず、此處にありて彼等外人は始めて能く支那官憲の干涉を免かる。彼等は又支那人の商務の行はるゝ臭氣紛々たる街に入るを許さざりき、されど川を過ぎて一哩彼方にある花地の花園に散策を試むるを得たり。但しそは、毎月三回と定められしにすぎず。尙ほ通譯者の親しき、指導によるを必要とせり。

道光十六年より同十七年に至る時期の調査に成りし廣東在住の外國人にして丁年以上に達せる男子

の人口調査は道光十二年のものと比較することを得べし。但し後者は充分の信用を措くべき程のものならず。

國籍	道光十二年(西紀一八三二年)		道光十六年(西紀一八三六年)	
	商會	人口	商會	人口
英吉利人	一〇	八八	三一	一五八
印度人	不明	三一	無シ	四
拜火教徒	七	二一	九	六二
亞米利加人	無シ	二	無シ	四四
葡萄牙人	無シ	一一	一	二八
獨逸人	無シ	無シ	一	四
和蘭人	一	三	一	三
瑞典人(時計師)	一	三	一	一
丁抹人	無シ	四	無シ	一
佛蘭西人	一	一	無シ	一
西班牙人及ビ伊太利人	無シ	四	無シ	無シ
合計	一六五	一六五	三〇七	三〇七

道光十六年の上記印度人、拜火教徒、及び葡萄牙人を除きたるもの、中にて、二十三名は、各家族を随伴せるものなれど、此等家族は、強て媽港に在留するものなり。以上の商會は道光十六年に於て下記の如く、十三の商館に區分せられぬ。此等商館は東(下流)より西(上流)に向けて秩序正しく設置されたり。

商館	人口			
	英人	拜火教徒	米人	其他諸國人
入江商館一名 Kai-yi 商館(此處に小なる入江あり)	五	無シ	無シ	無シ
和蘭商館一名 Kai-yi 商館	二	一	無シ	三
英國商館(東印度商會)一名 Paou-ho 商館(此處に豚小路あり、其名誠に相應なるものなり)	一	無シ	無シ	(葡人一、蘭人一、瑞典人一)
Chow Chow 商館一名 Tung-tai 商館	無シ	三	無シ	無シ
舊英國商館一名 Lung-shun 商館	二	無シ	一	無シ
瑞典商館一名 Sui-hang 商館	無シ	無シ	三	無シ
Paou shun 商館	一	二	無シ	無シ
米國商館一名 Kwang-yuen 商館(此處に舊支那街あり、其路幅十二呎)	無シ	無シ	二	無シ
帝國商館一名 Ma-ying 商館	二	無シ	一	無シ
Ming qua 商館	六	無シ	無シ	(獨人一)
佛國商館	二	四	一	無シ
西班牙商館(此處に新支那街あり)	一	無シ	無シ	無シ
丁抹商館	九	一	無シ	無シ
媽港に於けるもの	無シ	無シ	一	無シ
合計	三一	一一	九	四

此等の商館に於て、外國商會員は、何れも保護商人が命令に従ふ居住者なりき。然れども、此の保護商人は、彼等の爲めに、金錢出納吏員、金質鑑定者、給仕、人夫、料理人、水擔夫、及び舟夫を雇ひ入れたり。彼公行員は、彼等を保護せり。即ち彼等の失敗に際しては、彼等の主張に辨疏し、政府に對しても、彼等の爲め

に責任を負ひたり。無論彼等の利益を獲得せし際は、手数料を取るを忘れず。斯くて、彼は實に其保護せし商會の主人たり、會計吏たり、又た賄方たりき。

媽港及び廣東の往復

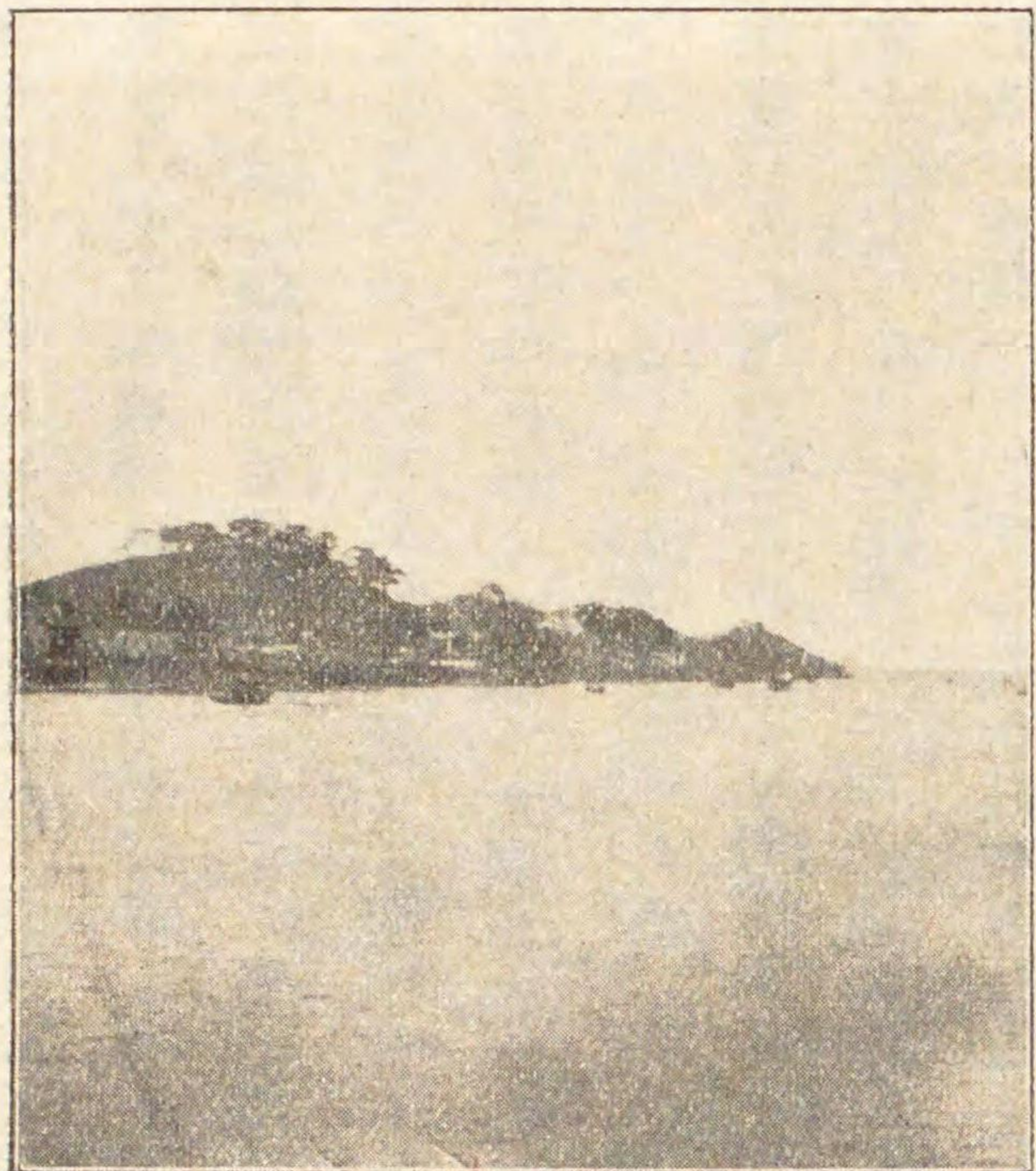
外國商人等は、相應の料金を拂ひ、媽港の Tsofung より許可を得て、此等の

商館に來る。尙ほ、彼等は、其の碇泊地點を前方に進めんが爲めに、其の來港の時期を計れり。そは、恰も南西貿易風の終らざる頃の十月下旬にして、此風は、マラッカ海峡より廣東へ向け、支那海を縦に通過して迅かに船を送るところのものなり。廣東に到着するや、直ちに着手すべきは、彼等保護商人と契約を協定すべきにありき。而して此等保護商人は、彼の十三洋行の者ならざるべからず。此者は外國商人等の行爲に就き、其船及び船員に對して一籃の果物の購求より、殺人者の事件に至るまで、凡ての責任を一身に負擔するものなりき。斯くて、船は、北東貿易風の、尙ほ未だ其力を失はざるに當り、貨物を積載して支那海を下る、其發するに臨みては、媽港に赴き、其地にて次期の來復を俟つ由の是認を得んが爲め、再び相應の料金を拂はざるべからず。

船舶の入港手續

廣東にありし船舶は、先づ媽港に赴き、其地に於て直ちに Tsofung の役所より一人の水先案内者を得ざるべからず。其案内料は、淺洲に於て使用する小艇の税等を加へて百五十志、此外案内者が Tsofung に拂ふ免許料六百志も亦た此際に與へざるべからず。此處に又た通譯者を雇ふ。其料金は、公然正規の百七十五志より二百五十志までのもの、但し通譯以外庶務に當りし際の報酬は別

物とす。而して又た此處に——後には黃埔に於て——船内に於ける雜貨商を雇ふ。直接に此者に支拂ふべき給料は五十志より二百六十志までのものなれど、船員の爲めに、食物其他の物品を供給するの權を、獨り彼のみ與へられたれば、之に乗じて彼が無法の利を貪るに唯々服従して、常に高價なる支拂を致



現 今 の 黃 埔

さるべからず。斯くて、船は、虎門 Bogue 水道へ向け、出帆することを許さる。虎門に到るや、直ちに船内の検査を施行され、其料金を請求さる。後ち黃埔へ向け出帆す。黃埔に於て、船は普通三ヶ月間碇泊す。此間には通譯者、船内雜貨商人、荷足舟夫及び此種のものとも、絶へず利益を得せしめ、又た船の行動を容易ならしめ、出發を拂らんが爲めの心附け、日々又は月々の手當などを下級官吏に贈りなどす。

輸入品の販賣

船の黃埔に達するや、廣東に於け

る荷受人は、其の商品目録を取り、積荷を充分に説明し、終りて之を保護商人に渡す。外國商人は、更に進んで輸入貨物に關することはなかりき。彼れは、何れの税をも拂ふことなく、官憲よりの強求税に従ひもせざりき、かの總價格に對する三步の割合にて、公所資金に寄附することは、本來此船の與り知らざ

るところにして、其茲に爲すべきは、唯だ其貨物を販賣するの一事のみ、此事に關しては、何等強迫の煩ひを被むるなく、其購求せし貨物を積み込むにも欲するがまゝなり。されど、其販賣する得意先は、唯其保護商人に限られたり。此の保護商人は、外國商人の爲めに、事務所倉庫宿所を供給し、奴隸を周旋して不自由なからしめ、其輸入品は特別専用の船にて、倉庫に運ばしめたり。斯くして其買手たるものは、此幹旋人たる保護商人そのものなり。彼は其利益と支出とより打算し、估却の上、充分なる利益を得るに足る丈の相應なる價格、又は欲する儘の價格を以て購求す。彼れの支出と稱するものは、政府より要求せらるゝ凡ての税、及び官憲より要求せらるゝ過重の強求税とす。東印度會社のいふ所によれば、英國より廣東に運送せられたる英國生産物の正味損失は、二十三年間に於て百六十八萬八千零三磅に達せりといふ。是れ實に會社のいふ如く、需要以外の通商強行せらるゝが爲めならん、されど、更にそは保護商人に附與せられたる絶對權によりて、説明しうべき如く、自由競争より生ずる制裁なしに、其の價格を定むることに歸着すべし。譬ひ、此の獨占商人等が、更に價格の標準を高め、以て通商を活潑ならしむるを希望せりとするも、尙ほ彼等は、自由貿易の原動者たるを得ず。何となれば、彼等は、已に賣買價格の間に、夥だしき剩餘を存せざるべからざる事情の下にあればなり。

輸出品の購賣 輸入品は、凡て以上の如く扱はるゝを以て、外國商人等の、更に心慮を煩はすべきは其の賣揚げ金を以て、貨物を購求すること、及び英國船ならぬ船は、何れも此際準備すべき必要ありし正

金を以て、其船の積荷を購ふことなりき。絹の積荷量は、法令によりて、何れの船も、一艘百四十擔(百七十五包)と限定せられたるに、支那の生産物にして、此外茶を除きては、他に何等の重要なる購求物もなし。但し、茶は、外國貨物の主要なる部分を占めたり。輸出品(茶を含む)も、輸入品と同じく、保護商人の手によるか、又は其の手を経てのみ取扱はる。然れども、茶に關しては習慣上、外國人が之に容喙するの權を有せり、即ち或る通商期の終りに於て、彼等は、次期の定額定量を定め得たり、さなくとも、唯だ定量を定むるを得たり、而して其の價格に就きては、次期の初めに於ける時價に従ふこととせり。されど、彼等が今年若しくは明年の價格を決定するに當りては、彼等のみの意見になるにあらずして、其間に保護商人との協定を要す。輸出品に於て、又た外國協商組合は、賣買總價格の間に、夥多の剩餘を存せざるべからざるの事情にありき。其の他又た或る一艘の船の行ふ貿易は、全く一人の仲介者の手になり、表面上は、正金取引なれど、實は物品交換を以てせられたり。若し買手の不同意によりて、茶の價格に下落を來す場合には、常に保護商人が此間にありて、隨意に輸入品の價格を下げて、以て其平衡を與へたり。事態已に斯くの如くなれば、パーク Buntke が嘗て支那專業權を、東印度商會のそれに比していひし中にも、『支那專業權が國內に於て、地方行政官の保護を受くるに當り、種々の條項規定を提出實行するに至らしめたるは、支那商人自からが招きたるものにして、外國人たる英人の與り知らざる所なり』と。實に支那の專業者は、國內にありて、其の官憲等の保護を受けたり。然れども、尙ほ種々の規定を作出せしめしも